品川区長期基本計画

品川区総合実施計画

第 4 次 [平成 28 年度 (2016 年度) ~平成 30 年度 (2018 年度)]

品川区民憲章

制定 昭和57年10月1日

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市 東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文 化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。 わたくしたちは、この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香 り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いた します。

- 一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自 治を確立し、進んで区政に参加します。
- 一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人 権を尊重し、人間性豊かな環境をつくります。
- 一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。
- 一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をは かり、健康で豊かな区民生活を目指します。
- 一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思い やりと生きがいのある地域社会をつくります。

品川区総合実施計画(第4次)の策定にあたって

このたび、平成28年度から平成30年度までの3カ年を計画期間とする品川 区総合実施計画(第4次)を策定いたしました。

この総合実施計画は、平成26年度に改訂した品川区長期基本計画の最後の3 カ年を締め括り、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現に向け、真 に必要な施策を一層のスピード感を持って的確に推進するため、策定いたしま した。

品川区を取り巻く社会経済環境の変化は、ますます早く、大きく、そして複雑化しており、それらへの対応は時機を捉え迅速に進めなければなりません。

国が掲げる「一億総活躍社会」に向けての施策や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた事業など、その影響を機敏に捉え、効果的な活用と連携が必要です。

また、東日本大震災から5年が経過しましたが、区からも被災地復興に向け職員を派遣し支援を続けており、この震災からの教訓は決して風化させることなく、区の防災対策に着実に生かさなければなりません。

さらに、昨年実施した最新の人口推計では、平成39年までの人口増を予測し、中でも年少人口は平成38年まで伸び続けるもので、そこから見込まれる行政需要への対応を急ぐ必要があります。

今後も効果的・効率的な区政運営に努め、健全財政を堅持しながら、区民が 真に必要とする施策を迅速かつ的確に推進するとともに、区のシティプロモー ションのキャッチコピーである「わ!しながわ」を合言葉に、区民の方々が区 に一層の誇りと愛着を持ち、住み続けたいと感じ、区外の方々が品川区への興 味を抱き、訪れ、住んでみたいと思えるまちを作ってまいります。

平成 28 年 4 月

品川区長 濱野 健

目 次

第	1	長其	朋基本計画の実現のために	
	1.	具体的指	 皆針として区政運営を進めます	1
	2.	計画の期	明間	1
	3.	今後の生	少子高齢化の進展に対応するために	1
	4.	財政収支	との想定と計画事業費	4
	5.	基本構想	思の基本理念、長期基本計画の都市像と実施計画の位置づけ	5
	6.	計画の加	拖策体系	6
第	2	総合	き実施計画の内容	
	\bigcirc	総合実施	施計画の重点項目	9
	•	東京ス	オリンピック・パラリンピックの開催に向けて	. 10
	•	しなな	ぶわネウボラネットワークの構築	. 12
	•	地域台	回括ケアシステムの推進	. 14
	•	木密均	地域不燃化 10 年プロジェクトの推進	. 16
	1.	だれもな	が輝くにぎわい都市	. 19
		1 - 1	区民活動が活発な地域社会を築く	. 19
		1 - 2	産業の活性化を図る	. 26
		1 - 3	都市型観光を推進する	. 39
		1 - 4	伝統と文化の継承と発展を図る	. 44
		1 - 5	生涯学習・スポーツを振興する	. 47
		1 - 6	国際交流を推進する	. 54
	2.	未来を創	る子育て・教育都市	. 57
		2 - 1	子育ち、親育ちを支援する	. 57
		2 - 2	学校教育の充実を図る	. 69
		2 - 3	次代を担う青少年を育成する	. 80
		2 - 4	平和で人権が尊重される社会をつくる	85

3.	みんなっ	で築く健康・福祉都市	89
	3 - 1	区民の健康づくりを推進する	89
	3 - 2	高齢者福祉の充実を図る1	00
	3 - 3	障害者福祉の充実を図る1	14
	3 - 4	地域福祉を推進する1	25
4.	次代に~	つなぐ環境都市1	33
	4 - 1	水とみどりの豊かな都市をつくる1	33
	4 - 2	やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する1	43
	4 - 3	環境再生のまちをめざす1	47
	4 - 4	環境コミュニケーションを充実する1	56
5.	暮らしを	·守る安全·安心都市1	61
	5 - 1	災害に強いまちをつくる1	61
	5 - 2	魅力的で住みよい市街地を整備する1	79
	5 - 3	便利で安全な交通環境をつくる1	86
	5 - 4	区民生活の安全を確保する1	93
6.	区政運営	営の基本姿勢1	97
	6 - 1	協働による区政運営を推進する1	97
	6 - 2	行政改革を継続的に推進する2	02
	6 - 3	基礎自治体としての基盤を確立する2	10

第1 長期基本計画の実現のために

長期基本計画の実現のために 第 1

1. 具体的指針として区政運営を進めます

品川区は、平成20年(2008年)4月に基本構想を、またその実現をめざし て平成21年(2009年)4月に長期基本計画をそれぞれ新たに策定しました。

また、その後の区政を取り巻く社会経済環境の変化に機動的に対応するため、 長期基本計画の中間見直しを行い、平成26年(2014年)4月に改訂しました。

この実施計画は、新しい基本構想に示された「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目標とし、改訂後の長期基本計画に掲げられた課題および 施策を具体化するための3カ年の総合的な行財政計画です。品川区は、この実 施計画を具体的指針として区政運営を進めます。

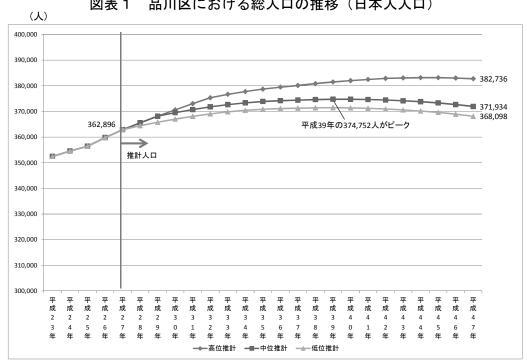
2. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度(2016 年度)から平成 30 年度(2018 年度) までの3カ年です。

3. 今後の少子高齢化の進展に対応するために

(1) 人口の推移

住民基本台帳人口は平成10年(1998年)以降、増加しています。品川区 の総人口は当面は増加傾向を維持しますが、平成39年(2027年)の374,752 人をピークとして、以降は減少に転じるものと予測しています。

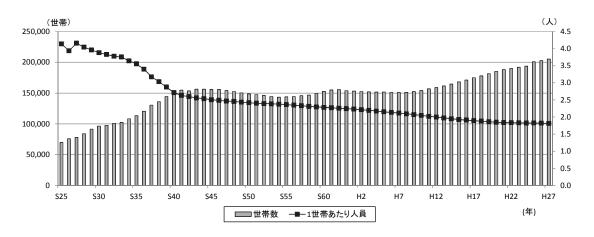


品川区における総人口の推移(日本人人口) 図表 1

資料)住民基本台帳より品川区作成。平成28年(2016年)以降は将来推計値。

(2)世帯の動向

核家族化や単身世帯の増加により、品川区では1世帯あたりの人員数が減少しており、平成27年(2015年)には1.81(人/世帯)となっています。また、今後、高齢化の進展にともない、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加するものと予測しています。



図表2 品川区の世帯数、1世帯あたり人員の推移

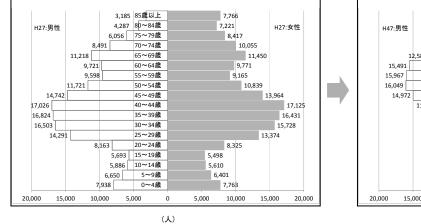
「品川区の統計」より

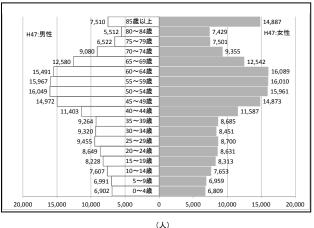
(3)年齡構成

平成27年(2015年)現在、品川区には25~54歳の若年者や団塊ジュニアの世代、65歳~69歳の団塊世代を中心とした居住者が多く、20年後の平成47年(2035年)には当該層が高齢期になり、区内の高齢化は一層進むものと予測しています。将来推計では、平成27年(2015年)に21.5%であった高齢者人口比率が、平成47年(2035年)には25.0%になると見込んでいます。

図表3 品川区における人口ピラミッドの変化(日本人人口)

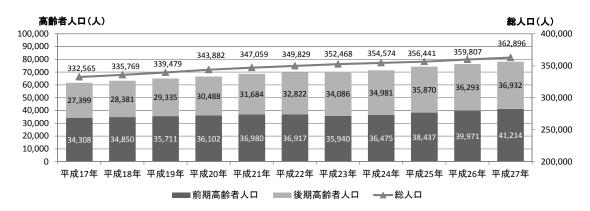
区全体 平成 27 年 (2015 年) 区全体 平成 47 年 (2035 年)





資料)住民基本台帳より品川区作成。平成47年(2035年)は将来推計値。

図表4 品川区の高齢者人口の推移(日本人人口)



(人)

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	332,565	335,769	339,479	343,882	347,059	349,829	352,468	354,574	356,441	359,807	362,896
高齢者人口比率	18.6%	18.8%	19.2%	19.4%	19.8%	19.9%	19.9%	20.2%	20.8%	21.2%	21.5%
前期高齢者人口比率	10.3%	10.4%	10.5%	10.5%	10.7%	10.6%	10.2%	10.3%	10.8%	11.1%	11.4%
後期高齢者人口比率	8.2%	8.5%	8.6%	8.9%	9.1%	9.4%	9.7%	9.9%	10.1%	10.1%	10.2%

資料) 住民基本台帳より品川区作成

4. 財政収支の想定と計画事業費

(1) この計画では、現行の行財政制度を前提に、過去の実績および今後の 経済動向を考慮して、計画期間中の財政収支を表1のとおり想定しました。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

表1:財政収支の想定

	· 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合 計
	特別区税	43, 317	43, 620	43, 590	130, 527
歳	特別区交付金	37, 400	36, 400	36, 200	110, 000
	国・都支出金	49, 241	45, 700	35, 000	129, 941
入	その他	37, 941	37, 260	42, 790	117, 991
	歳入合計	167, 899	162, 980	157, 580	488, 459
	人 件 費	25, 765	24, 640	25, 030	75, 435
歳	公 債 費	2, 155	1,860	1,610	5, 625
出 出	投資的経費	52, 862	45, 600	38, 400	136, 862
	一般行政経費	87, 117	90, 880	92, 540	270, 537
	歳出合計	167, 899	162, 980	157, 580	488, 459

(2) 計画事業費は、表2のとおり想定しました。

表 2:都市像別計画事業費

都市像	事業数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	合 計
だれもが輝くにぎわい都市	43 事業	1,833	2, 073	1,820	5, 726
未来を創る子育て・教育都市	45 事業	16, 083	18, 731	24, 338	59, 152
みんなで築く健康・福祉都市	75 事業	10, 914	6, 768	8, 915	26, 597
次代につなぐ環境都市	43 事業	5, 770	3, 320	4, 174	13, 264
暮らしを守る安全・安心都市	79 事業	33, 931	34, 818	19, 013	87, 762
区政運営の基本姿勢	20 事業	1, 289	1, 017	1, 011	3, 317
合 計	305 事業	69, 820	66, 727	59, 271	195, 818

5. 基本構想の基本理念、長期基本計画の都市像と実施計画の位置づけ

この計画は、基本構想が掲げる3つの基本理念と、長期基本計画が掲げる5 つの都市像を具体化するため、基本構想の方針や長期基本計画の施策の方向性 に沿って推進していく具体的な事務事業の内容とスケジュールを明らかにす るものです。

基 櫹 本

区の将来像と基本方針を明らかにしたもので、長期基本計画と総合実施計画の指針となるものです。「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」をめざして、次の3つの理念を掲げています。
1. 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

- 2. 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- 3. 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

長期基本計画 (10 年間)

基本構想を具体化するために 行う施策と、実現の方向を明らか にしたもので、次の5つの都市像 を掲げています。

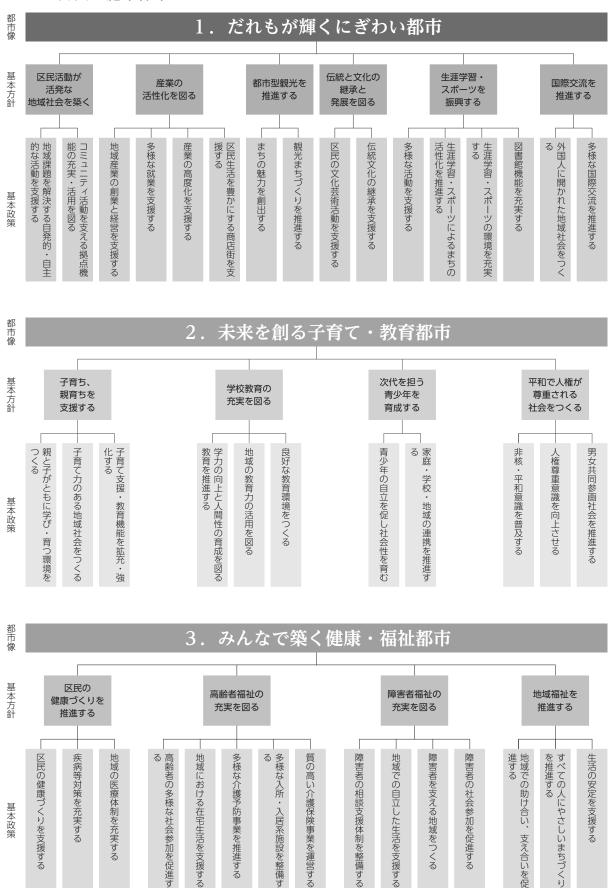
- 1. だれもが輝くにぎわい都市
- 2. 未来を創る子育て・教育都市
- 3. みんなで築く健康・福祉都市
- 4. 次代につなぐ環境都市
- 5. 暮らしを守る安全・安心都市

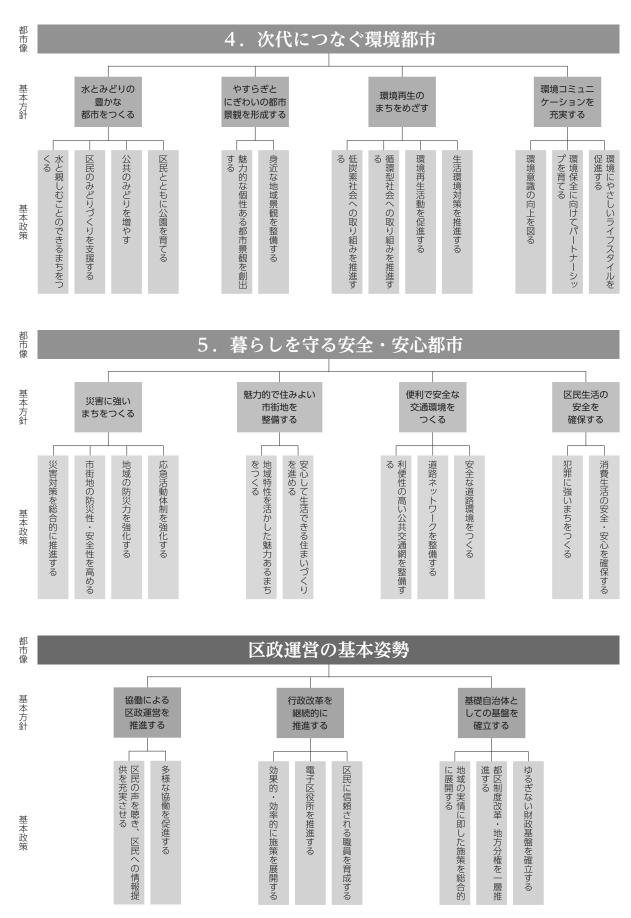
総合実施計画 (3年間)

基本構想と長期基本計画の理念 と都市像を具体化するため、基本 構想、長期基本計画の方針や方向 性に沿って具体的な事務事業を推 進するためのスケジュールを明ら かにしたものです。

(見直し・改定) 総合実施計画 予 算 業 執 行 事

6. 計画の施策体系





第2 総合実施計画の内容

(注1)《施策体系図》の表示について

- ① 個別施策の下線は、実施計画事業(「全体計画」)があることを示しています。
- ② 下線のない個別施策は、現在、経常的に行っている事業、区民と区または区民同士の協働の促進などにより実施していく事業です。

(注2) 計画内容を示す数値について

- ① 実施計画事業 (「全体計画」) の計画内容には、その事業内容を示す数値を年度毎に記載しています。なお、事業内容を示す適切な数値がない事業は、記載を省略しています。
- ② 各年度の数値は、基本的に年間の数値を記載していますが、数値の意味合いが分かりやすいよう、累計の数値を記載している事業もあります。

〇 総合実施計画の重点項目

総合実施計画の施策の中で、次の4つの項目を重点項目として位置づけ、区を挙げて、組織横断的に施策を推進していきます。

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて
- ・ しながわネウボラネットワークの構築
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて

◎は、総合実施計画(第4次)の計画事業 〇は、計画事業外で連携して推進する事業

まちづくり

文化 • 観光



機運釀成



ビーチバレーボール イベント

文化 • 観光 (P.40·43·45)

- ◎多言語パンフレットの発行
- ◎多言語観光案内板の整備
- ◎海外日本博への出展
- ◎航空機機内用冊子の発行
- ◎交通事業者等との連携
- ②品川区民芸術祭の充実

オリンヒ°ック・ハ°ラリンヒ°ック周知 (P.51)

- ◎事前キャンプ誘致プロモーション
- ○オリンピック・パラリンピック競技周知 ツールの設置
- ○カウントダウンタイマーの設置
- ○地区委員会周知事業

区内実施予定競技PR (P.51)

- ◎実施予定競技周知·体験·観戦
 - ブライント、サッカー公式戦誘致
 - ビーチバレーボールフェスタ
 - ホッケー教室
- ○小中学生向け観戦ガイドの発行

施設等整備 (P.42·145他)

- ◎オリンピック・パラリンピック競技会場 周辺の無電柱化等の推進
- ◎しながわWi-Fiスポットの整備
- ◎しながわ区民公園・勝島の海の再整備
- ◎公園運動施設の改修
- ◎五反田リバーステーションの整備

コニハ゛ーサルテ゛サ゛イン (P.129)

◎ユニバーサルデザインの普及啓発



イングリッシュキャンプ

区民との協働 (P.51)

- ◎しながわサポーターの編成
- ◎区民アイデア事業の募集・実施
- ◎文集の募集・発行



五反田リバーステーションの整備イメージ

教育 (P.71)

- ◎小学校英語科
- ◎グローバル人材育成塾
- ◎イングリッシュキャンプ
- ○オリンピック・ハプラリンピック教育プラン

多言語対応 (P40·P81)

- ◎青少年ボランティアガイド
- ◎しながわ水族館

おもてなし事業

○商店街多言語情報冊子の発行

少年少女スポーツ

- ○全国大会出場支援
- ○少年少女スポーツ団体助成
- ○スポーツ指導者養成

障害者スポーツ (P.50)

- ◎ユニバーサルスポーツ大会
- ◎障害者水泳大会
- ○障害者スポーツフォーラム



英語少し通じます商店街プロジェクト

外国人との交流 (P.56)

国際化

- ◎おもてなし語学ボランティア◎外国語少し通じますプロジェクト
- ◎大使館・領事館との交流
- ○グローバル給食
- ○グローバルプロジェクト

スポーツ推進

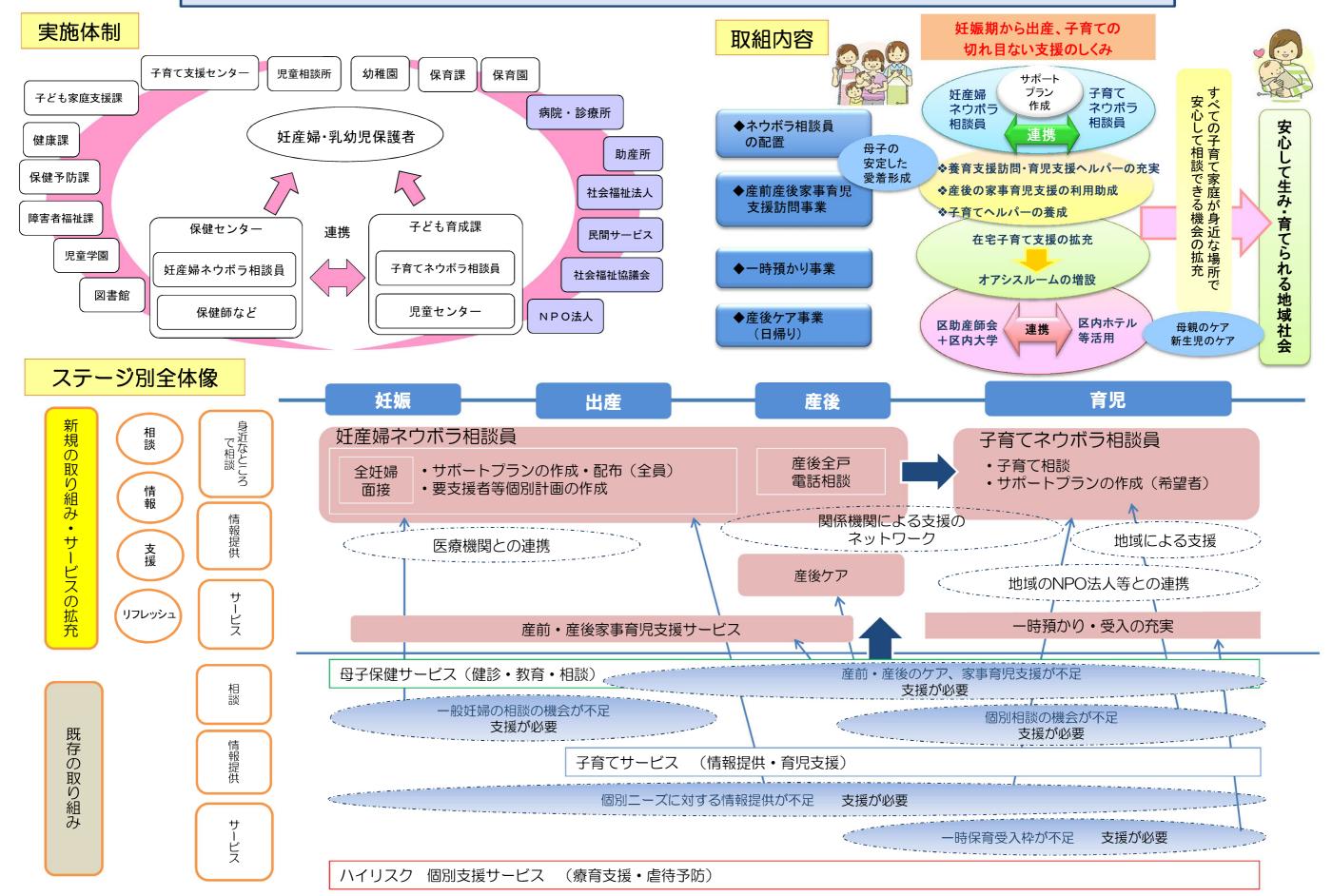
○千客万来プロジェクト ○運動支援員の配置



ブラインドサッカーフェスタ

しながわネウボラネットワークの構築 (P.63)

品川区は、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを生み育てやすい環境の 充実をめざす新たな取り組み、「しながわネウボラネットワーク」の構築を開始しました。



地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、住まい・ 医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供できるよう、品川区にあ る資源を活用して地域包括ケアのしくみづくりを進めていきます。

病気になったら

医僚

(P.98)



急性期、回復期、かかりつけ医制度

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを 人生の最後まで続けることができるように

多職種連携による医療と介護・福祉との連携促進

認知症対策 くるみぷらんの推進



認知症高齢者を支える しくみの強化・充実

在宅サービス

介護が

◇訪問介護 ◇通所介護

◇短期入所 など

地域密着型サービス

必要になったら

24時間365日を通して在宅 介護を支えるサービスの充実

◇(看護) 小規模多機能型居宅介護

◇定期巡回・随動が応サービス など (P.105)





セーフティネットとして 多様な施設を整備 (P.110)

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人保健施設
- ◇認知症グループホーム など



シニアの社会参加への 支援充実 (P.102)

- ◇地域貢献ポイント
- ◇多世代交流

いつまでも元気に暮らす

(P.107·108)

多様な介護予防事業の推進

- ◇認知症予防
- ◇運動
- ◇栄養改善



在宅生活支援の基盤整備 協働による支え合い



◇介護家族への支援

◇虐待防止

◇成年後見人



事業者、社会福祉協議会、NPO法人など

(P.126·127)

相談支援・コーティネート

介護

(P.126)

(P.104)

支え愛ほっと ステーション

地域包括 支援センター

在宅介護 支援センター



身近な相談窓口の設置 相談機能・体制の充実

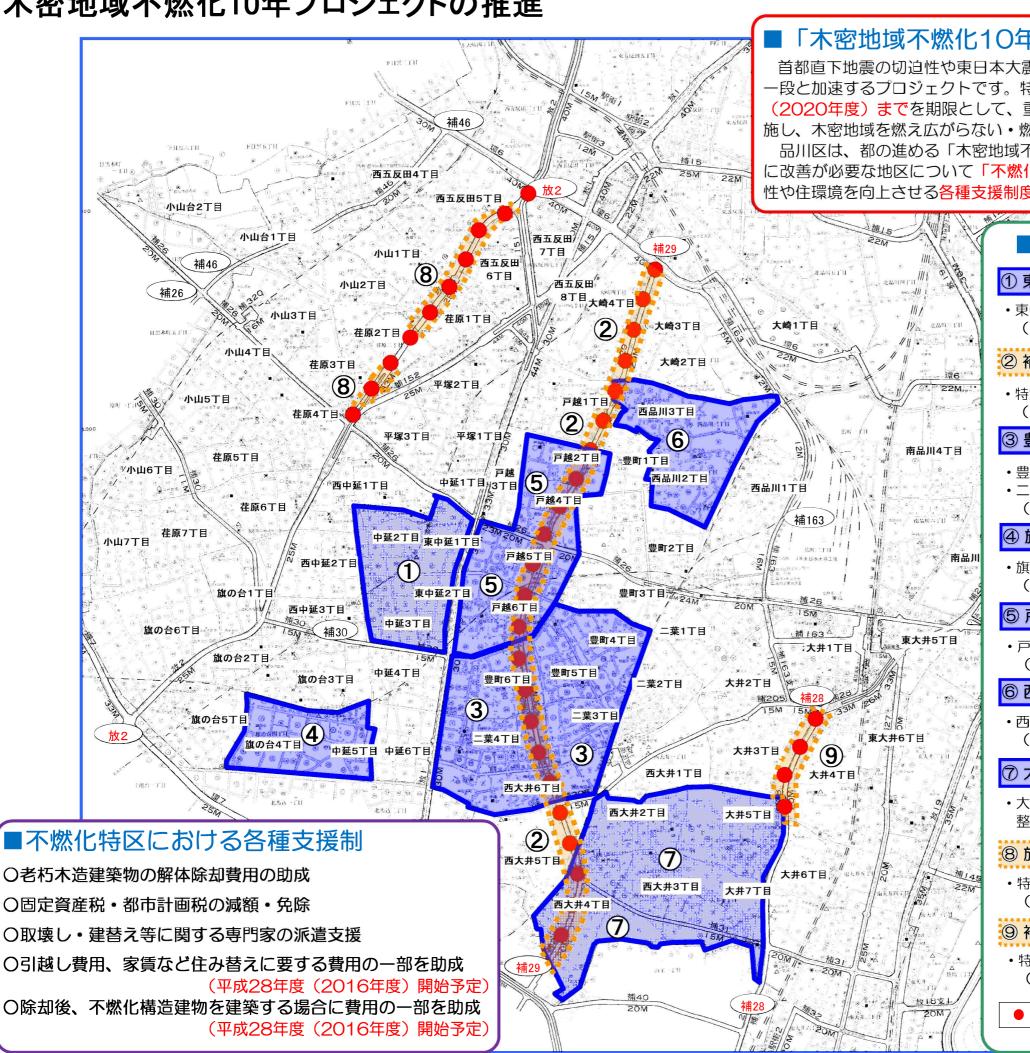
- ◇見守りネットワークの構築
- ◇ふれあいサポート活動・支え愛活動
- ◇サービスの担い手







木密地域不燃化10年プロジェクトの推進



「木密地域不燃化10年プロジェクト」とは

首都直下地震の切迫性や東日本大震災を踏まえ、木造住宅密集地域(木密地域)の改善を 一段と加速するプロジェクトです。特に甚大な被害が想定される地区を対象に、<mark>平成32年度</mark> (2020年度)までを期限として、重点的・集中的に従来よりも踏み込んだ整備促進策を実 施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標としています。

品川区は、都の進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づき、木密地域のうち特 に改善が必要な地区について<mark>「不燃化特区」</mark>として指定を受け、都と連携して、地域の防災 性や住環境を向上させる<mark>各種支援制度</mark>を実施しています。

9地区 ■品川区内の不燃化特区

① 東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区

東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区密集住宅市街地の整備促進 (P.164)

② 補助29号線沿道地区

・特定整備路線(補助29号線)沿道不燃化の促進 (P.167)

③ 豊町4・5・6丁目、二葉3・4丁目および西大井6丁目地

- ・豊町4・5・6丁目地区密集住宅市街地の整備促進
- ・二葉3・4丁目、西大井6丁目地区密集住宅市街地の整備促進 (P.164)

④ 旗の台4丁目、中延5丁目地区

・旗の台・中延地区密集住宅市街地の整備促進 (P.164)

⑤ 戸越2・4・5・6丁目地区

・戸越・豊町地区防災生活圏促進事業の推進 (P.167)

⑥ 西品川2・3丁目地区

西品川2・3丁目地区密集住宅市街地の整備促進 (P.165)

⑦ 大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目地区

大井5・7丁目、西大井2・3・4丁目地区密集住宅市街地の 整備促進 (P.165)

⑧ 放射2号線沿道地区

・特定整備路線(放射2号線)沿道不燃化の促進 (P.168)

9 補助28号線沿道地区

- ・特定整備路線(補助28号線)沿道不燃化の促進 (P.168)
- ● 都市計画道路(都施工 未完) ※特定整備路線

1. だれもが輝くにぎわい都市

- 1-1 区民活動が活発な地域社会を築く
- 1-2 産業の活性化を図る
- 1-3 都市型観光を推進する
- 1-4 伝統と文化の継承と発展を図る
- 1-5 生涯学習・スポーツを振興する
- 1-6 国際交流を推進する

第2 総合実施計画の内容

1. だれもが輝くにぎわい都市

区民活動が活発な地域社会を築く

品川区においては今日でも下町のよさが息づき、コミュニティ意識がしっかりと根づ いている地域が多く、203 の町会・自治会を中心とした地域の支え合いや子育て支援、 高齢者への生活支援などの、区民同士の助け合いも活発に行われています。また、商店 街による地域活性化の取り組みや地域貢献活動に参加する企業や大学、NPO、ボラン ティアも増えてきています。

しかし、増加しつつある高層マンションでは、地域への関わりが総じて弱い傾向にあ り、人口の増加に比して町会・自治会への加入や地域活動への参加があまり進まない状 況が見られます。

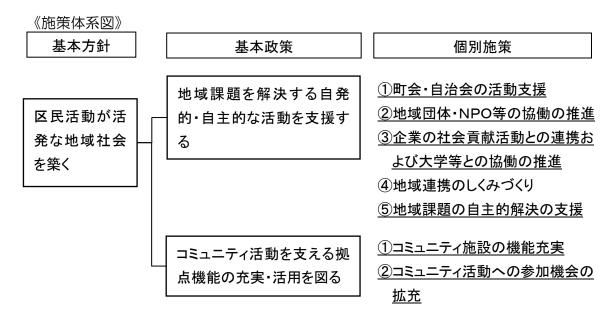
一方、東日本大震災の経験から地域における「共助」の重要性が再認識されています。 災害への備えや対応には、区民一人ひとりの「自助」と、町会・自治会やこれを母体に 自主的に結成された防災区民組織などを中心とした「共助」による助け合いが不可欠で す。いざというときに頼りになるのは、「向こう三軒両隣」と言われるように、近隣や 地域に住む人たちの力です。

こうした中、マンション内での備蓄、マンション住民が一体となっての防災活動を行 うなど、マンション内における自主的な取り組みが進められるとともに、近隣との関係 を見直すなどの新たな動きも見られます。

また、災害だけでなく、子育て、介護、防犯、美化清掃など、誰もが安全で安心して、 そして快適に生活していくためには、地域コミュニティの一層の活性化が必要不可欠で す。日頃からのふれあいや交流をとおして、地域のつながりをより強固なものへとして いくことが何よりも大切です。

区民活動の輪は、町会・自治会を中心として、商店街、ボランティア団体やNPOは もとより、企業や大学などによる社会貢献活動へと大きな広がりを見せています。今後 は、区民と区との協働に加え、区民同士や区民と企業・大学等との協働を進めるととも に、多様な区民活動のネットワークを構築します。

また、地域の課題が複雑化、多様化しており、これまでの枠組みの中では解決するこ とが困難な事案が増えており、自主的解決のための支援を行います。



1-1-1 地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する

①町会・自治会の活動支援

町会・自治会への加入促進のため、その果たしている役割をパンフレットやホームページ等で広く紹介します。また、町会・自治会の主体性を尊重しながら活動の活性化や組織運営に係る支援を行います。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容		
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			新規自	主活動助成制度	の充実	
	•条例の策定		【実施事業数】			
	・支援制度の		40 件	40 件	40 件	
	充実		町会・自治会の活動活性化推進条例の運用			
町会・自治会の	・区民への啓		法人化の促進			
活動支援	発	支援の充実	【法人化した町	会数】		
	•支援相談体		60 団体	65 団体	70 団体	
	制・活動紹介 の充実		町会·自治会	€の支援相談体領	制·活動紹介	
	の元 文			の充実		
			【活動紹介リー	・フレット発行回数	效】	
			1 回	1 回	1 🗓	

(実施課:地域活動課、企画調整課)

^ / = =	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度	(平成 28~	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	末見込み	30 年度)				
			加入你	足進チラシの作品	龙支援	
町会・自治会へ	加入促進の支	加入促進の支援 の充実	加入促進支援制度の実施			
の加入促進の支援	援		加力	(促進ハガキの配	配布	
			【加入促進ハカ	ずキ配布数】		
			10,000 枚	10,000 枚	10,000 枚	

(実施課:地域活動課)

②地域団体・NPO等の協働の推進

地域に貢献する団体や個人を支援し、社会的に有用な活動が活発に展開される地域 社会づくりを進めます。さらに、区内で活動する各種団体が、地域において交流する 機会を提供するなど、ネットワークづくりを支援します。

	現況	必要事業量		計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼		-		
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	協働事業提案 制度の推進		協働	事業提案制度 <i>0.</i>	推進	
			2 団体	2 団体	2 団体	
	地域振興基金		地域振興基金を活用した			
	を活用した区		区民活動助成制度の推進			
	民活動助成制		【事業実施数】			
協働の推進	度の推進	 協働の推進	10 団体	10 団体	10 団体	
	 協働推進施設			施設の運営		
	の運営		【利用団体数】			
			19 団体	20 団体	21 団体	
	区民活動情報		区民活動情報サイトの運用			
	サイトの運用		【月間平均アク	'セス数】		
			11,500 件	12,000 件	12,500 件	

③企業の社会貢献活動との連携および大学等との協働の推進

区内企業の社会貢献活動を促進するとともに、企業と区との連携を推進し、さらに 企業と地域社会との多様な接点をつくる機会を提供します。

また、大学等の教員・学生とその教育力を具体的に地域活動やまちづくりに活かせ るように、区民や地域団体と大学等の地域活動等をさらに結びつけるなど、連携・協 力を広げ、深めていきます。

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
企業の社会貢献活動の推進	しながわ CSR 推進協議会の 活動推進	企業の社会貢献活動の推進	しながわ CSR 推進 会を企業が 社会可推進 協議発足・運 協議発足・運 営開企業数】 66 企業	幹事会を中心	推進協議会・かとした企業の活動の推進

(実施課:総務課)

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計 画 内 容		
ᆂᄴᄞᄪ	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			大学	≌等との協働の持	推進	
大学等との協働の推進	連携体制の構築・強化	大学等との協働の推進	(仮称)大学 連携推進協 議会の設立		携推進協議会た連携推進	
			【(仮称)連携推	推進協議会参加	大学数】	
			3 校	5 校	7 校	

(実施課:総務課)

④地域連携のしくみづくり

防災防犯や福祉、まちづくり、子どもの社会性を育むことなど地域課題の解決のた め、区がコーディネーターの役割を果たし、町会・自治会、商店街、企業、学校、N PO、ボランティア、PTAなどが今まで以上に緊密に連携していく基盤づくりを進 めます。

⑤地域課題の自主的解決の支援

地域課題の複雑化・多様化にともない、町会・自治会、商店街、企業、NPOとい ったこれまでの枠組みの中では解決することが困難な事案が増えており、課題解決の ために各分野における専門的なアドバイスが必要とされていることから、専門家の派 遣などの支援を行います。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町会・自治会の	弁護士相談•	自主的課題解決	弁護	士相談・派遣の	実施
自主的課題解決の支援	派遣の実施	の支援	【相談件数】 5件	5 件	5 件

|1-1-2| コミュニティ活動を支える拠点機能の充実・活用を図る

①コミュニティ施設の機能充実

地域のニーズに応じた柔軟な運用を可能にするため、町会・自治会館の整備や地域 施設の地域住民による自主管理を支援します。また、区民集会所など、既存の施設に ついても地域の実情に即して、機能の充実を図ります。

 	現況	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容			
主体 司 凹	全 体 計 画 平成 27 年度 (末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			建設・改築・修繕の支援の充実			
	・建設・改築・		【新規会館取得	导件数 】		
町会・自治会館	修繕の支援	 支援の充実	3 件	3 件	3 件	
の整備の支援	•耐震化の支	又接切几天	耐震補強設計・耐震改修の助成の充実			
	援		【耐震改修実施	色会館数】		
			5 件	5 件	5 件	

(実施課:地域活動課)

全体計画	現況	必要事業量		計画内容	計画内容	
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ - 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
区民集会所の整	荏原第一区民 集会所の移 転・開設検討	荏原第一区民集 会所の移転・開 設工事(33 年 度)	設計		工事	
備	荏原第四区民 集会所の改修 検討	荏原第四区民集 会所の改修	改修設計	改修工事	_	

②コミュニティ活動への参加機会の拡充

コミュニティの形成にとって不可欠な身近な地域の人や出来事、行事や多彩な文化 スポーツ活動の情報など、地域での様々な活動に参加を促すための地域情報の収集・ 発信の基盤を整備します。また、地域福祉や健康づくりなど、地域において気軽に活 動に参加できるしくみづくりを進めます。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ふれあい掲示板	老朽化した掲示板の板面取	建替え	ふれあい掲示板の建替え		
の建替え	替え・建替え	(201 基)	【建替え数】	47 #	4-7 11
	(263 基)		107 基	47 基	47 基

1-2 産業の活性化を図る

品川区は住工商が混在した街として発展してきており、今後もこれらのバランスを考えながら発展させることが求められています。

工業については、都市化の進展および企業の移転などから、区内の工場数が減少していますが、依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在しています。また、この高度な基盤技術やIT技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業や、新しい業態である製造現場をもたないファブレス企業*1の台頭も見られることから、これらの企業に対する技術力向上や人材育成等の支援を行うことにより、区内産業の高度化を総合的に支援します。

商業については、大型マンションの建設による人口増や消費者ニーズの変化・多様化、 景気の影響による個人消費の動向、価格競争の激化、インターネットの急速な普及、大 規模店舗の立地など、商業の構造や環境が大きく変化しています。地域住民の生活を支 えるインフラのひとつとして商店街を維持発展させるため、商店街が担う地域コミュニ ティの核としての多様な役割を認識しつつ、個性をもった魅力ある商品・個店の創出と、 その魅力ある商品・個店から構成される商店街づくりを支援していきます。

このほか、少子高齢化の進展により、産業を支える労働力の減少が懸念されています。 中小企業の雇用環境を整えるとともに、今後の社会の「支え手」となる若年者への就業 支援や貴重な労働力として期待される高齢者・女性の意欲・能力の活用のための支援を 行います。

-

^{※1:}ファブレス企業 自社で生産設備をもたず、自らは製品の設計やマーケティング、販売などに特化し、外部の協力企業に100%生産委託しているメーカーの企業のことです。生産を外部に委託することにより、市場の変化に素早く対応でき、設計や技術開発、研究開発などに専念できるメリットがあり、工場をもたないため資金も固定化せず、需要に応じた生産量の調整を行いやすいのが特徴です。

《施策体系図》

基本方針

産業の活性 化を図る

基本政策

地域産業の創業と経営を支 援する

個別施策

- ①地域産業の創業支援
- ②地域産業の経営力強化
- ③中小企業勤労者への支援

多様な就業を支援する

- ①関係機関と連携した就業支援
- ②人材の確保・育成の支援
- ③若年者の経済的自立の支援
- ④高齢者・女性の就業機会創出 の支援

産業の高度化を支援する

- ①製造業・情報通信業等への総 <u>合的支援</u>
- ②産学公連携の推進
- ③ものづくり人材の育成
- ④マーケット拡大の支援
- ⑤産業活性化拠点施設の運営

区民生活を豊かにする商店 街を支援する

- ①にぎわいのある商店街づくり
- ②小規模商店街の活力づくり
- ③魅力ある個店の育成・支援

1-2-1 地域産業の創業と経営を支援する

①地域産業の創業支援

新たな産業の創業支援と創業後の経営基盤の強化に向けた支援を行い、様々な支援 メニューを通じ、区民が区内で創業できるしくみづくりを検討します。

人	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	剑类 士怪 4、		創業支持	爰センターの運営	営の充実
	創業支援セン	04557E	【武蔵小山創業支援センター入居経験者の		
	ターの運営		ち区内で事業継続している事業者数(累計)】		
┃ ┃創業支援		営	11 事業者	14 事業者	17 事業者
		・品川産業支援 交流施設との連	創業支援	セミナー・イベン	小の充実
	創業支援セミ	携	【武蔵小山創業	美支援センター倉	川業支援セミナ
	ナーの充実		一実施回数】		
			40 回	40 回	40 回

(実施課:商業・ものづくり課)

②地域産業の経営力強化

産業構造の変化に対応するための事業承継の支援や、経営のノウハウ・経営戦略等 に関しての知識や技術習得の場の提供、事業経営に必要な資金調達等の支援を通じて、 経営基盤の強化を図ります。

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	71.75.2		<u> </u> 融資	<u> </u>	<u> </u>
			【融資実行件数 【配資	效 】	
			1,497 件	1,487 件	1,487 件
			i	経営相談の充実	2
			【相談件数】		
			3,000 件	3,000 件	3,000 件
	経営力強化の 支援	経営力強化の支援	事業承継の		
			実態調査•	事業承継支援の実施	
			支援の実施		
4 7 24 1 34 //.			【相談件数】	,	•
経営力強化			30 件	50 件	50 件
			立地継続支援事業の実施		
			【助成件数】		
			2 件	2 件	2 件
			知識・技術習得の場の提供の充実		
			【セミナー開催数】		
			12 件	12 件	12 件
			ВС	P作成支援の充	E 実
			【助成件数】		
			5 件	5 件	5 件

(実施課:商業・ものづくり課)

③中小企業勤労者への支援

中小企業で働く勤労者の福利厚生の充実と勤労意欲の増進など、就労環境の改善を 支援します。

1-2-2 多様な就業を支援する

①関係機関と連携した就業支援

品川区就業センター*1において、ハローワークとの連携のもと、区民の就業を総合 的に支援します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			品川区就業センターの運営		
品川区就業セン	品川区就業セ	品川区就業セン	就業支援に係る総合的な情報発信		
ターの運営	ンターの運営	ターの運営	【相談者の就職件数】		
			750 件	750 件	750 件

(実施課:商業・ものづくり課)

②人材の確保・育成の支援

少子高齢化により労働力人口が減少する中で、中小企業における優秀な人材の確保 は今後、ますます重要な課題となってきます。このことから、中小企業が求める雇用 形態に配慮しながら、能力・技術を有する人材の確保・育成の支援を行い、そのため の環境の整備を図ります。

^ <i>\</i> -1 =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ - 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			求人企業支援事業の充実		
	採用活動の支		就業支援コーディネーターの派遣		一の派遣
	援		【支援企業の採用人数】		
中小企業の人材			60 人	60 人	60 人
の確保・育成の		支援の充実	コンサ	ルティング助成の	の実施
支援	ワークライフバ		事業所内育	f児施設整備補 ^I	助等の実施
	ランス推進支		配偶者出産休暇制度の奨励		の奨励
	援の充実		【配偶者出産休暇制度の導入数(累計)】		数(累計)】
			15 企業	20 企業	25 企業

(実施課:商業・ものづくり課)

※1: 品川区就業センター 品川区が平成 24 年(2012 年) 3 月に開設した、ハローワーク品川と一体となって運営を行う就業相談の窓口で、職業相談・職業紹介のほか、生活保護受給者等に対する就業支援を実施しています。区 の就業支援の総合窓口として、相談者を必要な支援窓口につなぐ役割を果たします。

③若年者の経済的自立の支援

新規学校卒業予定者、未就職卒業者、フリーター等をはじめとする若年者の就職環 境は依然として厳しい状況です。多くの若年者が就職に関して悩みを抱え、また、就 職しても職場になじめないことなどを理由に、早期に離職をしてしまう場合も少なく ありません。このような状況を改善するため、若年者の就職と就職後の継続就業をサ ポートすることにより、若年者の経済的自立を支援します。

全体計画	現況 平成 27 年度		計画内容		
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			就	業体験事業の実	ミ施
	▪就業体験事	•就業体験事業	【実習先に雇用された人数(累計)】		
┃ ┃若年者の経済的	業の実施	の実施	77 人	85 人	93 人
自立の支援	・就業支援セミ	・就業支援セミナ	就業支援セミナー・カウンセリング		
	ナー・カウンセ	ー・カウンセリン	の充実		
	リングの実施	グの充実	【相談件数】		
			175 件	180 件	185 件

(実施課:商業・ものづくり課)

④高齢者・女性の就業機会創出の支援

シルバー人材センターやサポしながわ**1の機能の充実を図り、高齢者の就業機会の 創出を一層支援します。また、子育て中の女性などが在宅しながら仕事を行うなど、 多様な形態の継続就業が可能となるしくみづくりを検討します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
高齢者・女性の 就業機会創出の 支援	シルンタ かれ これ に 用 会・女 相 業 就 で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で		【会員数】 2,700 人 サ 【就職決定者数 550 人	一人材センター 2,700 人 ポしながわの充 対 550 人 向け就業相談の 業体験事業の充	2,700 人 実 550 人)実施

(実施課:商業・ものづくり課)

1-2-3 産業の高度化を支援する

①製造業・情報通信業等への総合的支援

都市でものづくりを継続していくためには、下請け型企業から脱却し、独自技術や複合技術による製品の高付加価値化や新分野創出等を促進し、他社との製品・技術開発力の差別化を図ることが重要です。そのための足がかりとなる基盤技術の高度化支援や特許権をはじめとした知的財産権の取得支援といった経営戦略支援など、ものづくり系企業の総合的な支援を実施します。

一方、区内には、現代のものづくりに必要な組込みソフトからアプリケーションまでを手がける情報通信業や新製品・新技術を生み出す源泉である研究開発型企業も数多く立地しています。こうした企業をより一層誘致するための多面的な支援を実施します。

^{※1:}サポしながわ 社会福祉協議会とシルバー人材センターとが連携して運営する、概ね55歳からの方を対象とする 無料職業紹介所です。

<u></u>					
A 44 = 1 = 7	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			ビジオ	<u>-</u> ベスカタリスト※1 <i>0</i>	·)派遣
			【派遣回数】		
			180 回	180 回	180 回
			新製品・	新技術開発支持	暖の充実
			【助成件数】		
			18 件	18 件	18 件
			ソフトウェア開発費助成の充実		
			【助成件数】		
都市型産業を推			10 件	10 件	10 件
進する技術力向	技術力向上支 援の充実	技術力向上支援 の充実	知的財産権取得支援の充実		
上支援			【助成件数】		
			20 件	20 件	20 件
			都立産技高専	 :ײを活用した技	術指導の充実
			【実施回数】		
			55 回	55 回	55 回
			品川ビジネスクラブ※・を活用した		
				競争力強化支援	<u>I</u>
			【ビジネスクラフ	ブ会員数】	
			250 社	260 社	270 社

(実施課:商業・ものづくり課)

_

^{※1:}ビジネスカタリスト 企業実務経験者、専門家、大学等の研究者・技術者を登録し、中小製造業等に経営戦略、 技術開発等の様々なアドバイスを行います。

^{※2:}都立産技高専 東京都立産業技術高等専門学校

^{※3:} 品川ビジネスクラブ 中小製造業、情報通信業等に対し、より個別具体的な支援を行うために平成22年(2010年)7月に品川区が中心となり設立した一般財団法人です。

②産学公連携の推進

区内産業の活性化のため、高等専門学校や大学等が保有するノウハウ・技術を区内 中小企業が積極的に活用できるよう、産学公の連携を推進します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
	+成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		連携の充実連携の充実	インターンシップ助成の実施		
	連携の充実		【インターンシップ受入人数】		
産学公連携の推			20 人	20 人	20 人
進			都立産業技術研究センター等との連携		
			【助成件数】		
			15 件	15 件	15 件

(実施課:商業・ものづくり課)

③ものづくり人材の育成

都市型工業と呼ばれる付加価値の高いものづくりを推進するために、高度な知識、 技術、技能を有する次世代のものづくり産業に携わる人材の育成を図ります。また、 長年の経験等により培われた熟練技能者等がもつ技術・技能の継承を図ります。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			技術者育成支援の推進		
ものづくり次世代	次世代人材育	次世代人材育成			
人材育成支援	成支援の充実	支援の充実	【参加者数】		
			40 人	40 人	40 人

(実施課:商業・ものづくり課)

4マーケット拡大の支援

世界経済のグローバル化が進展する中で、区内企業がもつ高い技術力等の活きた情 報を、国内外で必要とする企業(人)に対し、インターネットや国内外の展示会を活 用し効果的に発信するとともに、東南アジア地域等への海外進出に取り組む区内中小 企業の活動拠点づくりを支援するなど、国内外におけるマーケットの拡大を積極的に 支援します。

	現況	必要事業量		計画内容	
┃ ┃ 全 体 計 画	平成 27 年度	(平成 28~			Π
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新市場開拓に向	販路拡大支援の充実	販路拡大支援の充実	メードイン品 川認定・PR 事業の実施 【認定件数】 4件 もの 【区内企業の新	の 	BIIIPR事業 実施 ————— 開催
けた販路拡大支			10 件	10 件	10 件
援			大手企業と	のビジネスマッチ	シグの実施
			【参加企業数】		
			20 社	20 社	20 社
			国内展示会へ	の共同出展・出	展支援の充実
			【出展助成件数	汝 】	
			20 件	20 件	20 件

(実施課:商業・ものづくり課)

^ <i>L</i> = 1 =	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			海外展示	会への出展支	援の充実
			【出展助成件数	女】	
			6 件	6 件	6 件
┃ ┃アジア地域等へ	 海外進出支援	 海外進出支援の	国際化	対応専門相談等	の充実
の海外進出支援	の実施	充実	【参加企業数】		
			45 社	45 社	45 社
			外国語版ホ	ームページ作成	支援の充実
			【助成件数】		
			5 件	5 件	5 件

(実施課:商業・ものづくり課)

⑤産業活性化拠点施設の運営

イベントホール、コワーキングスペース、オフィス、多目的スペース、工房等を備 えた品川産業支援交流施設(SHIP)*1において、ものづくり産業を中心とした技 術者の交流や、新しい価値を生み出す拠点として、区内の創業や産業の活性化を支援 します。

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度 平成 29 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
品川産業支援交	施設の開設・	施設の運営	産業支援交流施設の運営)運営
流施設の運営	運営	施設の連名	【会員数】		
			100 人	120 人	140 人

(実施課:商業・ものづくり課)

│1−2−4│区民生活を豊かにする商店街を支援する

①にぎわいのある商店街づくり

商店街のみならず地域にも活気をもたらす「にぎわい」を創出し、生活圏で買い物 を楽しめる商店街づくりを行うことが重要です。このため、引き続き、街区の整備、 販売促進、情報発信など、商店街の活性化のための自主的な取り組みや地域・学生な どとの協働の推進について、支援を行っていきます。また、今後は、観光施策と連携 し、商店街を品川区の代表的な観光資源として、国内外に発信し、広域的な集客を図 ります。

企業の事業拡張や新たな事業創出の支援、企業間の交流促進、区民の地域 ※1:品川産業支援交流施設(SHIP) 活動の推進等による地域産業の活性化を目的とした施設で、平成27年(2015年)6月に北品川五丁目に開設し ました。3階はイベントホール、4階はコワーキングスペース、オフィス、多目的スペース、試作ができる工房 等で構成されています。愛称のSHIPは、SHinagawa Industrial Platformの略です。

P					
	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼	亚代 00 左曲	亚世 00 左曲	亚岸 20 左座
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			商店街イベ	シト・にぎわい	事業の充実
			【助成件数】		
			68 件	68 件	68 件
- 京広生のにざわ	. 181 . 61.1.	. 181 . 61.1.1	商店街	活性化推進事業	の充実
商店街のにぎわ い創出支援	にぎわい創出 支援の充実	にぎわい創出支 援の充実	【助成件数】		
			9 件	9 件	9 件
			人材・征	後継者育成支援	の充実
			【事業実施回数	女】	
			4 回	4 回	4 回

(実施課:商業・ものづくり課)

②小規模商店街の活力づくり

地域に暮らす高齢者や子育て世代などにとって、身近にある生活密着型の商店街は 生活インフラとして不可欠な存在です。このため、事務局機能をもたない小規模商店 街などの活動支援や活力づくりに取り組みます。

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小規模商店街の活力づくり	小規模商店街への支援の充実	小規模商店街へ の支援の充実	生活: 元章 【助成件数】 4件 小規模 【助成件数】 1件	密着型小規模商 気づくり事業の予 3件 適店街にぎわい 支援事業の充実 1件 5店街の活動支	i店街 E実 2件 いづくり E
			【助成件数】 20 件	20 件	20 件

(実施課:商業・ものづくり課)

③魅力ある個店の育成・支援

商店街を活性化するためには、商店街の組織的な活動とともに、集客力のある「魅力ある個店」の存在が重要な要素となっています。顧客ニーズに合った商品の提供を基本に、店舗のレイアウトやデザイン、接客、サービス、情報など、消費者の購買意欲を高めるための付加価値を備えた「魅力ある個店」を店舗間の連携も進めつつ、育成・支援することで、商店街の活力を向上させ、地域商業全体の活性化を図ります。

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			地域ブ	ランド開発支援	の充実
			【支援件数】		
			1 件	1 件	1 件
			マイスター	店*1等を活用した	た支援事業
個店への支援	個店への支援	個店への支援の		の充実	
	の充実	充実	【実施事業数】		
			3 事業	3 事業	3 事業
			大型店との	連携•協働支援	事業の充実
			【開催事業数】		
			5 事業	5 事業	5 事業

(実施課:商業・ものづくり課)

_

^{※1:}マイスター店 区が平成18年度(2006年度)から5年間にわたり実施した「しながわの一番店発見プロジェクト」において、区民からの投票結果などをもとに認定された推奨店のことです。

1-3 都市型観光を推進する

品川区における観光資源は、人びとの暮らしや産業、歴史に根ざしたものであり、神 社仏閣や祭り、歴史のあるまちなみ、水辺の空間、活気のある商店街、伝統工芸、もの づくり産業など、多種多様なものがあります。

品川区は、平成17年度(2005年度)に策定した「品川区都市型観光アクションプラ ン」や東京都の観光産業振興プランなどを踏まえた観光施策を実施し、まち歩きや商店 街にスポットを当てた「つまみ食いウォーク**」、船を使った水辺観光など独自の成果 を挙げてきています。今後は、平成24年(2012年)3月に閣議決定された「観光立国 推進基本計画*2| など国の動向も視野に置きつつ、平成28年度(2016年度) から新た に策定した「品川区都市型観光プラン」をもとに観光施策を実施していきます。

また、水辺環境や商店街のにぎわいなど、それぞれの地域がもつ魅力を区民や企業な どの協力のもと、掘り起こし、発信していきます。

これらの資源にさらに磨きをかけ、品川区の魅力をPRし、地域ブランドの定着を図 り、国内外に効果的にアピールすることによって、人びとがにぎわい、「もてなし」と 交流の喜びがあふれる元気なまちをめざします。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①地域固有の観光資源の整備 都市型観光を まちの魅力を創出する ②愛着のもてる地域ブランドの 推進する 創出 ①多様な媒体を活用した観光情 観光まちづくりを推進する 報の発信 ②来訪者へのサービス向上 ③外国人観光客の誘致推進

^{※1:}つまみ食いウォーク 区としながわ観光協会が主催し、荏原地区にある商店街で試食や買い物をしながら、ウォ ーキングを楽しんでもらう事業で、平成18年(2006年)から始まりました。

^{※2:} 観光立国推進基本計画 平成24年(2012年)3月に閣議決定された、観光立国の実現に関する基本計画で、「観 光の裾野の拡大」と「観光の質の向上」が方針として定められ、訪日外国人旅行者数を平成32年(2020年)ま でに 2,500 万人にすることなどが目標として掲げられています。

1-3-1 まちの魅力を創出する

①地域固有の観光資源の整備

都市型観光を推進するため、品川区における地域固有の魅力や、来訪者の目にふれる機会が少ない資源を掘り起こし、改めて人びとが注目し楽しめる観光資源として磨き直します。

△ / ↑ ↑ 雨	現況	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			まち歩きルートの開拓・活用		
			他都市·大	他都市・大学等との連携事業の実施	
			水辺	1活用イベントの	実施
観光資源の整備	観光資源の整備	観光資源の発掘・整備	鉄道事業	者等との連携事	業の実施
	VIII		(仮称)新し	(仮称) 鈍しい	したがわ五星
			いしながわ	(仮称)新しいしながわ百景 の実施	
			百景の検討	0)=	大心
			【観光案内所系	₭所者数*1】	
			35,000 人	35,000 人	40,000 人

(実施課:文化観光課、広報広聴課)

人人	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
魅力ある水族館づくり	水族館運営改 善の検討・実	魅力ある水族館の運営	魅力	」ある水族館の道	軍営
	施	7 建日	496,000 人	496,000 人	

(実施課:公園課)

※1:観光案内所来所者数 品川宿交流館、しなかんPLAZA、しながわ観光案内所への来所者の合計数です。

②愛着のもてる地域ブランドの創出

来訪者にそのまちを紹介するとき、地域の人びとがそのまちに愛着と誇りをもって いることが、「もてなし」の工夫や気配りにつながります。そのため、伝統を活かし た商品づくりやいわれのある場所の紹介など、地域の人びとが愛着をもって語れるよ うな品川区ならではのストーリーやテーマ性について、様々な機会と場をとらえてP Rし、地域ブランドとして定着させていきます。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
愛着のもてる地		しながわみやげ	しながわみやげの発掘・PRの充実		
域ブランドの創出	げの発掘・PR の実施	の発掘・PRの充 実	【累計認定数】 67 件	70 件	75 件

(実施課:文化観光課)

1-3-2 観光まちづくりを推進する

①多様な媒体を活用した観光情報の発信

訪問してみたいと人びとに思わせる情報を、多様な媒体を活用して発信することに より、誘客を促します。その際、新鮮で魅力ある情報をリアルタイムに発信します。

A // -1	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
観光情報の発信	観光情報の発 信	観光情報の発信 の充実	ホームペー	への観光案内ポージ等を活用した マ学生等との連打 数】 20 回	:情報発信

(実施課:文化観光課)

②来訪者へのサービス向上

魅力ある情報を発信して、来訪した人びとに満足していただくことにより、人から 人へと地域の魅力が広く伝わっていきます。そのためには、来訪した人びとに、また 行きたい、また会いたいと思っていただける「もてなし」と交流ができる場としくみ づくりに取り組みます。

また、区民や外国人を含む来訪者に対し、良好なインターネット環境を提供するため、観光拠点等にしながわWi-Fiスポット*1の整備を進めます。

全体計画	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
観光サービスの充実	観光サービスの充実	観光サービスの 充実	在	案内拠点の運営支援 見光マップの作成 観光案内所の設置・運営 ット発行部数】 50,000 部 50,000 部	找 设置·運営
	しながわ Wi-Fi スポット整備 (大井町等)	整備エリア拡充	しながわ Wi-Fi スポット 整備 (大崎)	整備工具	リア拡充

(実施課:文化観光課、情報推進課)

_

^{※1:} Wi-Fi スポット 駅や空港などの公共施設や店舗・宿泊施設などにおいて、無線接続機能を有するノートパソコンやスマートフォン等を通じ、数mから数十mまでの範囲内で高速のインターネット接続が可能となる場所を指します。

③外国人観光客の誘致推進

来日する外国人観光客は、国の観光政策の推進により年々増加しています。

特に東京都周辺への外国人来訪者は、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックの開催や各種国際会議・イベントなどにより、さらに加速して増加することが見込まれます。こうした状況を踏まえ、外国人観光客のうち、特に個人旅行者を対象として、観光情報の発信や来訪者へのサービスの向上を進めます。

^ <i>L</i> = -	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			多言語	L パンフレットの作	<u></u> 成•配布
	・多言語パンフ		航空機機内冊子への記事掲載		3事掲載
	レットの作成 ・航空機機内		VJ地方連携事業の充実		
外国人観光客の	冊子への記事	外国人観光客の 海外日本博への出展		摆	
誘致推進	掲載	誘致推進	多言語対応の観光案内板の整備		
	・VJ地方連携 事業**1の充実		SNS※2による情報発信		発信
	事未一の几天		【多言語パンフ	レット発行部数】]
			25,000 部	25,000 部	25,000 部

(実施課:文化観光課)

_

^{※1:} V J 地方連携事業 国と地方自治体、観光団体などが連携し地域観光の魅力を海外に紹介する事業で、品川区は、 大田区、横浜市などや観光団体と連携し、アジア地域のメディアや旅行会社の招請事業を中心に実施しています。

^{※2:} **SNS** Social Networking Service (ソーシャル ネットワーキング サービス) の略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWEBサイトおよびインターネットサービスのことです。

1-4 伝統と文化の継承と発展を図る

品川区は古い歴史をもつまちであり、江戸の昔からの伝統的なお祭り、芸能、工芸が 受け継がれ、今も活かされているとともに、一方、新しい文化の息吹も伝わっています。 そこで、伝統と文化を継承・発展させ、多様な地域文化を振興するため、平成22年(2010 年) 3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定しました。今後は、ビジ ョンが示す具体的な施策を展開する中で、品川区の文化芸術のさらなる振興を図ります。 また、地域の文化芸術活動の担い手として、既存の活動を支援するとともに、団塊世 代をはじめとした多くの区民がより積極的に文化芸術にふれあうことができるよう、地 域の文化芸術活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。

こうした文化芸術活動の推進にあたり、「品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条 例 | の趣旨を活かして、区民、文化芸術団体、企業等と区とがそれぞれの役割を果たし、 相互にパートナーシップを結び、連携・協力して文化振興を図っていきます。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①文化芸術活動の積極的・総合 伝統と文化の 区民の文化芸術活動を支援 的な支援 継承と発展を する ②親しむ機会の充実 図る ③人材の育成・団体の支援 ④文化芸術に関する総合的な情 報の発信 ①伝統文化の保存・継承の支援 伝統文化の継承を支援する ②伝統工芸の保護・育成 ③地域の歴史の継承 ④文化財の保存・活用

| 1-4-1 | 区民の文化芸術活動を支援する

①文化芸術活動の積極的・総合的な支援

身近なところで豊かな文化芸術活動を行い、新たな地域文化を創造する環境を整備 します。

②親しむ機会の充実

区民が文化芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化に親しむ機会を増やします。

A 44 = 1 = T	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
品川区民芸術祭	民芸術祭			芸術祭の充実	
の実施	芸術祭の実施	芸術祭の充実	【延来場者数】		
			12,300 人	12,500 人	12,700 人

(実施課:文化観光課)

③人材の育成・団体の支援

地域の文化芸術活動を担う人材の育成を支援します。また、区民の文化芸術活動の 活性化に向けて、文化団体が区民を対象として行う事業を支援します。

④文化芸術に関する総合的な情報の発信

区民の文化芸術活動や区内の民間団体等の活動も含めた様々な情報を収集し、情報 誌やホームページを通じて発信するしくみを検討します。

「1-4-2」伝統文化の継承を支援する

①伝統文化の保存・継承の支援

伝統芸能の活動や公演の場の提供等を通じて、後継者の育成等を支援するとともに、 子どもたちを含めた多数の区民が伝統文化・伝統芸能にふれる機会の充実を図り、そ の理解と普及を図ります。

②伝統工芸の保護・育成

品川区に伝わる伝統工芸を守り伝えるため、理解・普及を図るとともに、伝統工芸 発展のための活動を支援します。

③地域の歴史の継承

新しい品川区史の成果を区民に還元するとともに、とりわけ次代を担う子どもたち が品川区史を通じて世代間の交流を図り、区の歴史に親しめるよう活用を図っていき ます。また、品川歴史館等を拠点に、品川区史を活用した学習の場を区民とともにつ くっていきます。さらに次の世代に現在の区の姿を継承するための体制を築きます。

^ <i>L</i> = 1 = =	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	品川区史の活		区史啓発講座の実施		
品川区史の活用 	用	品川区史の活用	【延受講者数】		
			1,490 人	1,490 人	1,490 人

(実施課:文化観光課)

④文化財の保存・活用

地域の歴史的文化資源を掘り起こし、指定文化財の保存・活用を図ります。

1-5 生涯学習・スポーツを振興する

品川区は、平成22年(2010年)3月に「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」 を策定し、目的や年齢に応じた生涯学習・スポーツに関する機会やプログラムの充実に 努めています。

生涯学習では、シルバー大学などの生涯学習関連の講座を受講された方々が地域貢献 活動に取り組むなど、自主的な生涯学習活動や地域活動の展開が見られるようになり、 区民のニーズの拡大と多様化が予測される中、区民の自立的・自主的活動を育て、区民 との協働による新たな生涯学習のしくみの構築をめざします。

スポーツでは、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックの開催に向 けて、これまで以上に区民のスポーツへの興味と関心は高まり、参加する、観戦する、 支えるなど多様なスポーツへの関わり方が求められてきます。このような区民意識の高 まりを地域の活性化につなげ、区民の身近なところでいつでも誰もがスポーツに親しめ るよう、地域に根ざした自主運営によるスポーツクラブの設置・充実を図るとともに、 質の高いスポーツ指導者やボランティア等の育成を進めます。

図書館においては、地域文化の担い手として公立図書館の役割に対する期待が高まっ ていることから、課題解決機能の充実や区民のニーズに即したサービスの展開を進めま す。

《施策体系図》

基本方針

生涯学習・ス ポーツを振興 する

基本政策

多様な活動を支援する

個別施策

- ①生涯学習機会の拡充
- ②多様なスポーツプログラムの提
- ③生涯学習・スポーツ情報の提供

生涯学習・スポーツによるま ちの活性化を推進する

- ①学習成果を活かすしくみづくり
- ②生涯学習・スポーツの拠点・ネ ットワークづくり
- ③オリンピック・パラリンピックの 機運醸成
- ④多様な生涯学習関連機関との 連携

生涯学習・スポーツの環境を 充実する

- ①生涯学習・スポーツ施設の整備
- ②施設の効果的な利用の促進

図書館機能を充実する

- ①地域の情報拠点機能の充実
- ②課題を解決する図書館づくり
- ③図書館サービスの新たな展開

[1-5-1] 多様な活動を支援する

①生涯学習機会の拡充

一般教養から地域課題を解決するための学習まで、生涯にわたって主体的に学ぶことができるよう多様な機会の拡充を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
しながわ学びの 杜*¹の充実	しながわ学び の杜の開設・ 充実	しながわ学びの 杜の充実		学等との連携の3ターネット配信の 30,370 人	

(実施課:文化観光課)

	現況	現況 必要事業量		計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼		<u> </u>		
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
障害者の学習活	事業内容の充		障害者	の学習活動支援	の充実	
動支援の充実	実	事業内容の充実	【実施コース数】			
			3コース	3コース	3コース	

(実施課:文化観光課)

②多様なスポーツプログラムの提供

年齢や障害の有無にかかわらず生涯を通じて誰もがスポーツに親しめる社会を実現するため、目的・体力・技術等に応じた多様なスポーツプログラムを提供します。

③生涯学習・スポーツ情報の提供

区民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を促進するため、情報・交流の機会として、 インターネットや情報誌による情報発信、交流の場づくりを充実します。

※1: **しながわ学びの杜** 平成 27 年(2015 年) 4 月に開設した、学んだ成果を地域に還元できるしくみを取り入れている、新たな生涯学習事業体系の名称です。区民大学、シルバー大学、大学等公開講座および人権啓発・社会同和教育講座を、目的や年齢に応じ統合・体系化しました。

「1−5−2〕生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

①学習成果を活かすしくみづくり

ボランティア講師や、地域貢献のボランティア育成など、区民の学習活動をまちづ くり、地域づくりに活かす生涯学習システムを構築します。

②生涯学習・スポーツの拠点・ネットワークづくり

文化センターをはじめとした区の施設を地域の生涯学習の拠点として位置づけ、N POやボランティア団体、自主グループ等とのネットワークづくりを進めます。

また、地域スポーツクラブ*1の設置・充実など自主運営によるスポーツ活動を促進 するとともに、スポーツに関わる関連機関・団体の連携を促進します。

全体計画	現況	必要事業量		計画内容	
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ - 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域スポーツ		地域スポーツ	スポ・レク※	による地域スポ	ーツの推進
地域スポーツ活動の充実	地域スポーツ クラブの設置・ 運営(2 地区)	地域スポーツ活動の充実		ツクラブによる地 の推進 クラブ実施事業 9,000 人	
	荏原A地区へ の設置検討		設置準備	設置·運営	他地区への 設置検討

(実施課:スポーツ推進課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害者スポーツ 事業の充実	スポーツ交流 事業の実施	障害者が参加で きる地域スポー ツ事業の充実		サルスポーツ大 音者水泳大会の 音数】 200 人	

(実施課:スポーツ推進課)

^{※1:} 地域スポーツクラブ 「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむこ とができる、地域の地域による自主的なスポーツクラブです。スポ・レクがより自主的な団体として発展した形 です

^{※2:} スポ・レク 学校施設の利用調整をはじめ、地域スポーツ教室や交流事業を行い、スポーツに親しむ機会を提供 する、各地区に置かれている「コミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会」の略称です。

③オリンピック・パラリンピックの機運醸成

平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、区 内実施予定競技(ホッケー・ビーチバレーボール・ブラインドサッカー)を中心とし た体験会や観戦イベント等を通じて、区民がスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。 また、事前キャンプやブラインドサッカー公式戦の誘致を進め、トップアスリート の高度な技術と迫力あるプレーを体感する機会を提供します。

さらに、区民アイデアの募集など、区民全員参加で大会を盛り上げるしくみを構築 します。

A 44 =1 -T	現況	必要事業量	計画内容		
全体計劃 - -		(平成 27~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			実施競技の周知		
ᆥᇹᆉᆡᄾᄰᇄ	•区内実施競	ᆂᆕᆉᆔᅩᆑᆢ	実施競技の体験・観戦イベントの実施		
東京オリンピック・パラリンピッ	技の周知・事前キャンプ	東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成	事前キャンプ誘致プロモーションの実施		
クの機運醸成	クの機運醸成 ・事前キャンプ 誘致の推進		ブライン	ドサッカー公式単	戦の誘致
			【区内実施競技	支の周知度】	
			50%	70%	85%

(実施課:オリンピック・パラリンピック準備課)

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区民と協働で行		区民と協働で行うオリンピック・	区民アイデア の募集	区民アイデア	の募集と実施
パラリンピック成功に向けたしく	_	パラリンピック成功に向けたしく	文集の募集	文集の 発行準備	文集の発行
みづくり		みづくり	しなか	ヾわサポーター σ)参画

(実施課:オリンピック・パラリンピック準備課)

④多様な生涯学習関連機関との連携

区内の大学・専門学校・高校、民間企業と連携し、地域全体で多様な生涯学習を推 進します。

└1-5-3│生涯学習・スポーツの環境を充実する

①生涯学習・スポーツ施設の整備

文化センター、図書館、スポーツ施設、品川歴史館などの計画的改修等を行います。

②施設の効果的な利用の促進

今後拡大する生涯学習・スポーツの需要に応え、多様な地域コミュニティ等を活用 した運営方法について検討します。また、利用時間帯の工夫など、区民の利便性を向 上するための施設の効果的な利用方法を検討します。

1-5-4 図書館機能を充実する

①地域の情報拠点機能の充実

学習活動や地域活動の活発化にあわせ、高度情報社会に対応した新しい資料や情報 機器の充実を図り、地域の情報拠点として整備を推進します。

②課題を解決する図書館づくり

「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域と連携し、子ども の読書活動を推進します。

また、区民が抱える様々な現代的課題の解決を支援するため、豊富な資料を有効に 活用して特色あるコーナーづくりを進めるとともに、様々な情報講座を開催し、課題 解決機能の充実を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	平成 28 年度	計画内容	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)	1 /2 20 11/2	1 1% 20 +12	1 1% 00 1-1%
子ども読書活動の推進	読書活動の推進	読書活動の充実	乳幼児の読書啓発事業の推進 読み聞かせ地域ボランティアの活動支援 しながわ親子読書の日・ 子ども読書の日事業の推進 【おはなし会参加者数】		での活動支援 ()日・
			8,300 人	8,300 人	8,300 人

(実施課:品川図書館)

③図書館サービスの新たな展開

進展する情報社会に対応するため図書館電算システムの改善を図ります。

また、多様な区民の図書館利用を促進するため、ネットワーク環境の整備・充実を 図るとともに、NPO・ボランティア・関係機関との連携を活かすなど、新たなサー ビスの提供をめざします。

1-6 国際交流を推進する

品川区は、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を備えており、 その力を十分に発揮できるよう多様な国際交流の推進を図ります。

これまで、外国都市との交流については、昭和 59 年(1984 年)に姉妹都市提携を 行った米国メイン州ポートランド市をはじめ、スイス・ジュネーヴ市、ニュージーラ ンド・オークランド市とは友好都市提携を行い、次代を担う青少年のホームステイ相 互派遣など、国際交流事業に力を注ぎ、区民の間では国際相互理解が深まってきまし

一方、近年、品川区で暮らす外国人は定住化・永住化の傾向にあり、外国人の暮ら しを取り巻く環境の整備に加え、地域にとけ込めるよう身近な交流を深めることが期 待されています。今後、外国人が参加できる事業を拡大していくとともに、外国人の 地域での活動・活躍の場をつくり、地域における異文化への一層の理解と尊重の精神 を普及・啓発します。

また、羽田空港の国際化の進展に伴い、品川区近辺を往来する外国人来訪者が増加 傾向にあることに加え、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックの 開催に向けて、今後、品川区への外国人来訪者はますます増加し、地域における国際 化が進展することが見込まれることから、区民の国際化への対応力の向上のための支 援を行います。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①外国人が住みやすい環境の整 国際交流を推 外国人に開かれた地域社会 備 進する をつくる ②外国人の区政・地域社会への 参加促進 ③地域の国際化への対応力の向 上 ①姉妹・友好都市交流の推進 多様な国際交流を推進する ②区民の国際交流支援

1-6-1 外国人に開かれた地域社会をつくる

①外国人が住みやすい環境の整備

外国人が暮らしやすいよう、外国人向けの情報発信を充実します。また、外国人 向けの相談事業を充実し、外国人にも住みやすい環境を整備します。

^ <i>t</i> = 1 =	現況 必要事業量		計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
				情報提供の充実	Ę
			【英字広報紙系		
外国人の暮らし			110,000 部	110,000 部	110,000 部
の支援事業の実	支援事業の充 実	支援事業の充実	:	相談事業の充実	ξ
施			【相談件数】		
			150 件	150 件	150 件
			E	本語教室の充	美

(実施課:広報広聴課、地域活動課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国際都市・品川	庁内体制の整	庁内体制の整 備 庁内体制の充実	自己啓発・研修通所支援の充実		
区をめざした庁内体制づくり			【語学研修・自	己啓発助成の利	用人数】
トルトル コノの			140 人	140 人	140 人

(実施課:人事課、地域活動課)

②外国人の区政・地域社会への参加促進

外国人が地域にとけ込めるよう、居住する地域への理解を図るとともに、地域行 事などに気軽に参加し、交流できるような体制を整えます。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
地域住民と外国人との交流促進	交流の促進	交流の促進	地域住民と 区内	国際交流懇談会の外国人との交流 大学等との連携とのフレンドシッロ人数】	事業の実施 推進

(実施課:地域活動課)

③地域の国際化への対応力の向上

地域の国際化に対する意識醸成や外国人来訪者への対応に向けた支援を行います。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
地域の国際化への対応力の向上	地域の国際化 への対応力の 向上	地域の国際化への対応力の向上	おもてなり	等を対象とした原 ン語学ボランティ 通じますプロジェ ます商店街プロ 21 店舗	アの養成 □クトの充実

(実施課:地域活動課)

1-6-2 多様な国際交流を推進する

①姉妹・友好都市交流の推進

人と人との草の根交流を基調に相互理解と友情の絆を深め、ひいては世界平和の維持に貢献できるよう、区民一人ひとりが国際文化を理解し、さらには国際社会で活躍できる力を育めるよう国際交流を推進します。

②区民の国際交流支援

区内の外国人支援団体・国際交流団体の活動はもとより、地域における様々な国際交流活動についても支援していきます。

2. 未来を創る子育て・教育都市

- 2-1 子育ち、親育ちを支援する
- 2-2 学校教育の充実を図る
- 2-3 次代を担う青少年を育成する
- 2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる

2. 未来を創る子育て・教育都市

2-1 子育ち、親育ちを支援する

核家族化・地域社会のつながりの希薄化などで、子育てへの負担感や不安感、孤立感 をもつ親が少なくないため、親としての知識やスキルを得る機会や親同士の交流、身近 で気軽に相談ができる場の提供などの支援が必要となっています。これまでの取り組み を土台に、すべての妊産婦と子育て家庭に対しての妊娠・出産・育児の切れ目のない支 援のしくみ「しながわネウボラ*ュネットワーク」を構築していきます。

また、乳幼児人口の増加と就労形態の多様化に伴い、入園申込率が高まっており、増 大する保育需要に対応するため、認可保育園、地域型保育事業、認証保育所の開設支援 等、待機児童の解消に向け様々な対策に取り組むとともに、幼稚園と保育園に共通の乳 幼児教育プログラムを作成し、幼児教育と保育の質の向上に努めています。

このほか、発達障害など配慮を要する子どもの増加にともない、介助員等の配置や巡 回相談の実施などを充実させ、家庭での特別支援への理解を深めます。就学に向けての 滑らかな接続を視野に入れ、幼稚園・保育園と小学校等との交流・連携を推進します。

また、保健センターでは、妊娠期から乳幼児期にかけて、安心して生み育てられる環 境をめざし、妊娠期面接・母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。保育園・ 幼稚園・児童センターでは、妊娠期から親同士の交流や学びの機会を提供するチャイル ドステーション***事業や子育て相談を行っています。在宅子育て支援として、児童セン ターでの親子サロン・親子のひろばや高齢者多世代交流支援施設での多様なプログラム、 オアシスルーム*³、保育園での一時保育などの充実を図ります。また、ファミリー・サ ポート事業*4などの地域での子育て支援の取り組みとともに、 ひとり親家庭や要支援家 庭への支援に取り組んでいます。

さらに、児童虐待を未然に防ぐため、身近な子育て相談窓口である子ども育成課・子 育て支援センターと、児童相談所との連絡・調整を円滑にし、関係機関との連携を図る とともに、児童相談所の区への移管については、移管に向け具体的に協議・検討を進め ていきます。

子育ての第一義的責任は親(保護者)にあることを前提としつつ、子どもの健やかな 育ちを地域社会全体で支え、すべての子どもの健全発達が保障される社会をめざします。

^{※1:}ネウボラ フィンランド語 (neuvola) で「アドバイスの場」を意味し、すべての妊産婦や子育て家庭を対象とし て、産前・産後・子育ての切れ目のない支援体制を構築し、子どもを生み育てやすい環境の充実をめざす取り組 みを指します

^{※2:}チャイルドステーション 保育園・幼稚園・児童センターの愛称で、子育てについて気軽に相談でき、授乳やお むつ交換の場としても利用できます。

^{※3:}オアシスルーム 在宅で子育てをする保護者の方の、カルチャースクール、通院、買い物等の一時的な保育ニー ズに対応して、お子さんをお預かりする子育て支援事業です。

^{※4:}ファミリー・サポート事業 子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と、子育ての援助を行いたい方(提供会員) が、地域の中で子育て相互援助活動を行う会員組織で、アドバイザーが双方の調整を行います。

《施策体系図》

基本方針

子育ち、親育 ちを支援する

基本政策

親と子がともに学び・育つ環 境をつくる

子育て力のある地域社会を つくる

子育て支援・教育機能を拡 充・強化する

個別施策

- ①子育ての自覚と責任をもつ "親育ち"の促進
- ②子どもの心と体の育成支援体 制の充実
- ①地域の子育て支援人材の育 成と活動支援
- ②保護が必要な子どもと家庭へ の支援
- ①子育て支援にともなう相談お よび利用調整の充実
- ②待機児童対策の推進
- ③在宅子育て支援拠点の充実
- 4乳幼児教育の充実
- ⑤保育園・幼稚園における特別 支援教育の充実
- ⑥子育て家庭の経済的負担の 軽減

2-1-1 親と子がともに学び・育つ環境をつくる

①子育ての自覚と責任をもつ"親育ち"の促進

乳幼児家庭の孤立化の防止や、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・ 学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをとおして親育ちを支援 します。

さらに、次代を担う小学生(高学年)・中学生・高校生が乳幼児親子とのふれあい をとおして、子どもを生み育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

^ <i>\</i> - 1 = =	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体計画 親育ちサポート 事業の充実		(平成 28〜 30 年度) 事業内容の充実	親育な 【ワークショップ 390 組 赤ちゃん 【児童・参加 2,000 人 父親の子 【父親参加者数 1,200 人 プレ 【妊婦・乳児母	5ワークショップの プ参加者数(延) 390組 とのふれあい事 数(延)】 2,000人 育て参加促進事 数(延)】 1,200人 ママ・プチママタ 親参加人数(延	の充実 390組 業の充実 2,000人 業の充実 1,200人
			90 人	135 人	135 人
				めの親育ちワー	・クショップ
			【父親参加者数	İ	1
			225 人	300 人	300 人
			— E	日保育士体験の	充実
			【参加者数】		
			2,000 人	2,000 人	2,000 人

(実施課:子ども育成課、保育課)

都市像 未来を創る子育で・教育都市 基本方針 子育ち、親育ちを支援する

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	「家族いっしょに 楽しいごはん」運 動の推進	保護者 食	との連携事業の 計会の給食体験の 育保護者会の充 連携事業参加者 4,000 人	の充実

(実施課:保育課)

②子どもの心と体の育成支援体制の充実

子どもの健やかな発育・発達を支援し、安心してのびのびと子育てができるよう、 妊娠期から乳幼児期にわたり状況に応じた相談・支援、情報提供の機会を設けるとと もに、地域における支え合いの充実を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			妇	壬娠期支援の充憲	実
健やか親子支援 事業の充実	支援体制の充実	事業内容の充実	乳:	幼児期支援の充	実
争未の元夫	*		【健やか親子す	を援事業の延参	加者数】
			6,970 人	7,040 人	7,110 人

(実施課:各保健センター)

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
すくすく赤ちゃん	訪問事業の推	声楽中家の大字	事業内容の充実		
訪問事業の推進	進	事業内容の充実	【家庭訪問率(%)]	
			93%	98%	100%

(実施課:子ども育成課、各保健センター)

2-1-2 子育て力のある地域社会をつくる

①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

子育てを経験したシニア世代等の活用や子育て力をもつ様々な団体との協働を図 るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域に おける子育て力を一段と高めていきます。

A // -1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	木兄込の	30 4段)	1.1.1.4.1.9 —	\	# O + #
子育て支援ボラ ンティア等の育 成	各種講座等の 充実 各種講座等の充 実		だっこボラ 保育サポ 【ボランティア活 2,000 人	シティア養成講 ランティア育成講 ポーター養成講原 舌動人数(延)】 2,000 人 シティア育成講	座の充実 座の充実 2,000 人
			【講座等修了者	₹活動実績】 '	I
			200 人	212 人	220 人

(実施課:子ども育成課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ファミリー・サポ			ファミリー・サポート事業の充実 提供会員の養成・拡充		
一ト事業の推進	事業の推進	事業内容の充実	【援助活動件数 7,850 件	女】 7,900 件	7,950 件

(実施課:子ども家庭支援課)

②保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域 の関係機関が連携し対応する体制を強化します。また、親同士が互いに悩みを打ち明 け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

^ / 1 =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども家庭支援 センター事業の 充実	支援センターの運営	支援センター事業の充実		充実 体制強化検討	

(実施課:子ども育成課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要保護児童対策					L
地域協議会(こ	協議会の運営	協議会の運営充	協	議会の運営充	実
ども家庭あんし	が 充実	実			
んねっと協議会)	九 人	- 	【地域協議会参	≽加人数】	
の運営充実			350 人	350 人	350 人

(実施課:子ども育成課)

「2-1-3」子育て支援・教育機能を拡充・強化する

①子育て支援にともなう相談および利用調整の充実

妊娠・出産・子育てにともなう様々な相談に対応し、さらに保育園・幼稚園などの 保育・教育施設や、子育て支援事業等について、必要な情報提供と円滑な利用ができ るよう、関係機関との連絡調整を行うなど、相談機能を充実させるとともに、産前・ 産後支援事業を実施することにより、切れ目のない包括的な支援を実現する「しなが わネウボラネットワーク」の構築・充実を進めます。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育てプランの				充実	
作成支援	作成支援	作成支援の充実	【子育て相談実	ミ施件数 】	
			350 件	350 件	350 件

(実施課:保育課)

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
しながわネウボ ラネットワークの 構築	しながわネウ ボラネットワー クの構築	しながわネウボ ラネットワークの 構築・充実	全妊婦への 【妊娠届時面括 4,400 人 しながわネウ ボラネットワ ークの構築 (子育て期) 【相談件数】 800 件	4,400 人 しながわネ	までの支援 4,400 人 ウボラネット を(子育て期) 2,080 件

(実施課:子ども育成課、各保健センター)

②待機児童対策の推進

増加する保育需要に対応するため、公有地等も活用しつつ、認可保育園、地域型保 育事業、認証保育所の新規開設等を進め、受入枠の拡大を図ります。

また、社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加している ことを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計画内容平成29年度	平成 30 年度
認可保育園の開 設・運営支援	・開設・運営 支援(32 園) ・公有地等を 活用した施設 開設支援	・開設・運営支援 ・公有地等を活 用した施設開設 支援		開設・運営支援 所規開設数】 6園 所用した施設開設 開設数は、上記 一 区立 1園 一 (私立 1園)	6 園

(実施課:保育課)

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域型保育事業 の開設・運営支 援	・家庭的保育 事業(2人) ・小規模保育 事業(19か所)	・家庭的保育事業、小規模保保 事業、事業所内保育の開設・運営支援 ・認可施設への移行支援		開設•運営支援 事業新規開設数 4 施設	

(実施課:保育課)

都市像 未来を創る子育で・教育都市 基本方針 子育ち、親育ちを支援する

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼	亚古の左连	亚世の左座	亚片。60 左连
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			開設•運営支援		
認証保育所の開	運営支援	認証保育所の開			
設•運営支援	(22 カ所)	設•運営支援	【認証保育所新規開設数】		
			2 施設	1 施設	1 施設

(実施課:保育課)

全体計画	現況	必要事業量	計画内容		
	平成 27 年度	(平成 28~	亚古 20 左亩	亚古 20 左座	亚古 20 左座
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
短時間就労対応 型保育事業の充 実	事業内容の充		充実		
	事業内容の発	事業内容の充実	【短時間就労対	村応型保育受入	数】
			50 人	50 人	50 人

(実施課:保育課)

③在宅子育て支援拠点の充実

子育て家庭が孤立していると言われる中、親子が気軽に利用し集えるように、地域 子育て支援センターや保育園、児童センター等の子どもの施設に加え、高齢者多世代 交流支援施設を活用した事業の充実も図り、子育て相談や子育て情報の提供を行うと ともに、子育てサークルなどへの支援をとおして、地域の子育て家庭の育児に対する 支援を行います。

都市像 未来を創る子育で・教育都市 基本方針 子育ち、親育ちを支援する

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	計 画 内 容		
	末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		事業内容の充実	多世代交流支援事業の充実		
			【多世代交流支援事業開催回数】		
			252 回	272 回	272 回
 地域子育て支援			地域子育て支援センターの運営		
拠点事業の充実			【講座参加人数】		
			500 人	500 人	500 人
			地	地域交流室の充	実
			【1日あたり平り	均利用人数】	
			30 人	30 人	40 人

(実施課:子ども育成課、保育課)

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	水光 丛(7)	30 平皮/			
	事業内容の充実		保育園∙幼	内容の充実	
チャイルドステー			【利用者人数】		
ション事業の充		事業内容の充実	1,000 人	人 1,000 人 1,00	
実			乳幼児親子支援の充実		

(実施課:子ども育成課、保育課)

④乳幼児教育の充実

幼稚園・保育園を問わず、就学前の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めると ともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校等への滑らかな接続をめざします。また、 豊かな幼児期を経て入学へとつなげるため、保幼小ジョイント期カリキュラムを実施 し、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

^ 	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前乳幼児教	就学前乳幼児	就学前乳幼児教	乳幼児教育の充実 ス 保幼小連携の推進、私立園との連携推		
育の充実	教育の充実	育の充実	【保幼小連携実施園数(区立·私立)】		
			82 園	84 園	86 園

(実施課:保育課、教育総合支援センター)

⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実

発達障害など配慮を要する子どもの増加にともない、介助員等の配置を充実させる ことにより、きめ細かな対応を図ります。また、保育者の知識・対応力の向上のため、 体系的な研修や巡回相談を充実させます。さらに、家庭での特別支援への理解を深め、 早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発を行うとともに、就学に向けて関 係機関との連携を図ります。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育園・幼稚園における特別支	事業の充実	事業の充実	巡回相談の充実 保護者個別相談会の充実		
援教育の充実	事本 0元人	7 X W / L X	【巡回相談実施	拖回数 】	
			276 回	276 回	276 回

(実施課:保育課)

⑥子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てをしながら住み続けられるように、子育てにかかる費用の経済的負 担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。

人	現況			計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			子どもすこや	か医療費助成業	事業**1の推進	
			【医療証交付件数】			
			44,318 件	45,228 件	46,136 件	
			私立幼稚園入園料·保育料助成			
各種助成事業の 運用	事業の運用	事業の運用	月 【園児保護者·就園奨励補助金対約	全対象者数		
連用 			(延)】			
			59,772 人	63,900 人	67,380 人	
			認証保育所保育料助成		助成	
			【保育料助成文	村象者数(延)】		
			7,900 人	7,800 人	7,800 人	

(実施課:子ども家庭支援課、保育課)

^{※1:}子どもすこやか医療費助成事業 中学生修了までの子どもの保険診療による医療費の自己負担および入院時食事 療養標準負担金を助成しています。

2-2 学校教育の充実を図る

品川区は、子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成 11年(1999年)に「品川の教育改革『プラン 21』**」を策定し、学校選択制、外部評 価制度、学力定着度調査等を導入してきました。また、施設一体型小中一貫校6校を建 設するほか、習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携 活動、区立学校における特別支援教育*2、小学校での英語学習などを導入し、特色ある 学校づくりを進めるとともに、保護者・地域と新しい学校の創造に努めてきました。

平成 18 年度 (2006 年度) には、公立小・中学校が従来から持つ欠点や課題を克服し、 互いの良さを生かすための取り組みとして、9年間を通して系統的な教育活動を実現す る小中一貫教育を全国に先駆けすべての区立学校で実施しました。このしくみが「義務 教育学校」として法制化され、平成 28 年度(2016 年度)より品川区では施設一体型小 中一貫校6校を新たな校種として位置づけ、さらなる小中一貫教育の推進を図ります。 あわせて、学校を核とした地域で支える9年間の義務教育の実現、教員の異動に影響を 受けない継続的な教育活動の展開、家庭・地域・学校間の連携の強化を図り、地域とと もにある学校づくりを進めていきます。

また、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックを契機に、次世代を 担う子どもたちの体力向上の推進や、子どもたちがボランティア等でも活躍できるよう、 実践的な英語力を身につける取り組みを強化します。

さらに、児童・生徒の学力向上と人間形成のために、様々な角度から教育内容の充実 を図ります。ICT教育では、学校のICT環境の整備・活用を推進し、映像・音声を 活用した授業や児童・生徒個々に応じた教育を行います。いじめ根絶については、「区 としての基本理念」、「いじめ未然防止・早期発見のための対策」、「保護者・地域・関係 機関等の役割・連携」、「区立学校における取り組みと啓発」の観点から取り組みを充実 します。そして、特別支援教育では、インクルーシブ教育システム**を活かし多層的な 学習環境を整備し、学校不適応の未然防止を図ります。

学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン 21』 を継承しつつ、次代 を担う子どもたちのために、新たな品川の教育を創造する『品川教育ルネサンス~For The Next Generation~』を推進します。これにより、地域とともにある学校づくりを 進め、継続性のある体制を整備することで、着実に教育目標の達成をめざします。

^{※1:}品川の教育改革「プラン 21」 平成 11 年度(1999 年度)から始まった品川区教育委員会の教育改革の根幹をな す基本方針です。学校選択制や外部評価制度、学力定着度調査、小中一貫教育などの各種教育施策を総合的に位 置づけています。

^{※2:}特別支援教育 障害のある幼児・児童・生徒の主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを 把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を 行うことです。

^{※3:}インクルーシブ教育システム 障害のある者とない者がともに学ぶしくみのことです。

④学校改築の計画的な推進

⑤登下校時の安全確保策の強化

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①小中一貫教育の推進 学力の向上と人間性の育成 学校教育の ②小中一貫特別支援教育の充実 を図る教育を推進する 充実を図る ③特色ある学校教育の実践 ④教員の質の向上 ⑤いじめ等の対策強化 ⑥読書活動の充実 ①地域の教育資源・人材を活かし 地域の教育力の活用を図る た学校経営とカリキュラムの展 開 ②地域や大学との協働によるすま いるスクールの機能充実 ①学校の適正配置 良好な教育環境をつくる ②施設整備の充実と安全性の強 化 ③ICTを活用した教育活動の推進

│2-2-1│学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

①小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うため、すべての区立学校におい て小中一貫教育を実施しています。小中一貫教育では、小・中学校間の円滑な接続を 図るとともに、異年齢集団における活動等をとおし、子どもたちの社会性を育みます。 あわせて、区内実施競技の体験など、オリンピック・パラリンピック教育活動を実 施するとともに、品川英語力向上推進プラン*1に基づく英語教育の推進や、子どもの 発達段階に応じた体力向上の推進、健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健 康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、学校のみならず、家庭や 地域社会と連携した取り組みを推進します。

	現況	必要事業量		計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
小中一貫教育の実践			品川 小中一貫教 オ ステップアッ 係 【小中一貫教育 3 回 小学 【新カリキュラ』 28 校 中学 【品川イングリ 4 校	I 区 教 音 要 領 の 語 音 要 領 の 語 音 要 領 の 語 表 音 と 表 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	策定 まける検討 実 別学習の充実 進 唯回数】 3回 充実 37 校 充実 00***実施校数】 15 校	
			20 校	46 校	46 校	

(実施課:指導課、教育総合支援センター)

^{※1:}品川英語力向上推進プラン 区独自カリキュラムと教材を活用した、義務教育期間における子どもの実態に応じ た統一的で一貫性のある「英語科」教育のことです。

^{※2:}新カリキュラム モデル校での実践研究等を踏まえ、作成した新たな英語カリキュラムです。1・2年生は外国 人指導助手、3~6年生は小学校英語専科指導員を配置し、カリキュラムに沿ったレッスンを行います。

^{※3:}品川イングリッシュレッスン500 タブレット型端末とインターネットを利用した、外国人講師との英語だけを 使った年間500分のマンツーマンコミュニケーションレッスンのことです。

②小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を含め、様々な障害のある児童・生徒の増加・多様化に対応するため、特 別支援学級を整備・増設するとともに、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の充実 を図ります。また、保育園・幼稚園等と連携した就学前段階からの支援の実現により、 特別支援教育の向上を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	特別支援学級	・特別支援教室 の設置	特別支援 教室設置 (37 校)	-	-
┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	等の開設	•特別支援学級	検討	開設(1 校)	検討
開設・教育活動		の開設・検討 	【特別支援学級・特別支援教室の定員数】		
の充実			570 人	578 人	578 人
	タブレット型端	活用・成果等の	活用・成果等 のまとめ	活用	活用• 機器更新
	末の配備	まとめ	【タブレット型端末配備台数】		
			285 台	285 台	285 台

(実施課:学務課、教育総合支援センター)

③特色ある学校教育の実践

コミュニケーション能力を身につけたグローバル人材*1の育成に向けて、小学校英 語のさらなる充実と、小学校英語と中学校英語との円滑な接続を図り、子どもたちに、 グローバル社会に通用するより高度な英語力を身につけさせます。

また、スチューデント・シティ*2、ファイナンス・パーク*3等の活動をとおして、 自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成します。

※1:グローバル人材 使える英語を身につけ、異文化を理解し適応する能力を有し、世界に通用するリーダーシップ をもつ人材です。

※2: スチューデント・シティ できるだけ本物に近いまちと店舗を再現し、児童が区民(消費者)あるいは経営者の 立場に立って経済体験をする授業です。

※3:ファイナンス・パーク 個人のお金に関する意思決定と進路選択を主なテーマとした生活設計体験学習です。

4教員の質の向上

外部評価制度を活用し、自らの教育活動をより向上させるよう教員の意識改革を図 り、教員の職層やキャリアに応じた教員研修などを充実させ、教員の資質向上を図り ます。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑かつ継続的に進めるため、品川区に愛 着をもち、高い使命感と意欲がある教員を区費で独自に採用し、教育改革の原動力と なる教員として育成することにより、学力の向上と豊かな人間性の育成を図る品川区 の学校教育の充実をめざします。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教員の区独自採	教員の区独自	採用(10 人)	Ι	6人	4 人
用の推進	採用(20人)	区独自採用教員 の育成	区独	は自採用教員の	育成

(実施課:指導課)

A // -1 -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	71.95,2	•校区外部評価			
外部評価制度に	校区外部評価	委員会の実施	実施·移行		_
よる学校経営力		•校区教育協働			
の強化	委員会の実施	委員会*1への移	【校区外部評価	【校区外部評価委員会の開催の	
		行	3 回	3 回	_

(実施課:指導課)

^{※1:}校区教育協働委員会 保護者や地域住民、学識経験者で組織され、学校運営の基本方針の承認や教育活動の評価、 学校支援活動の企画調整を行う委員会です。

⑤いじめ等の対策強化

いじめ防止に関しては、品川区教育委員会による「いじめ根絶宣言」や、平成28 年(2016年)4月に施行した「品川区いじめ防止対策推進条例」に基づき、「区とし ての基本理念」、「いじめ未然防止・早期発見のための対策」、「保護者・地域・関係機 関等の役割・連携」、「区立学校における取り組みと啓発」の観点から取り組みを充実 します。また、携帯電話(スマートフォン)やインターネットによるトラブルの増加 など、新たな課題にも効果的に対処することができるよう指導・啓発活動を行い、子 どもたちの「生きる力」、「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努めま す。さらに、いじめる側の子どもの背景には、学校生活だけでなく家庭生活も含めた 様々な要因が考えられるため、品川学校支援チーム(通称名: HEARTS) *1を中 心とした関係機関との連携を強化するとともに、巡回相談員や教育相談室など教育総 合支援センターによる教育相談機能を充実させます。

いじめとは異なりますが、教員等の大人による子どもへの体罰等の問題に関しては、 品川区教育委員会による「体罰根絶宣言」の考え方を基本に、疑いがある事例を見逃 すことなく対応し、「学校への指導」、「教職員研修の充実」、「児童・生徒・教職員を 対象とした調査および要因分析」、「通報システムの構築」等に取り組み、問題の根絶 を図ります。

今後も引き続き、いじめ等について品川区における考え方、対応等を明らかにし、 児童・生徒、保護者、学校、地域、行政等が一丸となり未然防止、根絶に向け取り組 みます。

現況				計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
いじめ等の対策 強化	いじめ等の対 策強化	いじめ等の対策 強化	保護者・	・早期発見のた 地域・関係機関3 立学校におけるを 後チーム派遣回	等の連携 啓発	
			960 回	960 回	960 回	

(実施課:教育総合支援センター)

^{※1:}品川学校支援チーム(通称名:HEARTS) スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、警察OB、学 識経験者、指導主事がメンバーです。通称名は、Help(助ける)、Encourage(励ます)、Assist(手伝う)、Rescue (救済する)、Team、Shinagawa の頭文字です。

⑥読書活動の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっ ていることから、児童・生徒の読書習慣を確立するために、学校図書館の機能を充実 し利用の活性化を図るとともに、読書指導の工夫や充実を図ります。

品川図書館は、学校図書館とのオンラインネットワークの安定した運用と運営支援 要員の配置によって、学校図書館の運営を側面から支援するとともに、読書指導や調 ベ学習等への資料の貸出しを行います。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学校図書館の活 用	学校図書館の 活用	学校図書館の活 用	者 言語能力向	学校図書館の活り 対職員研修の充物 の上推進事業の別 人あたりの平均1 42 冊	実 戓果の普及

(実施課:学務課、教育総合支援センター、品川図書館)

12-2-2 地域の教育力の活用を図る

①地域の教育資源・人材を活かした学校経営とカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人 材による授業の充実などにより、家庭・学校・地域の連携を促進します。

また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなど、家庭教 育への支援を実施します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
地域とともにある 学校づくりの推 進	校区教育協働 委員会*1・学 校支援地域本 部*2の設置・ 運営	設置·運営·移行	学校支持 校区外音 地域に	区教育協働委員 爰地域本部の設 『評価委員会か に学ぶ授業からの ディ・スクール***!	置・運営 らの移行 の移行

(実施課:指導課)

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			地域に学ぶ	 授業の実施	_
		都立高等専門学校との連携			
地域に学ぶ学習内容の充実	家庭・学校・地 域の連携強化	家庭・学校・地域の連携強化		公開授業の充実	Ę
714072	次 0 年 15 压 化	V) 建汤压10	【公開授業実施	也回数】	
			46 回	46 回	46 回
			児童	の地域活動参加	1促進

(実施課:庶務課、指導課、教育総合支援センター)

^{※1:}校区教育協働委員会 保護者や地域住民、学識経験者で組織され、学校運営の基本方針の承認や教育活動の評価、 学校支援活動の企画調整を行う委員会です。

^{※2:}学校支援地域本部 校区教育協働委員会や学校が必要とする学習指導などの教育活動を支援する組織です。 ※3:品川コミュニティ・スクール 校区教育協働委員会および学校支援地域本部が設置された学校のことです。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
家庭の教育力の 向上支援	しながわ子育 て応援歌・サポートシート** の作成・活用	しながわ子育て 応援歌・サポート シートの活用		の教育力の向上 て応援歌・サポ 7,000 部	

(実施課:庶務課)

②地域や大学との協働によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して児童の社会性や自立心を育てるとともに、家庭に代わる居場所を提供するすまいるスクールについては、子ども未来部、教育委員会および学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域や大学が協働で児童の健全育成を図る場所とします。

	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
すまいるスクー	すまいるスク	すまいるスクー	充実・時間延長 地域や大学等との協働の推進			
ルの充実	ールの充実	ルの充実	【地域ボランティア登録者数】			
			770 人	770 人	770 人	

(実施課:子ども育成課)

^{※1:} **しながわ子育て応援歌・サポートシート** 親としてのあり様や子育てのあり方についての気づきの手がかりとするためのテキストと、子育ての振り返りを行うチェックシートのことです。

2-2-3 良好な教育環境をつくる

①学校の適正配置

将来的な就学人口を見据えたうえで、区立学校の学校配置のあり方について検討し ます。

②施設整備の充実と安全性の強化

学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての 安全性の確保を図ります。

③ICTを活用した教育活動の推進

校務および教務の電子システム化を引き続き進めるとともに、ICT環境を整備し、 映像・音声を活用した授業や児童・生徒個々に応じた指導の充実、児童・生徒による 協働学習や予復習、調べ学習や発表活動等の活性化を図ります。こうした教育活動を 通じ、児童・生徒の学力を向上させるとともに、情報化したグローバル社会に対応で きるコミュニケーション力やネット依存等に陥ることなく情報を活用する力「情報リ テラシー*1」を育みます。

全体計画	現況	必要事業量		計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	タブレット型端	活用・成果等の	活用・成果等 の調査	活	用	
	末の活用		【タブレット型端末配備台数】			
 			2,110 台	2,110 台	2,110 台	
ICT環境の整備 推進	ICT機器の活	・活用・成果等の 調査(22 校)	活用・成果等 の調査	活用•追加配備	活用	
	用·実践	・ICT機器の追	【ICT機器配備台数(プロジェクタ・書画カメ		タ・書画カメ	
			ラ・ノートPCー 321 台	771 台	771 台	

(実施課:学務課、指導課)

78

^{※1:}情報リテラシー 情報・データを管理、活用する能力です。

④学校改築の計画的な推進

校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	必要事業量 [平成 28~		計画内容	
土 体 前 岡	末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	の計画 学校改築の計 画的な推進	 芳水小改築推進 	工事		竣工	
学校改築の計画		城南小改築推進	設計	工事	竣工	
的な推進		後地小改築推進	設計		工事	
		新規改築計画検	+♦=+	改築着手	改築着手	
		討•着手	検討	(1 校)	(1 校)	

(実施課:庶務課、学務課、教育総合支援センター)

⑤登下校時の安全確保策の強化

「まもるっち*1」の貸与、83運動*2などにより、登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。

_

^{%1:} まもるっち 品川区独自の防犯システム「近隣セキュリティシステム」で子どもが携帯するGPS機能付き緊急 通報装置の愛称です。

^{※2:83}運動 小学生の登下校の時間にあたる8時と3時になるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろうという 品川区発祥の運動です。現在では、時間を限定せず日常生活の中で大人が子どもを意識し見守る運動へと発展しています。

2-3 次代を担う青少年を育成する

近年、青少年をめぐっては、不登校・ひきこもり等の問題や、フリーターやニートと 呼ばれる若者が増加してきており、若者の社会的・経済的自立を支援する必要性が高ま ってきています。また、インターネットを利用した有害情報の流布や犯罪、不健全な図 書類の販売など、青少年を取り巻く環境は問題が山積しています。

青少年健全育成のための、成長期に夢中になれるようなスポーツや読書などの情報提 供のほか、社会的体験をとおして、人とふれあうことで、社会性、協調性、自主性など を学ぶ少年少女対象の体験教室や各種スポーツ事業等を実施していきます。

また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けた事業や「家庭の日*1 の普及などによる明るい家庭づくりへの啓発事業、青少年委員による体験を重視した親 子の絆を深める事業、保健センターによる思春期の心身の健康のための専門相談や講演 会、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を行います。

すべての青少年の健全育成を図るため、異年齢・異世代層との交流や自然・社会・職 業体験を通じて社会性を身につけるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要 な正しい知識と意識がもてるよう、家庭や学校、地域が連携したしくみをつくります。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①青少年の社会的な自立の支援 青少年の自立を促し社会性 次代を担う青 ②社会体験・自然体験と異世代 を育む 少年を育成す 交流の推進 ③青少年の自主的活動拠点の整 備充実 ①青少年を健やかに育てる地域 家庭・学校・地域の連携を推 づくり 進する ②地域との連携による青少年団 体と指導者の育成 ③有害情報から青少年を守る取 り組みの推進 ④思春期の心と体の健康づくり

※1:家庭の日 品川区では、昭和49年(1974年)より、毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり 運動を推進しています。

「2-3-1〕青少年の自立を促し社会性を育む

①青少年の社会的な自立の支援

ひきこもりやニートの基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設け、自立的に将 来を決定できるよう施策の充実を図ることをはじめとして、子ども・若者育成支援施 策の総合的な推進に関する計画策定や枠組みの整備に取り組みます。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	亚片 00 左座	計画内容	亚代加尔英
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子ども・若者育成支援	庁内研修会の 実施	・体験講座の充実・子ども・若者計画の策定および	体験講座の充実		
			計画策定 検討	計画策定	計画実行
			【体験講座の参加者数】		
		実行	200 人	200 人	200 人

(実施課:子ども育成課)

②社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地 域行事、社会体験・自然体験活動、外国人との交流等社会性を育む活動に参加する機 会を地域との協働により提供します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
青少年の社会体 験活動支援	活動の充実	・活動の充実 ・地域貢献活動 機会の提供 ・青少年の国際 感覚醸成および コミュニケーショ ン能力向上	児童センタ 【活動人数(延 1,600 人 外国人	1,600 人 、おもてなしデータ さぶしながわ新名	舌動の充実 1,800 人 の実施

(実施課:子ども育成課)

都市像 未来を創る子育で・教育都市

基本方針 次代を担う青少年を育成す

^ <i>L</i> = 1 = 5	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体験活動の支	自然体験教室	体験教室の見直	見直し・充実	充	実
援・機会の提供	の実施	し・充実	【参加者数】		
			40 人	40 人	40 人

(実施課:スポーツ推進課)

③青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援する とともに、その力を地域での活動に還元できるようにしていきます。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ティーンズプラザ	事業内容の充	事業内容の充実	中高生活動支援の充実		
*1の充実	実		【中高生の事業参加人数(延)】]
			7,000 人	7,000 人	7,000 人

(実施課:子ども育成課)

^{※1:} ティーンズプラザ 平成14年度(2002年度)より、児童センターを中高生の交流拠点として計画的に整備し、スポーツやバンドなど自主的活動への支援や思春期の様々な悩みの相談に応じた指導・助言などを行っています。

[2-3-2] 家庭・学校・地域の連携を推進する

①青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現 状理解や情報交換の場を設け、相互に連携した事業を実施します。

^ <i>L</i> = 1 = =	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度 平成 29 年度 平		平成 30 年度
	1105BZ17 00 1127		│ │ │ 青少年問題協議会·青少年対策地区委員		
┃ 地域での青少年	± 44 0 14 14	活動支援の充実	会・青少年委員会の活動支援の充実		
育成事業の充実	事業の推進		【事業·会合数】		
			89 回	92 回	89 回

(実施課:地域活動課、子ども育成課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
「家庭の日」の普		・活動の充実	ネイチャープロジェクト開催		
及啓発	活動の充実	・親子自然体験 の機会提供	【参加人数(延)】		
		以成五定供	60 人	60 人	75 人

(実施課:子ども育成課)

②地域との連携による青少年団体と指導者の育成

ジュニア・リーダー教室**1の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとと もに、育成指導者やリーダーの情報交換の場や研修の機会を提供し、地域間のコミュ ニケーションを活発にすることで、地域と連携した青少年健全育成活動の一層の推進 を図ります。

^{※1:}ジュニア・リーダー教室 異年齢集団の活動の中で、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につける機会 を提供しています。品川区青少年委員会と熱意あるリーダーが教室の運営を担当します。

基本方針 次代を担う青少年を育成する

都市像	未来を創る子育で・教育都市

人 / 1 面	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	・ジュニアリー		事業内容の充実		
青少年の育成リ	ダー教室の実		**************************************		
ーダーとなる若	施	育成事業の充実	【育成者研修、ジュニア・リーダー教室参加者		
者等の養成	•育成者研修		数(延)】		
	の実施		1,620 人	1,620 人	1,620 人

(実施課:子ども育成課)

③有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等の有する危険性と安全な利用方法への理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみで健全育成活動を推進します。

④思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。 また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医やカウンセラー等による相談の機会や家族の学習の場として家族教室を開催します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
全体計画 	・	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
田寿即のニニス	専門医相談・		思春期のここ	ころの相談・家族教室・講演会	
思春期のこころ とからだの健康	講演会·教室	事業内容の充実	の充実 【専門医相談・講演会・家族教室利用者数		
づくりの充実	等の運営				
			150 人	150 人	150 人

(実施課:各保健センター)

2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる

平和の実現に向けて昭和60年(1985年)に制定された「非核平和都市品川宣言」 は、平和使節派遣事業や記念事業をとおして、平和の尊さ、大切さを次世代に伝え、 区民一人ひとりが、身近なところで、非核・平和について考える機会をつくり、戦争 の悲惨さを深く知ることで、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、平成5年(1993年)に制定された「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事 業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意 識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、配偶者や交際相手等からの暴力防止や被害者支援、ワー ク・ライフ・バランスの実現などに向けた取り組みを強化していきます。

虐待防止への取り組みでは、児童・高齢者・障害者に対する虐待や配偶者暴力など の早期発見や保護・支援につなぐ体制の充実を図ります。

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推 進、男女がともに責任を分かち合って社会に参画する社会の実現等に取り組み、平和 で人権が尊重される社会を構築します。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①非核平和都市品川宣言の発信 平和で人権が 非核・平和意識を普及する ②区民参加による平和事業の推進 尊重される社 会をつくる ①人権尊重都市品川宣言の普及 人権尊重意識を向上させる と人権教育の推進 ②同和問題などさまざまな人権 課題への取り組みの推進 ③相談体制の充実 ①あらゆる分野の男女共同参画 男女共同参画社会を推進す の推進 る ②ワーク・ライフ・バランス支援 策の充実 ③配偶者等暴力対策の推進

2-4-1] 非核・平和意識を普及する

①非核平和都市品川宣言の発信

平和を祈念する事業を推進し、「非核平和都市品川宣言」の普及・啓発に努めることにより、品川区から平和の大切さを広めていきます。

また、「非核平和都市品川宣言」をとおして、世界平和を考える機会をつくります。

全体計画	現況	必要事業量 (平成 28~	計画内容			
全体計画 - -	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
非核平和都市品			非核平和宣言普及啓発事業の推進			
川宣言事業の推	事業の推進	事業の推進	【しながわ平和の花壇数】			
進			7 カ所	13 力所	18 力所	

(実施課:総務課)

②区民参加による平和事業の推進

日常生活の中で、一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。 非核・平和について学び、考える機会をつくり、平和の尊さへの理解を促進します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	計画内容		
全体計画	末見込み	度 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区民参加による			平和使節派遣事業*1の推進		
- 平和事業の推進	事業の推進	事業の推進	【事業への参加人数】		
			21 人	21 人	21 人

(実施課:総務課)

<u>2-4-2</u> 人権尊重意識を向上させる

①人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、品川 区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

^{※1:} **平和使節派遣事業** 「非核平和都市品川宣言」普及事業の一環として、青少年を被爆地である広島・長崎に派遣し、平和祈念式典への参加や被爆体験者講話の聴講により、平和の尊さ、大切さに対する認識を深めることを目的としています。

۵ / t عاد ها	現況 平成 27 年度	必要事業量	計画内		
全体計画	来成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			「講演と	∸映画のつどい」	の充実
			「人権のひろば」の充実		充実
人権啓発事業の	啓発事業の推				人権宣言 25
充実	進	啓発事業の充実	-	_	周年記念事
					業の実施
			【啓発事業の参加人数】		
			3,000 人	3,000 人	3,200 人

(実施課:人権啓発課)

②同和問題などさまざまな人権課題への取り組みの推進

同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発を行うととも に、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の 醸成を図ります。

また、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会をとおし、庁内組織および関係機 関が横断的に連携し、しながわ見守りホットライン*1により、児童、高齢者および 障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見や被害者の適切な保護および支援 のさらなる充実を図ります。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
関係機関と連携	虐待防止対策	虐待防止対策の	 虐待防止ネットワーク推進協議会の3		協議会の充実
した虐待防止の 取り組みの推進	の推進	推進	しながわ	見守りホットライ	ンの充実

(実施課:人権啓発課、子ども育成課、子ども家庭支援課、高齢者福祉課、障害者福祉課)

③相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行 います。

^{※1:} **しながわ見守りホットライン** 児童・高齢者および障害者への虐待、DV(配偶者・パートナーによる暴力) に対し、専用ダイヤルを設けることにより。地域からの情報を24時間受け付けるものです。

[2-4-3] 男女共同参画社会を推進する ①あらゆる分野の男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能力と 個性を発揮できる社会をつくります。

②ワーク・ライフ・バランス支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自 己実現を行うことを支援します。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ワーク・ライフ・ バランスアクショ	·	啓発事業の充実	j	啓発誌の作成 啓発講座の実施	ī
ンプランの推進	発事業実施		【啓発講座の参	≽加者数 】	1
			100 人	100 人	100 人

(実施課:人権啓発課)

③配偶者等暴力対策の推進

暴力の未然防止と早期発見のため、若年層からの意識啓発や、被害者の立場に立 った相談の充実と支援体制の整備を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			意	識啓発事業の充	笑
		•配偶者等暴力	(講座開催・リーフレット作成)		
		対策の推進	【講座参加者数	女】	
配偶者等暴力対	配偶者等暴力	•配偶者暴力対	700 人	800 人	800 人
策の推進	対策の推進	策基本計画の改 訂	DV 相談事業の充実		実
		(31~34 年度)	-	-	計画改訂

(実施課:人権啓発課)

3. みんなで築く健康・福祉都市

- 3-1 区民の健康づくりを推進する
- 3-2 高齢者福祉の充実を図る
- 3-3 障害者福祉の充実を図る
- 3-4 地域福祉を推進する

3. みんなで築く健康・福祉都市

3-1 区民の健康づくりを推進する

近年の医療の進歩にはめざましいものがありますが、悪性新生物(がん)、心疾患、 脳血管疾患をあわせた死亡数は依然として主要死因の過半数を占めています。加えて、 生活習慣に大きな影響を受ける糖尿病の患者数は増加の一途にあります。また、平成 10年(1998年)以降の自殺による死亡数は依然として高い状態にあります。

区では、平成 15 年(2003年)に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、健康増進、 生活習慣病予防などを目的とした各種施策を実施してきました。今後、さらに高齢化が 進む中、区民が自立した日常生活を送ることができる期間、いわゆる健康寿命の延伸を 図るため、平成 27 年(2015 年)に「食育推進計画」を含めた「しながわ健康プラン 21」 を策定し、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム*1に着目した、生活 習慣病対策について充実を図ります。

平成26年(2014年)4月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を改訂し、国・ 都・区・医療機関・事業者のそれぞれの役割により、感染対策の強化に取り組みます。 このほか、食中毒対策に代表される健康危機管理体制の強化、急性期医療から在宅医療 までを支える、病院と地域の医療機関とのネットワーク化の推進などに取り組みます。 こころの健康づくりにおいては、ストレスや睡眠への対応、うつ病などへの対策を充 実させるとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、地域レ ベルで実践的な自殺対策の取り組みを進めていきます。

人生80年と言われる中で、子どもから高齢者まで区民がいきいきと暮らし、地域が 活力を維持していくためには区民一人ひとりの健康維持・増進が不可欠です。そのため、 ライフサイクルに応じた健康づくりを推進します。

^{※1:}ロコモティブシンドローム 運動器の障害により、要介護になるリスクの高い状態を表す言葉です。

《施策体系図》

基本方針 基本政策 個別施策 ①地域における健康づくり推進体 区民の健康づ 区民の健康づくりを支援する 制の充実 くりを推進する ②気軽に取り組める健康づくりの 機会の提供 ③食からの健康づくりの推進 ④歯の健康づくりの推進 ①生活習慣病対策の充実 疾病等対策を充実する ②各種がん対策の充実 ③感染症対策の充実 ④健康危機管理体制の充実 ⑤難病対策の充実 ⑥自殺予防対策・こころのケアの <u>充実</u> ①かかりつけ医制度等の充実 地域の医療体制を充実する ②救急医療体制の充実 ③地域医療連携の推進

│3-1-1│区民の健康づくりを支援する

①地域における健康づくり推進体制の充実

身近な地域で区民が日常的に参加し、自主的な活動ができるように、区内 13 地区 の健康づくり推進委員の活動の支援を強化します。また、健康大学しながわの講座で は、健康づくり活動に必要な知識や技術を学ぶ機会を提供し、広く区民を対象とした 公開講座も開催するなど、地域の健康づくり推進体制を充実します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼	亚士。左东	亚子 00 左座	亚卡尔东南
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域における健	身近な地域で の健康づくり 活動の支援	支援の充実	地区健康	の育成・活動支 づくり推進委員事 でづくり活動への 5,500 人	事業の充実
康づくりの支援	健康大学卒業	・啓発講演会の	啓発講演会の充実		
	生グループに	充実	健康づくり活動グループの支援		
	よる地域健康	・健康づくり活動	【卒業生の健康	東教育実施回数]
	教育の実施	グループの支援	40 回	40 回	40 回

(実施課:健康課、各保健センター)

②気軽に取り組める健康づくりの機会の提供

健康管理は自己管理が原則ですが、個人の取り組みには限界があります。幅広い年 齢の方が利用できる健康センターや中高年向けに実施している運動を中心とした健 康塾や地域の子育てグループを対象とした健康学習など、区民一人ひとりが気軽に継 続的な健康づくりに取り組めるような機会を提供します。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			健康塾の充実		
なほは古前の大	友廷は中部の	ļ	40 代からの健康塾の充実		
│各種健康塾の充 │ □	各種健康塾の	事業内容の充実	ふれあい健康塾の充実		充実
*	実 運営		【健康塾参加者	首数 】	
			2,100 人	2,100 人	2,300 人

(実施課:健康課)

③食からの健康づくりの推進

健康づくりの基本は食にあります。生涯にわたって健康で過ごすことができるよう、 食からの子育て支援、生活習慣病予防などライフステージに応じた食育を推進します。

人人	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	7175257	00 T/Q/			
	・各種教室の		各種教室の充実		
食育を通じた健	充実	事業内容の充実	区民への啓発		
康づくりの推進	・区民への啓	事業内合の元美	【教室参加者数	女】	
	発		4,080 人	4,120 人	4,160 人

(実施課:各保健センター、子ども育成課)

4)歯の健康づくりの推進

歯・口腔の健康は、自分の歯でおいしく食べ、会話を楽しむなど質の高い生活を送 るうえで欠かせないため、生涯を通じた歯科口腔保健対策を充実します。

^ <i>L</i> = -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
成人遊科健診。			成人歯科健診と歯の顕彰事業の充実		
歯の顕彰の推進	成人歯科健診・ 健診・顕彰事 歯の顕彰の推進 業の推進	事業内容の充実	【成人歯科健診	②の受診者数】	
			3,000 人	3,050 人	3,100 人

(実施課:健康課)

3-1-2 疾病等対策を充実する

①生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施して、生活習慣病にかか っている人やその予備群の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指 導を実施します。さらに、しながわデータヘルス計画を策定し、疾病予防や生活習慣 病の重症化予防のための保健事業を実施します。また、75歳以上の高齢者について も、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、必要な健診を実施します。

A // -1	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
同归甘士牌序	国保基本健康	・受診勧奨の推	健康診査受診率の向上			
国保基本健康診	診査の推進	進事業中容の充				
査の推進	(目標受診率	・事業内容の充	【健康診査受診率】		1	
	55.0%)	実	57.5%	60.0%	60.0%	

(実施課:国保医療年金課)

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国保保健指導の	国保保健指導の推進(目標		保健指導実施率の向上		 句上
の推進	実施率 40.0%)	・事業内容の充	【保健指導実施	拖率 】	
		実	50.0%	60.0%	60.0%

(実施課:国保医療年金課)

全体計画	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
しながわデータ	しながわデー	データ活用によ	データ活用に	よる効果的な保	健事業の実施
ヘルス事業の推 進	タヘルス計画 の策定	る効果的な保健 事業の推進	【保健事業の延対象者数】		
			100,800 人	100,940 人	100,940 人

(実施課:国保医療年金課)

都市像みんなで築く健康・福祉都市

基本方針 区民の健康づくりを推進する

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度	(平成 28~	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)	干风 28 平及	平成 29 平及	平成 30 年及
		・受診勧奨の推	健康診査受診率の向上		
後期高齢者医療	受診勧奨の案	進	健康診査支診率の向上 		
健康診査の推進	内	・事業内容の充	【健康診査受診率】		
		実	47.5%	50.0%	52.5%

(実施課:国保医療年金課)

②各種がん対策の充実

がん対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療の促進を図ります。また、がん検診の精度管理**1を行うとともに、未受診者への啓発を行い、受診率の向上を図ります。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
各種がん検診の	検診の推進	検診の充実		検診の充実	
充実			【大腸がん受診	率】	
			24.0%	25.0%	26.0%

(実施課:健康課)

③感染症対策の充実

区民が健康に暮らせるように、服薬支援等の結核対策や、エイズその他の感染症対策および予防接種体制の充実を図ります。

※1:**がん検診の精度管理** がん検診が有効かつ効率的に行われているかを、受診率、要精検率、がん発見率などから 検診の方法などについて点検し評価することです。

A // =/ -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	結核対策およ		結核対策	およびDOTS支	援の強化
	びDOTS*1支		【結核検診受診	诊者数 】	
	援の強化		19,840 人	20,000 人	20,120 人
			HIV等感染症検査体制の充実		
<i>4</i> +++ 7 のルばさ	HIV等感染症		先天性風しん症候群予防対策の実施		
結核その他感染	検査体制の充	事業内容の充実	【HIV抗体・性感染症検査の受検者数・風し		
症対策の充実 	実		ん抗体検査者	数】	
			2,650 人	2,560 人	2,470 人
	 各種予防接種		各種予防接種の充実		
	の充実		【MRワクチン接種率】		
			95.0%	95.0%	95.0%

(実施課:保健予防課)

④健康危機管理体制の充実

区民の生命や健康を脅かす様々な健康危機に対して、その予防・拡大の防止を図り、 区民の生活を守ります。新型インフルエンザ等、新たに発生する感染症への対応や、 食品の安全、医薬品の安全の確保等、健康危機管理体制の強化を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
		・医療体制等の	医療体制等	等の確保および[関係機関等	
┃ ┃ 新型インフルエ	医療体制等の	確保および関係	との連携強化			
ンザ等新興感染	確保および関 係機関等との	機関等との連携 強化	新興感染症対策の強化			
症対策の充実 	連携強化	•新興感染症対	【連絡会議・講習会の実施回数】			
		策の強化	6 回	6 回	6 回	

(実施課:保健予防課)

^{※1:}DOTS 結核患者が服薬治療を継続できるよう支援することです。

都市像 みんなで築く健康・福祉都市 基本方針 区民の健康づくりを推進する

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	平成 28 年度	計画内容	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)	1 /2 20 1 /2	1 7% 20 1 7%	17000 170
	・事業者等への啓発活動の				啓発
食品安全体制の 確保	推進	 事業内容の充実 	食	品監視指導の強化	
	•食品監視指	<u> </u>	【講演会の参加人数】		
	導の推進		100 人	100 人	100 人

(実施課:生活衛生課)

⑤難病対策の充実

難病により生活療養支援を必要とする患者、家族等に対し、療養生活支援を行うと ともに、疾病への理解を進めるなど、難病対策の充実を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~				
三年 本 司 四	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			難病療養援護体制の充実			
難病療養援護体 制の充実	難病療養支援 事業等の推進	難病療養援護体 制の充実	【専門講演会・療養支援教室参加者・リハビリ訪問相談利用者数】			
			350 人	350 人	350 人	

(実施課:各保健センター)

⑥自殺予防対策・こころのケアの充実

自殺予防対策として、積極的な予防啓発活動、庁内外のネットワークの強化、ゲー トキーパー*1の育成など自殺予防活動を強化します。また、こころの健康を保つため、 ストレス対策や睡眠対策などを推進するほか、うつ病対策などこころの病気に対する 施策の充実を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
自殺予防対策の	予防啓発、相 殺予防対策の 談・支援者養 事		予防対策の	講演会等、予防啓発事業の充実 相談・支援者養成研修の実施		
推進	成の推進		【相談·支援者	養成研修の参加]人数】	
			180 人	200 人	200 人	

(実施課:保健予防課、各保健センター)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
こころの健康づくりの推進	相談・啓発事 業、デイケア 事業の推進	事業内容の充実	啓発	る精神保健相談 ・デイケア事業の 炎・デイケア事業 人数】 2,350 人)充実

(実施課:各保健センター)

97

^{※1:}ゲートキーパー 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

3-1-3 地域の医療体制を充実する

①かかりつけ医制度等の充実

区民が身近で適切な医療サービスを受けられるよう、医師会等の協力のもと、かか りつけ医制度の浸透を図るとともに、地域での継続医療や福祉サービス機関との連携 を強化します。

^ <i>L</i> = -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
かかりつけ医・歯科医・薬局制	かかりつけ医・ 歯科医・薬局	かかりつけ医・歯科医・薬局制	かかりつけ医・歯科医・薬局制度の促進		
度の促進	制度の促進	度の促進	【かかりつけ医 1,000 件	等紹介件数】 1,000 件	1,000 件

(実施課:健康課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼		I	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医療安全支援体	医療相談コー	医療相談コーナ	運営の充実		
制の整備	ナーの運営	一の充実	【医療相談対応件数】		
別の金浦)一の建名	一 0 7元 天 	【这原怕改为心什致】		
			720 件	740 件	760 件

(実施課:生活衛生課)

②救急医療体制の充実

通常の診療所が休診する休日・夜間の応急診療体制を充実します。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
休日・夜間の医 療体制の充実	医療体制の充	休日・夜間の医 医療体制の充 療体制の充実 【	休日・?	友間の医療体制	の充実
			【受診人数】		
	実		18,000 人	18,000 人	18,000 人

(実施課:健康課)

③地域医療連携の推進

急性期医療から在宅医療まで適切な医療サービスが利用できるよう、病院・診療所 等の地域医療機関連携を推進します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容 平成 29 年度	平成 30 年度
			医療材	。 機関等との連携の	の推進
		・医療機関等と	広域日	•推進	
医療機関等との連携の推進	医療機関等との連携の推進	の連携の推進 ・災害時医療体 制の検討		所の運営体制 _{倹討}	区内医療救 護所の運営 体制の確立
			【会議の開催数	女】	
			4 回	4 回	4 回

(実施課:健康課)

都市像 みんなで築く健康・福祉都市 基本方針 高齢者福祉の充実を図る

3-2 高齢者福祉の充実を図る

品川区の高齢者は平成 27 年(2015 年) 4 月現在で約 7.9 万人(総人口の 21.1%)で あり、中でも 75 歳以上の後期高齢者が増加しており、平成 29 年度(2017 年度)には 65 歳から74 歳までの前期高齢者の数を上回ると予測しています。

介護保険制度は創設から 16 年が経過し、3年を1期とする介護保険事業計画の第6 期に入っています。今後も介護保険制度を安定的に持続可能なしくみとしていくため、 在宅生活支援のための基盤整備、区民や地域における様々な機関等と区との協働による 支え合いのしくみづくりを推進します。

区は制度創設以来、在宅介護支援システムおよび介護サービス評価・向上のしくみの 効果的な運用により、適正なサービス提供の確保に努めてきましたが、今後、団塊世代 が高齢期となり高齢化が進む中で、高齢者の在宅生活を包括的に支える地域包括ケアシ ステムの充実と、セーフティネットとしての施設整備を進めていきます。

高齢者の多くはできる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしたいという希望が強くあ る中で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯とともに、認知症高齢者についても 在宅生活を継続するためのサービスの拡充と地域での支え合い活動の活性化が一層求 められています。

このため、区は、これまでの認知症対策の取り組みをさらに進め、「徘徊等による行 方不明者の早期発見のしくみづくり・運用」、「認知症理解の一層の推進」、「家族・本人 への支援」、「医療と介護の連携の推進」の4つの柱を軸とし、認知症対策プロジェクト (くるみぷらん)を推進します。

また、将来介護が必要になった場合でも住み続けることができる住宅や住み替えニー ズに対応した住宅等の入居施設の整備を進めます。

介護保険制度については、要介護高齢者の増加を抑制するため、要介護状態に陥らな いようこれまで以上に効果的な介護予防事業に取り組むとともに、平成 27 年度 (2015 年度)の制度改正による、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

さらに、在宅生活が困難になった場合のセーフティネットとして、特別養護老人ホー ムや老人保健施設の整備を進めます。

加えて、介護サービスを担う人材は、慢性的な不足が続いていることから、継続して 人材確保を図るとともに、質の高いサービスを行うため人材の育成に取り組みます。

良質な介護サービスを確保し、これらの施策を適正に実施していくため、介護サービ ス事業者への指導検査・監査の体制を強化します。

長寿化とともに、団塊世代も高齢期を迎え、高齢者層の価値観やライフスタイルがま すます多様化する中で、生涯にわたり安心して地域で暮らし続けられるよう、多様なニ ーズに対応した支援策の展開や施設整備を推進します。

《施策体系図》

基本方針

高齢者福祉の 充実を図る

基本政策

高齢者の多様な社会参加を 促進する

個別施策

- ①ボランティアによる社会参加の 促進
- ②シニアの多様な活動への支援
- ③世代間交流の拡充促進

地域における在宅生活を支 援する

- ①在宅介護支援センターの充実
- ②在宅介護を支える多様なサービ スの充実
- ③認知症高齢者・家族への支援 の充実
- ④医療と福祉の連携の促進
- ⑤虐待防止対応の充実

多様な介護予防事業を推進 する

- ①介護予防サービスの充実
- ②地域による介護予防の促進

多様な入所・入居系施設を 整備する

- ①セーフティネットとしての入所施 設の整備
- ②認知症対策としてのグループホ 一ム等の整備
- ③高齢者が住み続けられるサービ ス付き高齢者住宅整備の支援

質の高い介護保険事業を運 営する

- ①高齢者福祉を担う人材の育成と 連携
- ②保険者としての機能の充実

3-2-1 高齢者の多様な社会参加を促進する

①ボランティアによる社会参加の促進

これまでのシルバーセンターを高齢者だけでなく、多世代が利用・交流できる施設 として整備し、様々な介護予防事業を実施する際に高齢者のボランティア活動の場と して活用し、社会参加の機会を拡充するととともに、世代間交流の推進を図ります。 高齢者クラブについては、新たな入会者を掘り起こすためのPRや活性化に向けた取 り組みなど、団体の運営を支援します。

また、高齢者が積極的に地域活動に参加しやすくなるしくみとして、その地域貢献 活動に対し一定の評価と得点を与えるポイント制度について、その対象となる施設や 事業の拡大を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~			
全体計画	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		・開設(大崎・平 塚橋)	開設(大崎· 平塚橋)	-	_
高齢者多世代交 流支援施設の活 用	整備 (大崎・平塚 橋)	・検討・設計(1カ 所) ・介護予防事業・		討 i所)	設計 (1 カ所)
713		多世代交流事業の実施	介護予防事	葉∙多世代交流	事業の実施

(実施課:高齢者地域支援課)

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域貢献活動に 対するポイント 制度等の充実	ポイント制度	事業内容の充実	ポイント制度の周知普及 ボランティア向け研修の開催		
	の実施		【ポイント制度の登録者数】		
			1,360 人	1,400 人	1,440 人

(実施課:高齢者地域支援課)

②シニアの多様な活動への支援

「山中いきいき広場**運営協議会」や「しながわシニアネット**2」を引き続き支援するとともに、これまで蓄積してきたノウハウを活かしながら、高齢者多世代交流支援施設を活用するなど、他地区での展開を進めます。また、地域の支え合い活動など社会貢献活動を行う団体の一層の活性化を図ります。

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
山中いきいき広 場への支援			支援の充実		
	事業の推進	支援の充実	【自主事業の延	延参加者数 】	援の充実
			4,500 人	4,500 人	4,500 人

(実施課:高齢者地域支援課)

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
シニア世代の社 会参加への支援	自主事業等への支援	しながわシニア ネットへの支援 の拡充	支援の拡充 (平塚橋)	支援の充実	
			【事業の延参加者数】		
			13,500 人	13,500 人	13,500 人

(実施課:高齢者地域支援課)

-

^{※1:}山中いきいき広場 区立山中小学校の余裕教室を改修し、地域の中高年の方に活動の機会と場を提供しています。 運営も地域の方が中心となって行っています(平成11年(1999年)設置)。

^{※2:} **しながわシニアネット** シニアに必要な情報と交流や活動の場を提供し、地域社会への参加を支援しています。 運営は会員互選の運営委員によっています。現在の活動拠点は東大井の「いきいきラボ関ヶ原」です(平成19年 (2007年)設立)。

③世代間交流の拡充促進

世代間交流の協力校を引き続き拡充していきます。また、シルバーセンターや高齢 者施設と保育園・児童センター・小学校等の子どもとの交流による事業を拡充すると ともに、高齢者多世代交流支援施設を活用した世代間交流を推進します。

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度	(平成 28~	亚世の左座	亚古 00 左连	亚古 00 左连
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもとの交流事業の拡充	事業の推進	事業内容の充実	協力校の拡充		
			交流プログラムの充実		
	サ米の推進	事業内谷の元美	【高齢者の延参加者		
			986 人	986 人	986 人

(実施課:高齢者地域支援課)

[3-2-2] 地域における在宅生活を支援する

①在宅介護支援センターの充実

地域の身近な相談窓口として相談機能の強化を図るとともに、中・重度者のケアマ ネジメントや軽度者に対する介護予防など、「在宅介護支援システム」をとおして、 包括的・継続的マネジメントをさらに強化していきます。このため、地域包括支援セ ンターおよび在宅介護支援センターの適切な配置と機能を充実します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
在宅介護支援システムの充実	・在宅介護支化・センターを接せンターを接せ、クラーを表した。 はいない はいない はいない はいない はいない はいない かいない はいない は	事業内容の充実	;	地域での総合相記権利擁護の推進を防マネジメントの	

(実施課:高齢者福祉課)

②在宅介護を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし等高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅生活を 支援します。このため、24 時間 365 日をとおしてサービス提供を行う定期巡回・随 時対応型訪問介護看護等の介護保険サービスを適切に提供するほか、緊急事態におけ る不安の解消と生活の安全を図るため、民間型緊急通報システムの普及促進を図るな ど、介護保険外のサービスを充実します。

また、高齢者や障害者などの移動制約者に対して、区内では、公共交通機関が一定 程度整備されている状況にありますが、さらにきめ細かな外出支援サービスを提供す ることにより、日常生活や通院の支援、介護予防効果の向上を図ります。このため、 社会福祉協議会のさわやかサービス*1等の福祉有償運送等を活用し、移送サービスの 充実を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	末見込み 24 時間定期巡	30 平度/		ᆂᆇᇠᆒᆉᆒᇫ	-# 手=#の六中
	回·随時対応			寺対応型訪問介 . -	護有護の允夫
+	サービスの充		【連携事業者数】		
	実		15 事業者	20 事業者	20 事業者
在宅介護を支え	民間型緊急通		民間型緊急通報システムの普及促進		
┃る多様なサービ ┃ ┃ ┃ スの充実	報システムの	事業内容の充実 	【利用世帯数】		
	推進		624 世帯	724 世帯	824 世帯
	福祉有償運送		福祉有償還	運送等移送サー	ビスの充実
	等移送サービ		【利用者数】		
	スの充実		1,500 人	1,500 人	1,500 人

(実施課:福祉計画課、高齢者福祉課)

^{※1:} さわやかサービス 社会福祉協議会の事業として行っている、地域でともに支え合う区民相互援助、区民参加型 の会員制在宅福祉サービスです。

③認知症高齢者・家族への支援の充実

区は、これまでの認知症対策の取り組みをさらに進め、「徘徊等による行方不明者の 早期発見のしくみづくり・運用」、「認知症理解の一層の推進」、「家族・本人への支援」、 「医療と介護の連携の推進」の4つの柱を軸とし、認知症対策プロジェクト(くるみぷ らん)を推進します。推進にあたっては、適切なサービス提供の流れを示す品川区版認 知症ケアパスを作成・運用します。

また、認知症サポーターの養成と活動の充実により、さらに認知症の理解普及を進め、 地域の見守り支え合いネットワークを構築し、認知症高齢者とその家族を支援します。 このほか、認知症の早期発見・早期対応を実現するため、区内の関係機関の連携体制 を強化し、認知症が疑われる方や発症初期段階の方が地域の中で暮らし続けることがで きるよう、多職種による包括的・集中的に支援を行う初期集中支援チームを設置します。 あわせて、認知症予防を推進するため、認知症予防事業の充実を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容 平成 29 年度	平成 30 年度
認知症高齢者支援の充実	認知症ケアパス検討	30 1 /2/	認知症ケアパス作成	認知症ケブ	アパス運用
	認知症サポー ター制度の実 施(13 地区)	認知症対策プロ ジェクト(くるみぷ らん)の推進	ĵ	-等による支援活 ・護者支援の充 成講座の受講者 1,200 人	美
	・徘徊高齢者 探索システム の運用 ・徘徊高齢者 早期発見ネッ		徘徊高齢者 早期発見ネットワークの 構築 【見守りアイテ	俳徊高齢者早 ワーク ム配付時の登録	の運用
	トワーク検討 認知症早期発 見・早期診断 体制検討		3,000 人 認知症早	3,500 人 期診断·早期対	4,000 人 応の充実
	認知症初期集中支援チーム設置準備		設置準備	40 人 設置	40 人 運営

(実施課:高齢者福祉課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度	(平成 28 ~				
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			認知症予防			
	認知症予防教	▪認知症予防教	教室の拡充	車業の	の本宝	
	室(いきいき脳	室の拡充(大崎・	(大崎・平塚	事業の充実		
	の健康教室)	平塚橋)	橋)			
認知症予防事業	の実施	・事業の充実	【事業の延参加	の延参加者数】		
の充実			7,740 人	7,740 人	7,740 人	
	認知症予防プ		認知症予防プログラム事業の推進		業の推進	
	ログラム事業	事業内容の充実	【認知症予防フ	プログラムの参加]者数】	
	の実施		120 人	120 人	120 人	

(実施課:高齢者地域支援課、荏原保健センター)

④医療と福祉の連携の促進

在宅における医療の必要性の増加に対応し、在宅療養を支える医療と生活支援としての介護・福祉との連携を強化します。また、具体的なケース検討の場として機能してきた地区ケア会議のさらなる充実を図り、総合的な支援体制の整備を推進します。

A // -/	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医療と福祉の連	・地域ケア会議の充実	医療との連携の	地域ケア会議の充実 多職種連携研修の充実		
携の促進	- 多職種連携	強化	【研修の参加人数】		
	研修の実施		100 人	100 人	100 人

(実施課:高齢者福祉課)

⑤虐待防止対応の充実

世帯構成の変化とともに、家族による介護力の低下や、在宅での介護期間が長期化することなどによる高齢者虐待の発生防止と対応の強化を図ります。このため、高齢者虐待防止への正しい知識と理解の啓発を行うとともに、虐待が発生した場合には慎重かつ迅速な対応により、深刻な状況に陥ることのないよう対象高齢者の保護およびその家族等虐待者への対応を行います。

『市像 みんなで築く健康・福祉都市	基本方針	∥高齢者福祉の充実を図る
-------------------	------	--------------

^ <i>t</i> = 1 =	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 -	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高齢者虐待防止ネットワークの充	高齢者虐待防止ネットワーク	事業内容の充実	虐待対応チームの充実 普及啓発事業の充実		
実	の充実	事業内各の元夫	【虐待防止研修の参加人数】		50 人

(実施課:高齢者福祉課)

3-2-3 多様な介護予防事業を推進する

①介護予防サービスの充実

高齢者の心身状況に応じた介護予防事業を展開し、運動機能の向上、栄養改善などを通じて、要支援・要介護状態に陥ることを防ぎます。このため、全高齢者を対象とした予防事業では、介護予防に関する普及啓発とデイサービスセンター等を活用した事業の充実を図ります。また、要介護の状態に陥る可能性の高い高齢者には、はつらつ健康教室による総合的な介護予防プログラムへの参加勧奨と事業の実施等により、効果的かつ参加しやすい介護予防サービスの充実を図ります。

このほか、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、予防訪問事業・予防通 所事業を推進します。

T	全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
センター等活用型介護予防事業の実施 (事業の延参加者数】 非業の実施 (事業の延参加者数】 大の充実 (はつらつ健康 教室)の実施 事業内容の充実 (はつらつ健康 教室)の実施 3,355 人 3,355 人 予防訪問事業・予防通所事業の充実				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業の実施 39,326 人 41,605 人 44,041 人		デセカー まで は で で で で で で で で で で で で で で で で で		介 【事業の延参か 17,920 人 はつ 【事業の延参か 3,355 人 予防訪問 【要支援相当の	護予防事業の充 可者数】 17,920 人 らつ健康教室の 可者数】 3,355 人 事業・予防通所事	E実 17,920 人 充実 3,355 人 事業の充実

(実施課:高齢者地域支援課)

②地域による介護予防の促進

高齢化がさらに進む中で、行政のみならず、高齢者を含めた地域コミュニティでの 介護予防事業の展開が必要です。このため、コミュニティレストラン*1など、地域の 中で区民との協働により実施する事業の一層の充実を図るとともに、公園の中に健康 づくりのための施設を整備するなど予防普及事業を推進し、予防意識の高揚を図りま す。

^ <i>\</i> -1 =	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	・コミュニティレ ストランの設	・事業内容の充		充実	
コミュニティレス トランの整備	置(3 カ所) ・商店街店舗	実 ・実施場所の拡	拡充 (平塚橋)	拡充検討	
	との連携 (身近なお店)	充	【事業の延参加 945 人	D者数】 960 人	960 人

(実施課:高齢者地域支援課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 	(平成 28 ~	亚世 00 左庄	亚世 00 年亩	亚岸 20 左座
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
NPO等との地域			地域活動連携型介護予防事業の充実		
活動連携型介護	事業の推進	事業内容の充実	【事業の延参加	□者数 】	
予防事業の充実 			2,616 人	2,616 人	2,616 人

(実施課:高齢者地域支援課)

^ <i>t</i> = 1 =	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
屋外型健康教室			いきいき運動教室の充実		
の充実	事業の推進事業	事業内容の充実	【事業の延参加	口者数】	
			2,100 人	2,100 人	2,100 人

(実施課:高齢者地域支援課)

^{※1:}コミュニティレストラン 高齢者の孤立化防止と栄養改善、介護予防を目的に、自主的に地域福祉事業を行うN PO等との協働により、会食の機会の充実を図り、いつまでも安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

3-2-4〕多様な入所・入居系施設を整備する

①セーフティネットとしての入所施設の整備

中・重度の要介護高齢者を中心に、区民が安心して入所できるよう、介護のセーフ ティネットとして特別養護老人ホームを整備します。

また、在宅復帰や地域でのリハビリ拠点として、老人保健施設の整備を進めます。

A # 1 =	現況			計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
特別養護老人ホ 9 カ所		開設 (平塚橋)	-	-		
	・開設(平塚橋・	工事 (上大崎)	開設 (上大崎)	_		
一ムの整備	- 開設検討		開設検討			
			【新規入所者数	女】		
			100 人	102 人	_	

(実施課:福祉計画課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼	亚古の左连	亚古 00 左座	亚片。60 左连
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老人保健施設の	4 1 = 7	開設(北品川五	開設支援開設		
整備	1 力所		【新規入所者数】		
			_	_	100人

(実施課:福祉計画課)

②認知症対策としてのグループホーム等の整備

急増する認知症高齢者への適切なケアの確保・充実を図るため、グループホームや 小規模多機能型居宅介護**1の整備を推進します。

^{※1:}小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせ、要介護高齢者の心身状態 や、本人・家族の希望に応じた対応ができる、地域を拠点としたサービスです。

^ # = T	現況	必要事業量			
全体計画	全体計画 平成27年度 (平成28~ -	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			工事(東五反	開設(東五反	
			田四丁目)	田四丁目)	_
■認知症高齢者グ	40 ±=r	88=0./o. ±=r\	開設検討	開設検討	開設検討
ループホームの	13 力所 開設(3 力所)	開設(3 刀所 <i>)</i> 	2(3刀所) 用放烧的	(1 カ所)	(1 カ所)
整備		【新規入所者数	女】		
			_	36 人	18 人

(実施課:福祉計画課)

^ <i>L</i> = -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	71752297	33 1 127	工事(東五反	開設(東五反	
			田四丁目)	田四丁目)	_
小規模多機能型	8 力所	 開設(2カ所)	開設	検討	開設検討
居宅介護の整備	0 75171		1713122		(1カ所)
			【新規登録者数】		
			_	25 人	25 人

(実施課:福祉計画課)

③高齢者が住み続けられるサービス付き高齢者住宅整備の支援

住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズに応えるため、心身が多少不自由に なっても住み続けられる、サービス付き高齢者住宅**の整備を支援します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			開設支援	開設支援	開設
サービス付き高		 開設(1 カ所)	検討	(1 カ所)	(1 カ所)
齢者任宅整備の 支援	齢者住宅整備の 6 カ所 ま _せ		【新規入居者数	女】	
又饭			_	_	25 人

(実施課:高齢者地域支援課)

^{※1:}**サービス付き高齢者住宅** 高齢者の安心を支えるケアの専門家等による、生活相談・安否確認・緊急時対応サービスなどを提供するバリアフリー構造の住宅です。

[3-2-5] 質の高い介護保険事業を運営する

①高齢者福祉を担う人材の育成と連携

安定的で質の高いサービスの維持・確保に向けて、品川介護福祉専門学校の機能を 活かし、有資格者の現場復帰を支援するなど、人材の確保を図ります。

また、介護従事者の資格取得から介護技術の向上まで、様々な講座を実施し、介護 人材のスキルアップを図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
介記確允	介護福祉人材 確保・定着事 業の推進	事業内容の充実	介護福祉ノ 【事業の参加者 290 人	└ 人材確保・定着 「 「 「 」 290 人	事業の充実 290 人
介護福祉人材確 保・定着の充実	介護福祉士養 成施設の開設 準備	・養成施設の開 設 ・実務者研修の 実施	開設 研修の実施 【研修の受講者 50 人		D実施 50 人
	すけっと品川 養成講座の実 施	講座の実施・充実	講座の実施 【講座の受講者 30人	講座内容	容の充実 30 人

(実施課:高齢者福祉課)

A // -/	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福祉カレッジ*1	事業内容の検	容の検事業内容の充実	事業内容の充実		
の充実	証		【講座の受講者	香数 】	
			1,228 人	1,228 人	1,228 人

(実施課:高齢者福祉課)

^{※1:}福祉カレッジ 品川区の介護サービス従事者の専門性や実践力の向上を図るために設置した福祉人材の育成拠点

②保険者としての機能の充実

質の高い介護サービスの提供を継続していくため、良質な介護サービス事業者を確 保するとともに、質の高いサービスを提供できる事業者を育成します。また、適正な 制度運営のため、指導検査の効率的な実施による指導体制の強化を図るとともに、介 護保険財源の適正運用のため、介護給付の適正化を推進します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
土作前画	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護サービス事 業者の運営およ び給付の適正化 指導	適正化指導の 推進	適正化指導の充 実	講習 介護 【実地指導の写	1	実施
			65 件	65 件	65 件

(実施課:高齢者福祉課)

	現況	必要事業量		計画内容	計 画 内 容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
サービス評価・向上のしくみの効果的な運用	サービス向上 支援の充実	サービス向上支援の充実	福祉サービ	スの自主的取り ス第三者評価の 改善ケア奨励事 対善した人数】 67人	の受審支援	

(実施課:高齢者福祉課)

3-3 障害者福祉の充実を図る

平成 25 年(2013 年)の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービスの 対象者が拡大されたことから、障害種別にかかわりなく地域で自立した生活を送るこ とができるよう、適切なケアマネジメントのもとステージごとの切れ目のないきめ細 かな障害福祉サービスを提供します。

また、平成24年(2012年)の「障害者虐待防止法」の施行により、権利擁護のし くみが制度化されるとともに、平成 28 年(2016 年)の「障害者差別解消法」の施行 により、障害者への合理的配慮**1の提供が義務付けられるなど、障害者が暮らしやす い地域社会の実現に向けた環境整備を踏まえ、区が率先して、障害者理解の普及啓発 を推進します。

このほか、障害者の高齢化、障害の重度化・重複化が進む中、個々の障害者のニー ズに合わせた地域の支援体制を整えるために、地域生活支援事業も含め在宅支援の充 実を図り、暮らし方の幅を広げていきます。日中活動の場の整備をはじめ、高齢者施 設等の多様な社会資源の活用もあわせ、障害者を地域全体で支える地域づくりを推進 します。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①相談支援機能の充実 障害者の相談支援体制を整 障害者福祉の ②障害福祉サービスを担う人材 充実を図る 備する の育成 ③関係諸機関との連携強化 ①地域生活支援サービスの充実 地域での自立した生活を支 ②地域生活の拠点となる施設の 援する 整備 ③療育支援体制の整備 ①地域生活サポート体制の確立 障害者を支える地域をつくる ②権利擁護の推進 ①就労機会の拡充 障害者の社会参加を促進す ②余暇活動等への支援 る ③障害者団体の活動の支援

※1:合理的配慮 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲 で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないこ とで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

3-3-1 障害者の相談支援体制を整備する

①相談支援機能の充実

地域での自立した生活や将来を見通すことのできるきめ細かな相談支援体制の確 立とその充実を重点的に行い、機能強化を図ります。また、生涯にわたる一貫した 支援となるよう、障害児の早期発見・早期支援による療育支援体制を再構築します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援体制の	指定特定相談 支援事業所*1	相談支援体制の	相談支援体制の充実 【計画相談支援給付件数】		
強化(身体障害 者·知的障害者)	拠点 2 カ所の	充実			
	運営		1,150 件	1,250 件	1,280 件

(実施課:障害者福祉課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談支援体制の	指定特定相談 支援事業所拠	相談支援体制の	相談支援体制の充実		
強化(精神障害者)	点 1 カ所の運	充実	【計画相談支援	爰給付件数 】	ı
B7	営		290 件	300 件	320 件

^{※1:}指定特定相談支援事業所 障害者等が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定 期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行う事業所です。

②障害福祉サービスを担う人材の育成

区が、基幹相談支援センターとして総合的かつ専門的な相談の窓口となり、拠点 となる相談支援事業所への助言や指導等を行います。また、区全域を統括するほか、 地域の障害者に関わる支援者のスキル向上を図るため、現場の実践に活かせるよう な研修制度のしくみを構築し、地域の支援力向上に努めます。

	現況	必要事業量				
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	・各研修の運	00 + / <u>Q</u> /	精神障害者が	 研修の充実	 ステップアップ	
障害福祉サービ	営			同行援護従業者養成研修の充実		
スを担う人材の 育成	マネジメントコ	各研修の充実		ナカレッジ(障害者 ノトコース)の充実		
	一スの設置		【各研修の受講	大大学		
			120 人	140 人	140 人	

(実施課:障害者福祉課)

③関係諸機関との連携強化

「障害者総合支援法」に基づき、障害者団体の代表者等で構成する「自立支援協 議会」において、障害福祉サービスの適正な供給と円滑な運営についての協議や必 要な調整を行っていきます。また、保健・医療・教育等との支援の連携を強化する ことで、障害者の自立を促進します。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	・自立支援協		地域における障害者支援の充実		
地域における障	議会の再編	地域における障	地域における障害有又抜の元夫		
害者支援の充実	・子ども支援部	害者支援の推進	【自立支援協議会全体会開催数】		
	会の増設		3 💷	3 💷	3 回

3-3-2 地域での自立した生活を支援する

①地域生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメント のもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実します。また、様々なサー ビスを組み合わせて支援できるよう、自立支援給付・地域生活支援事業を充実しま す。さらに、生涯にわたる生活を豊かにするため、地域の社会資源を活かした居住 支援のための機能の面的整備※1を推進し、地域生活支援拠点機能の構築を図ります。

^ # 1 =	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域生活支援サ	障害者地域活		運営の充実		
地域生活文援サ 一ビスの充実	動支援センタ	運営の充実	【地域活動支援	受センターの延利	川用者数】
	一の運営		5,200 人	5,200 人	5,200 人

(実施課:障害者福祉課)

人人	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	地域化泛 类短	·地域生活支援	検	討	構築
地域生活支援拠点機能の構築	地域生活支援拠点機能の検	拠点機能の構築・面的整備によ	ı	面的整備に。	よる事業連携
	討	る事業連携	【面的整備によ	る連携事業数】	
			_	10 事業	10 事業

^{※1:}面的整備 地域の抱える課題に対して、障害者の居住支援に求められる機能(相談・体験の機会や場、緊急時 の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、複数の機関が地域で分担して担う手法です。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	暗宝老地域生		障害者地域生	三活サポート事業 の充実	〔知的•精神〕
障害者地域生活 サポート事業の 推進	障害者地域生活サポート事業の推進	事業内容の充実	精神障害者	が地域生活安定 の充実	化支援事業
	未び推進		【(知的•精神)	サポート 24 登録	录者数】
			70 人	75 人	75 人

②地域生活の拠点となる施設の整備

近年、区内において、障害者の高齢化、障害の重度化・重複化の傾向がみられ、 障害者のニーズも多様化しており、地域で自立し、安心した生活を送るための生活 支援サービスの充実とともに、支援体制の整備の必要性が高まっています。

そこで、これまでの品川児童学園を障害児者総合支援施設として整備し、療育機 能の拡充はもとより、障害者の多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を 図ります。

また、地域で安心した生活を営めるよう重度化に対応したグループホームなどの 整備支援を行います。さらに、就労を中心とした発達障害者支援の拠点を整備し、 思春期から成人期への一貫した支援を行います。

このほか、地域での自立した生活のために、自立訓練センターの活用により一人 ひとりの状態に合った暮らし方を支援するほか、生きがいや楽しみなど生活の幅を 広げられるよう日中活動の場を整備し、支援の充実を図ります。

本 4 執 面	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害児者総合支 援施設の建設	・運営・設計事 業者の選定 ・基本設計	・実施設計 ・解体工事 ・本体工事	実施設計解体工事	本体工事	本体工事(竣工)

郑	笳	篊	- ;
1811	ши	 	·

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度	平成 27 年度 (平成 28~ - 末見込み 30 年度)		平成 29 年度	平成 30 年度
	不见207	00 平及/	 開設促進	 開設促進	 開設促進
安心して暮らせ			(2 力所)	(2 力所)	(2カ所)
る居住の場の確	ムの整備(11	開設(6力所)	【新規入所者数	女】	
保	カ所)		10 人	10 人	10 人

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
	重度重複障害	・事業内容の充		事業内容の充実	
重度重複障害者 の支援体制の充 実 の運営	実・新規施設開設による受入枠の		パイト事業* [*] の! - 	美施 	
	の運営	拡大	【施設の実利用 8 人	月者数】 8 人	8人

(実施課:障害者福祉課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	木兄込み	30 平及/			
			就労継続	支援A型•B型事	業の運営
	発達障害者成				
発達障害者成人 期支援拠点の運	人期支援拠点		思春期から成人期への一体的支援の充実		
	の運営(成人	発達障害者成人	自立訓	練事業の立ち上	.げ検討
対えるのだができます。	期支援事業・	期支援の充実	自	主活動の場の検	討
	思春期サポー		【成人期支援事	■業・思春期サホ	ポート事業の延
	ト事業)		利用者数】		
			1,200 人	1,200 人	1,400 人

^{※1:}レスパイト事業:在宅で重症児の子育てをしている保護者の方が外出・通院などをする際に、一時的にお子さ んをお預かりする事業です。

^ / = 1 = =	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域で自立して 生活するための 支援	自立訓練センター・生活介	運営	自立訓練センターの運営 生活介護サービスの運営		
	護サービスの 運営		【個別支援計画 69 人	回数】 69 人	69 人

③療育支援体制の整備

発育や発達に関する相談は多様化しており、保健センターの健診等においても、 療育が必要とされる児童は年々増加しています。このため、相談や療育のサービス の拡充が急務となっています。また、障害児を育てる親の就労率も上がる中、家族 支援も含めた支援体制を強化していく必要があります。児童の年齢や発達段階に応 じ、乳幼児期から一貫した相談が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら 生涯にわたる療育支援ネットワークを構築していきます。

あわせて、医療的ケアが必要な児童が地域で安心した生活を送れるよう児童発達 支援事業所などの整備の支援を行います。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
療育支援ネット ワークの構築	・自立子どもおっての検 ・自立子とおっての ・自立子とはおっての ・自立子とはいっての ・方では、 ・方では、 ・方では、 ・方では、 ・方では、 ・方では、 ・方では、 ・一のでは、 ・一のでは、 ・一のでは、 ・一のでは、 ・	・ネットワークの 構築 ・ネットワークを 活用した支援の 充実(療育支援 ガイドブックの活 用)	ネットワーク の構築 【療育支援ガイ 400 人		·活用した支援 充実 人数】 450 人

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	ı
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童発達支援セ	・児童発達支援センターの運営	・運営の充実		運営の充実	
ンターの機能強化	・品川児童学 園の仮移転	・機能強化(31年度)に向けた	戸越ルーム の活用検討		;に向けた ·検討
	(こみゅにてい	準備•検討	【療育部門の延	近利用日数】 「	1
	ぷらざ八潮)		6,120 日	6,120 日	6,120 日

今 / 計 画	現況 全体計画 平成27年度 末見込み	必要事業量	計画内容		
主体 司 凹		(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
医療的ケアに対 応できる児童発 達支援事業所の	児童発達支援事業所の開設	・児童発達支援 事業所の開設 (1カ所) ・放課後等デイ	児童発達支 援事業所の 開設支援 (1カ所)	運営事業所 の充実	放課後等デ イサービスの 開設支援 (1カ所)
整備の支援	検討(1 カ所)	サービスの開設 (1カ所)	【障害児利用登	登録者数】 5 人	12 人

(実施課:障害者福祉課)

3-3-3 障害者を支える地域をつくる

①地域生活サポート体制の確立

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、障害者およびその障害に関する理 解促進や普及啓発を図るとともに、地域のNPO等と連携し、常時、生活に必要な 相談支援を受けられるようサポート体制を整備します。

	斱	術	像		<i></i>	いな	で:	築く	、健	J.
--	---	---	---	--	---------	----	----	----	----	----

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
障害者理解の促進	・アール・ブリュット**1展の開催 ・映画祭、講演会の開催 ・理解啓発ポスター・パンフレットの作成	障害者理解の促 進	映 障害者:	レ・ブリュット展の 国祭、講演会の 理解の普及啓発 会の参加者数】 450人	開催

②権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」の施行により、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨 げとなる虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや養護者 支援などの措置を講じることが定められました。区では、障害者虐待に対応するし ながわ見守りホットラインを設置し虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の利 用支援事業の実施により、権利擁護を推進します。

人生司玉	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	•成年後見制				
	度利用支援事		事業の推進		
障害者の権利擁	業の実施	事業の推進		, , , , , , , , , , , ,	
護の推進	・障害者虐待	事業の推進	【後見人等報酬助成事業利用人数】		
	防止対策の実				人数】
	施		7人	7人	7人

^{※1:}**アール・ブリュット** 「アール」とは芸術、「ブリュット」は磨かれていない生のままという意味のフランス語 です。正規の美術教育を受けていない人が独自の発想と方法で制作した作品のことで、作家には障害のある方 が多く存在しています。

3-3-4 障害者の社会参加を促進する

①就労機会の拡充

障害者就労支援センターでは、平成24年度(2012年度)から「就労移行支援事 業」をあわせて設置し、一般就労へのステップを強化し、就労支援体制を充実させ てきました。今後は、区内に福祉的就労先である「就労継続支援事業」の拠点を増 やし、プログラムの充実を図るなど、地域で暮らす様々な障害者の自立につながる 就労機会の拡充を図ります。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
就労支援機能の	い、おいさを申集	北 労支援事業		障害者就労訓練事業の充実		
充実	機能の「脱分支援事業」 事業内 の実施		【障害者就労支	え援センターの 登	於録者数 】	
			440 人	450 人	460 人	

(実施課:障害者福祉課)

②余暇活動等への支援

障害者一人ひとりに合った余暇活動や社会参加を支援します。また、よりきめ細 かなサービスを提供するため、親の会や家族会等との連携により、自助・共助を含 めた支援体制を整備します。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害者の主体的 活動への支援	支援の推進	事業内容の充実	移動支援码	動支援事業の拡 研修・外出支援 活動支援事業の	事業の充実

③障害者団体の活動の支援

障害者やその家族に対して障害者施策やサービス内容を迅速に周知し、理解を促 進するため、障害者団体と連携します。また、障害者団体のもつ豊富な経験を活か した主体的な活動を支援します。

会 / 計 画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
障害者団体の自 助・共助事業の	事業の推進	事業の推進	区内の障害者団体と連携した 障害者への支援事業の充実 【障害者作品展への出展者数】		
推進					1
			120 人	120 人	120 人

3-4 地域福祉を推進する

少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害者を含むすべての区民が、家族や 地域とのつながりを保ちながら、ともに安心して暮らせる地域社会を実現するために、 区は福祉関連諸機関と連携し、介護・医療・保健などの連携支援システムの構築や、 建築物等の福祉的整備の指導、普及・啓発を行います。

また、ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、自助、公助とともに共助、すなわち、 地域における支え合い活動が今後ますます重要となっており、身近な場所での相談機 能の拡充や日常生活上の支援の充実が求められるとともに、孤立死**1の防止を含め、 地域での見守り体制の一層の充実を図ります。地域福祉の担い手としてのボランティ ア団体やNPO等の活動は、増加する高齢者等を支える貴重な資源として重要な役割 が期待されており、担い手を支える支援を行っていきます。

まちづくりの分野においては、重点整備地区のバリアフリー計画に基づく整備を進 めるとともに、駅の可動式ホーム柵の整備等、安全・安心なまちの充実を図ります。 あわせて、地域での支え合いの意識の醸成を図るためのソフトの充実も進めます。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①支え合いの地域社会の構築 地域での助け合い、支え合 地域福祉を推 ②地域福祉の担い手との連携 進する いを促進する の促進 ③多様な主体のボランティア・社 会貢献活動の支援 ④成年後見制度の運営の充実 ⑤要配慮者支援体制の整備 ①やさしいまちづくりの推進 すべての人にやさしいまち ② やさしいまちの整備 づくりを推進する ①低所得者に対する自立の支援 生活の安定を支援する ②ひとり親家庭への支援の充実

※1:孤立死 一般的には「孤独死」と呼ばれていますが、孤独死という言葉では当該の方が一生涯孤独であったか のような印象をもたれることがあるため、ここでは孤立死と表現しています。

3-4-1] 地域での助け合い、支え合いを促進する

①支え合いの地域社会の構築

孤立死の防止、ひとり暮らしの高齢者等の生活を支援するため、地域における会 食会や、気軽に相談に応じる体制づくりを地域との協働により構築し、必要な援助 を行います。

全体計画	現況	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(仮称)ふれあい ステーション事 業の充実	支え愛・ほっと ステーション事 業の実施 (4 地区)	・事業の拡充 (9 地区) ・(仮称)支え愛 活動の充実	(仮称 【新規開設地区 4 地区	事業の拡充 (r)支え愛活動の (医数) (国本) (国本) (国本) (国本) (国本) (国本) (国本) (国本	充実 2 地区

(実施課:福祉計画課)

②地域福祉の担い手との連携の促進

地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や民生委員と連携し、ひとり暮らし高 齢者等に対する身近な場所での相談や日常生活上の困りごとなどにきめ細やかに対 応する事業を展開します。

また、ふれあいサポート活動*1は地域福祉において重要な役割を果たしており、 孤立死防止のための高齢者の見守り活動などを含め、担い手である町会・自治会と の連携をさらに深めていきます。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
孤立死防止など 地域での見守り 体制のしくみづく り	高齢者見守り ネットワークの 拡充	・孤立死防止事 業の実施 ・組織的・体系的 な発見のしくみと 緊急対応の実施	普	J活動助成事業の 及啓発活動の充 事業者との見守り 」成団体数】 71 団体	実

(実施課:福祉計画課)

^{※1:} ふれあいサポート活動 区民間で相互支援を推進することを目的として、地域の人びとが運営する様々な事業 (高年者懇談会・訪問ボランティア等)を、地域センターが核となって実施しています。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度	
ふれあいサポー	・地域の相互 支援活動の推	ふれあいサポート活動((仮称)	高齢者等の見守り支援の実施			
ト活動((仮称) 支え愛活動)の	進・高齢者等の	支え愛活動)の 推進 ((仮称)ふれあ	地域課	題の自主的解決	その支援	
推進	見守り支援の 推進	いステーション 事業との統合)	(仮称)ふれあいステーション事業との統合			

(実施課:地域活動課)

③多様な主体のボランティア・社会貢献活動の支援

地域での支え合い活動を行う多様な主体(区民、企業、社会福祉法人、NPOな ど)と支援を求める区民に対し、活動の場の拡充や内容の調整を図るため、情報提 供やコーディネートを強化します。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		運営•活動支援			
ほっとサロン*1	3 力所	·運営·活動支援 ·開設支援	-	_	開設支援 (1 カ所)
TO DESIGNATE WITH		(1カ所)	【活動支援助成	 助成団体数】	
			9 団体	9 団体	9 団体

(実施課:福祉計画課)

※1:ほっとサロン ボランティア団体や地域の人たちが自主的に運営に参加する地域の交流拠点です。

④成年後見制度の運営の充実

社会福祉協議会の成年後見センター*1との連携強化により成年後見制度の活用を 進め、判断能力が低下した高齢者や障害者などへの支援を強化します。

また、成年後見センターが実施する、後見人の確保策としての市民後見人の養成 事業を支援するほか、対象者の増加を踏まえた相談体制の強化を図ります。

人什利莱	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
成年後見センタ 一事業の充実	事業の推進 事業内容の充実	推進 事業内容の充実	区長申3	見にかかる相談 立て・代理申立で 6見人養成事業の	での充実
			【区長申立て件 60 件	÷数】 65 件	65 件

(実施課:福祉計画課)

⑤要配慮者支援体制の整備

災害時に高齢者や障害者が、安全に避難できるよう支援体制を整備します。また、 できる限り個々の状況に配慮した避難生活が送れるよう、区内福祉施設の受入体制 の整備や医療機関との連携を推進していきます。

人	現況	必要事業量		計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度) 平成	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
要配慮者支援体 制の整備	・避難行動要 支援者名簿の 充実 ・避難所用物	支援体制の充実	支援体制の充実			
	品の整備・更		【福祉避難所受入予定人数】			
	新		764 人	804 人	804 人	

(実施課:福祉計画課、高齢者福祉課、障害者福祉課)

※1:成年後見センター 社会福祉協議会で運営し、利用者本人の判断能力や生活の状況に応じて、成年後見制度や 福祉サービス利用援助事業などを活用して、財産管理や身上監護を中心としたサービスを提供しています。

3-4-2 すべての人にやさしいまちづくりを推進する

①やさしいまちづくりの推進

地域を構成する区民、事業者、行政がユニバーサルデザインに関する理解を深め るとともに、地域で福祉を担う幅広い人材の育成に向け、ユニバーサルデザイン研 修の実施など普及・啓発を推進します。また、おたがいさま運動*1の普及について も継続的に実施し、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづく りに関する情報提供をさらに進めます。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
土 体 前 画	〒版 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			ユニバーち	ナルデザイン普及	及啓発事業
				の充実	
すべての人にや	すべての人に		おた	がいさま運動の	充実
さしいまちづくり		事業内容の充実	(小芎	学校等との連携	事業)
の推進	やさしいまちづ くりの推進	事業内谷の元夫	やさしいま	ちづくり推進協詞	義会の開催
			【研修参加人数	汝】	
			300 人	300 人	300 人

(実施課:福祉計画課)

②やさしいまちの整備

誰もが安全・快適に外出できるよう、側溝の段差解消・歩道の平坦化、視覚障害 者用誘導ブロックの設置など、公共施設(公共建築物、道路、公園など)における ユニバーサルデザイン化を、区が率先して進めます。公共交通施設(鉄道、バス等) の事業者においても、ユニバーサルデザインの導入を促進するため、施設整備など を継続して行うよう働きかけます。

また、駅周辺の多くの区民が身近に利用する公益施設(郵便局、病院、福祉施設 など)や商業施設等についても、地域住民や高齢者・障害者、民間事業者などの意 見を反映しながら、各主体との連携・協力のもとバリアフリー計画を策定し、公共 施設を含めた面的・重点的なバリアフリー化に向けた整備を進めます。

※1:おたがいさま運動 「困っている人がいたら助ける」「困ったときは、助けてと言える」といったことが当たり 前にできる「支え合いのまちづくり」に向け、区が推進している運動です。

都市像 みんなで築く健康・福祉都市 基本方針 地域福祉を推進する

^ / 	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
駅のバリアフリ	駅のバリアフリ	駅のバリアフリ	駅のバリアフリー化に対する助成		
一事業の推進	一化の推進	一化の充実	【バリアフリー ^主 1駅	整備駅数】 	1 駅

(実施課:都市計画課)

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)	平成 28 平及	平成 29 平及	平成 30 年度
	大井町駅周辺				
	バリアフリー計		大井町駅周辺	バリアフリー計	
	画、特定事業		画に基づく特定事業の推進		バリアフリー
	計画策定				計画に基づく
				旗の台駅周	
面的バリアフリ	旗の台駅周辺	面的バリアフリ	旗の台駅周	辺地区バリ	特定事業の 推進(大井
一事業の推進	地区バリアフリ	一事業の推進	辺地区バリ	アフリー計画	町・旗の台)
	一計画基礎調		アフリー計画	および特定	四] *)供() 口 /
	査		の検討	事業計画の	
				策定	
			【バリアフリー語	計画策定地区数	(累計)】
	_		1 地区	2 地区	2 地区

(実施課:都市計画課)

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	段差解消・歩 道の平坦化 395カ所	150 力所	50 力所	50 力所	50 力所
M. 16. S	視覚障害者誘 導ブロックの 設置 1,006m	300m	100m	100m	100m
道路 バリアフリー事業の推進	八潮団地内区 道のバリアフリ 一設計・工事 1,015m	1,310m	480m	500m	330m
	_	大井町駅周辺バ リアフリー設計・ 工事 500m	170m	130m	200m

(実施課:道路課)

「3-4-3」生活の安定を支援する

①低所得者に対する自立の支援

低所得者の生活の安定を図るため、生活困窮に関する相談窓口と、高齢者、障害 者、ひとり親家庭などの相談窓口が緊密に連携を図り、区民に必要な福祉情報を提 供して自立に向けた相談体制の強化を推進します。

また、生活保護受給者には適切な相談を行い、生活を支援するとともに、個々の 状況に応じた自立支援プログラムを定め、就労については品川区就業センター等を 活用した相談と支援を行います。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自立に向けた相	目 相談体制の推 事業内容の充実		相談体制の充実 就労支援の強化		
談体制の強化	進		【就労による自	立(保護廃止)世 30 世帯	世帯数】 30 世帯

(実施課:生活福祉課)

②ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭はそれぞれ複雑な状況を抱えているため、子育て・生活支援、就労 支援、経済的支援等多岐にわたる支援策の一層の充実を図ります。特に児童扶養手 当受給者等については、個々の生活状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを 策定し、ハローワークとの連携や品川区就業センターの活用による相談支援を強化 していきます。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
就労支援の強化	ひとり親家庭 自立支援事業 の推進	就労支援事業の推進	母子家庭等	達自立支援助成 等自立支援プログ 事業の推進 リグラム策定者の 36 件	グラム策定

(実施課:子ども家庭支援課)

4. 次代につなぐ環境都市

- 4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる
- 4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する
- 4-3 環境再生のまちをめざす
- 4-4 環境コミュニケーションを充実する

4. 次代につなぐ環境都市

4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる

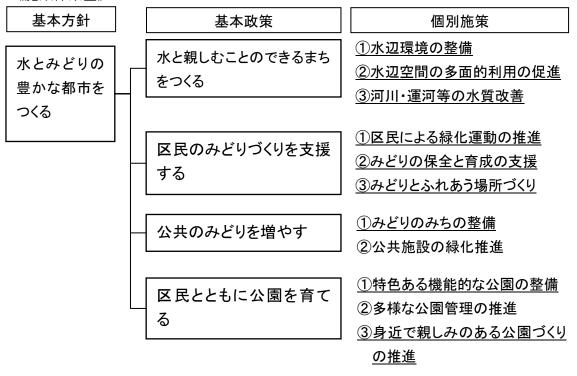
これまで整備してきた「水辺」や「みどり」の資源を区民生活にとって、さらに有効 なものとして活用するため、平成 20 年(2008 年)に「新・水とみどりのネットワーク 構想」を策定し、この構想の実現をめざすため、水とみどりに関する施策を総合的かつ 計画的に進める「水とみどりの基本計画・行動計画」を平成24年(2012年)に策定し ました。

平成26年度(2014年度)に実施した「水辺とみどりの実態調査」によると、みどり 率は 21.4% (緑被率は 15.8%) となっており、過去5年間で 0.1 ポイントとわずかな がら増加しました。

今後は、公園・緑地の整備や民有緑地の確保だけでなく、水辺空間の整備や民間開発 により生まれた広場空間の活用なども含めた「水とみどりのネットワーク」の充実をめ ざし、緑被率に加えて、水面なども含めた割合を示す「みどり率」において、区内の4 分の1がみどりに覆われていることをめざします。

さらに、水辺やみどりがもつ多面的な機能が、区民生活において、さらに有効な資源 として活用されるよう、河川や運河等の水質改善を推進するとともに水辺空間の利活用 を促進するための環境整備やしくみづくりを進めます。また、特色ある機能的な公園整 備などにより、公共のみどりを増やしていくとともに、区民や企業の自主的なみどりづ くりを支援するしくみづくりと啓発活動を推進します。

《施策体系図》



4-1-1 水と親しむことのできるまちをつくる

①水辺環境の整備

区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため、 区民が安心して水に親しめるような空間・施設を企業やNPOなどと連携し整備しま す。また、五反田・大崎地区の目黒川に舟運事業の拠点となる桟橋を整備し、観光船 などが発着できるリバーステーションとして利用し、災害時には地区内残留地区であ る五反田地区の防災桟橋として活用します。

人	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
全体計画	来成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
水辺空間の整備 促進	 ・新「水とみどりのネットワーク構想」策定 ・水辺の散歩道整備 ・親水スポット整備 	・身近な親水ス ポットの整備促 進 ・立会川河口部 回遊性確保の検 討		現水スポットの整 「口部回遊性確何 の整備数】 -	

(実施課:河川下水道課)

全体計画	現況 平成 27 年度				
全体計画	来成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	予備設計	·詳細設計 ·工事	詳細設計	I	事
五反田リバース テーション整備	需要調査	・にぎわい創出 手法の検討 ・協議会設置・運 営	にぎわい 創出手法 の検討	協議会設置準備	協議会設置・運営

(実施課:河川下水道課)

②水辺空間の多面的利用の促進

区民が身近に水を感じ、気軽に水に親しめるように、区民と協働して情報発信や機会づくりに必要な体制を構築するとともに、水辺利用の規制の緩和を誘導し、水辺空間に対する区民の多様な要望に応え、舟運も含めた水辺の利活用を促進します。

現況 全体計画 平成27年度 末見込み		必要事業量	計画内容		
	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
水辺空間の利活・水辺空間の利		・河川・運河の利 活用促進 ・桟橋・船舶の利 活用促進		・運河の利活用 ・船舶の利活用	
用促進	活用促進	舟運の検討・運 行	舟運の検討	新たな舟	運の運行
		_	【イベント参加る	イベント参加者数】	
			53,000 人	53,000 人	53,000 人

(実施課:河川下水道課)

③河川・運河等の水質改善

立会川では、地下湧水の放流に加え、白濁や臭気発生の抑制のため貧酸素化してい る底層部分に高濃度酸素溶解水を供給するなど、水質改善を進めます。

また、目黒川においては、下水高度処理水の導水に加え、調査・実験等を行うなど、 一層の水質改善策の実現を推進し、人が水にふれあえる豊かな水環境の実現をめざし ます。さらに、東京都や周辺区との連携を一層強化し、河川・運河等の水質改善を進 めます。

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容			
主体 司 凹		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
	目黒川・立会 川の水質改善	目黒川・立会川 の水質改善の推	水質改善の推進			
目黒川・立会川・	の推進	進				
勝島運河の水質 改善	勝島運河の水	合流改善施設の 整備	工事	-	_	
	質改善	水質改善の推進	水質改善の推進			

(実施課:河川下水道課)

(4-1-2) 区民のみどりづくりを支援する

①区民による緑化運動の推進

区民が身近なところでみどりづくりに取り組みやすいように誘導・支援し、区民に よるみどりづくりを促進します。

現況 全体計画 平成27年 末見込み		必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	〒版 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
みどり豊かな街 なみづくりの助 成	生垣(接道部 緑化)助成	生垣(接道部緑化)助成 150m	50m	50m	50m
	生垣(防災緑 化)助成	生垣(防災緑化) 助成 180m	60m	60m	60m
	屋上緑化の助 成	屋上緑化の助成 600 ㎡	200 m ²	200 m ²	200 m [*]

(実施課:公園課)

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		ボランティア新規	みどりと花のボランティア新規登録の拡大		
	19	ポランティア 刺焼 登録の拡大	【新規登録件数	女】	
みどりと花のあ るまちづくり	ボランティアへ		10 件	10 件	15 件
asb J(9	の支援	ボランティアリー		養成•	
		ダー養成・地域	養成	地域展開	地域展開
		展開		IN MARKET	

(実施課:公園課)

②みどりの保全と育成の支援

区民と区との協働により、既存の自然環境やみどり空間の保全を図り、区民の環境 保全に対する関心・機運の醸成を図ります。また、自然環境・みどり空間の健全な育 成に寄与するような区民の活動に対する支援を促進します。

^ <i>L</i> = = =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
樹木の保存事業	保存樹木の指 定 308 本	保存樹木の新規 指定 15 本	5 本	5 本	5 本
の推進	保存樹林の指 定	保存樹林の新規 指定	保	存樹林の新規指	定

(実施課:公園課)

③みどりとふれあう場所づくり

既存の自然環境やみどり空間を活用したり、新たに整備することで、区民の身近な 場所に自然とふれあえる空間を創出するとともに、そこでの区民の自主的活動を支援 することを通じてみどりや自然・環境への理解を促進します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	計 画 内 容		
	来成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			マイガーデンの運営		
マイガーデン* ¹ の運営	マイガーデン の運営	・マイガーデンの運営・整備検討	【運営区画数】 32 区画	32 区画	32 区画
	1 力所			整備検討	

(実施課:公園課)

^{※1:}マイガーデン 区民農園

4-1-3 公共のみどりを増やす

①みどりのみちの整備

みどりのみちを整備することで、拠点や軸線を構成する主要公園や緑道をネットワーク化し、安全で快適な歩行空間として区民の利用促進を図るとともに、災害時の避難路としての機能の強化を図ります。

全体計画	現況	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
水とみどりのみちの整備	ハツ山通り・元 なぎさ通りの 整備 490m	整備工事 650m	220m	180m	250m

(実施課:道路課)

②公共施設の緑化推進

公共施設の緑化を推進することで、やすらぎやうるおいのある空間を創出し、地域環境の改善を図ります。さらに、こうしたみどりを取り込むことで、ネットワークの広がりを促進します。

4-1-4 区民とともに公園を育てる

①特色ある機能的な公園の整備

住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防 災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色 ある機能的な公園の整備を進めます。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
全体計画	来成 27 年度 末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		しながわ区民公 園整備	1	工事	_
子どもたちのア		荏原南公園整備	設計	工事	_
イデアを活かし た公園づくり	整備(3 カ所)	中規模公園整備	I	検証	整備検討
			【整備完了数】		
			1	2 カ所	_

(実施課:公園課)

^ <i>t</i> = 1 = =	現況	必要事業量	(平成 28~		
全体計画	平成 27 年度 末見込み				平成 30 年度
	·設計(中央) ·工事(中央)	設計・工事	工事(中央)		_
しながわ区民公 園の再整備			_	設計(北側)	工事(北側)
ET 62 L 1 TE NW			【整備完了面積	責 】	
			16,000 m ²	12,100 m ²	16,500 m ²

(実施課:公園課)

都市像 次代につなぐ環境都市 基本方針 水とみどりの豊かな都市をつくる

全体計画	現況	必要事業量 (平成 28~		計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
しながわ区民公 園・勝島の海再 整備	勝島の海再整 備検討	・整備構想 (南側)・設計・工事	整備構想基本設計	実施設計	工事	

(実施課:公園課)

	現況 必要事業量		計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
┃しながわ中央公┃	·用地取得 ·実施設計	·用地取得 ·整備工事	用地取得 整備工事 開園	_	
	•整備工事		【整備完了面積	責 】	
			7,600 m ^²	_	_

(実施課:公園課)

②多様な公園管理の推進

公園の維持管理や利活用について、区民の多様なニーズに応えられるような手法・ 方策を実践して、区民の積極的な参画を促進していきます。また、公園づくりに関わる多様な区民活動に対する支援を推進します。

③身近で親しみのある公園づくりの推進

身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを進めます。

都市像 次代につなぐ環境都市 基本方針 水とみどりの豊かな都市をつくる

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
主体 司 凹	来成 27 年度 末見込み	30 年度) 平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	公園·児童遊	公園•児童遊園		設計∙工事	
	園の改修	の改修	改訂·工 事		
	公園施設の長	公園施設の長寿	E:	寿命化修繕の実	e t/c
魅力ある公園づ	寿命化修繕	命化修繕	文	弁叩仏修繕の夫	机心
くり	公園のバリア	公園のバリアフ		沙针. 丁車	
	フリー化	リ一化	設計·工事		
			【改善整備数】		
	_	1	13 カ所	16 カ所	16 カ所

(実施課:公園課)

4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

品川区の歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活 かし、快適でうるおいのある区民がやすらぎを感じる都市景観の形成を進めます。また、 国際都市東京の表玄関としてふさわしい、にぎわいのある都市景観の形成を進めます。

平成16年(2004年)に景観法**1が施行され、基礎自治体による法に基づく良好な景 観形成の取り組みがスタートしました。

品川区も平成22年(2010年)7月に「景観行政団体*2」となり、平成23年(2011 年) 4月より「品川区景観計画」の運用を開始しました。

地区の個性や特徴を活かした景観ルールを取り決めた「重点地区」として、「旧東海 道品川宿地区」を定め、景観アドバイザー制度による景観アドバイスなどの窓口相談も 開催しています。

また、「旧東海道品川宿地区」以外の地域でも、身近なところからの景観づくりの取 り組みが見られる地区を「重点地区」に指定していく検討を進め、さらなる景観意識の 醸成のための施策を推進します。

まちのにぎわいを創出するため、観光施策等と連携した景観まちづくりを進め、水辺 エリアにおいては、河川や運河の景観や水面から眺望する景観づくりが重要です。

《施策体系図》 基本方針 個別施策 基本政策 ①さらなる景観形成のための取り 魅力的な個性ある都市景観 やすらぎとにぎ 組みの推進 を創出する わいの都市景 ②地域特性を活かした景観形成 観を形成する ①親しみのもてる地域景観の整備 身近な地域景観を整備する ②身近な地域景観づくりへの支援

※1:景観法 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずるとする法律です。

^{※2:}景観行政団体 地域における景観行政を担う主体で、景観法に基づく区域に景観計画を定めることができます。 景観計画区域では、建築物の新築などの際に、設計や施工方法などを景観行政団体の長に届け出る必要がありま す。なお、景観行政団体には、指定都市の区域は指定都市が、中核市の区域は中核市が、その他の区域は都道府 県がなりますが、特別区は東京都と協議し、その同意を得て景観行政団体となることができます。

「4−2−1」魅力的な個性ある都市景観を創出する

①さらなる景観形成のための取り組みの推進

都市計画における様々な方針と連動させ「景観計画」の運用を行い、将来を見据え た景観まちづくりへ誘導します。

また、個性的で魅力ある景観づくりに寄与した区民や団体等の活動を対象とした発 表の場の提供や表彰等、区における景観活動を推進していくしくみづくりを行い、景 観まちづくりへの意識啓発を図ります。

景観上重要な路線の無電柱化(電線類の地中化を含む。)について、基本方針を取 りまとめます。

品川区における景観形成のさらなる飛躍を求め、地域との景観まちづくりにおいて 協働していくためのしくみづくりを行い、区民とともに景観まちづくりを推進してい きます。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	,		 景観計画の推進		
景観まちづくりの	景観計画の推	 景観計画の推進	景観アドバイザーの派遣		
推進	進	京戦計画の推進	【景観アドバイ	ザー派遣件数】	
			48 件	48 件	48 件

(実施課:都市計画課)

②地域特性を活かした景観形成

地域特性に応じた魅力ある都市景観を形成し、まちのにぎわいづくりにも資する、 活力ある景観づくりを推進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを推進するた め、無電柱化を進めます。また、目黒川沿いや勝島運河周辺など、うるおいのある水 辺景観の保全を検討します。

^ <i>L</i> = 1 = =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			①大崎駅周		
			辺地区【運		
			用】		
景観形成基準の			②3 地区目	②3 地区目	②3 地区目
策定(重点地区	2 地区	2 地区	【検討】	【策定】	【運用】
4 地区)				③4 地区目	③4 地区目
				【調査】	【検討】
			【景観形成基準	集策定地区数(累	(計)】
			2 地区	3 地区	3 地区

(実施課:都市計画課)

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
主体 計画	来成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		無電柱化工事	工事		
オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の無電柱化等の推進	設計	・バリアフリー化工事・遮熱性舗装工事・自転車レーン整備工事	工事内容・	手法の検討	工事

(実施課:道路課)

4-2-2 身近な地域景観を整備する

①親しみのもてる地域景観の整備

道路に面した鉄道高架下の壁画などにおける落書き等の汚れにより、景観が阻害さ れています。そのため、道路擁壁等美化事業により地域住民や通行者などにうるおい を与えるとともに、親しみのある都市景観の整備を図ります。

	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内	計画内容	字 	
全体計画	来成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
道路擁壁等の美 化	美化の推進 5カ所	美化の推進 4カ所	1 カ所	1 カ所	2 カ所	

(実施課:道路課)

②身近な地域景観づくりへの支援

「品川区景観計画」における「重点地区」など、地域に根づいた魅力ある景観を残 すまちなみを「修景」していく事業に対して国や都と連携し支援していきます。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
都市景観形成事			修景事業の充実		
業の推進(旧東	修景事業の実	 修景事業の充実		修泉争未の元夫	
海道品川宿地	施	ドラサネの元夫	【修景整備助成件数】		
区)			4 件	5 件	5 件

(実施課:都市計画課)

都市像 次代につなぐ環境都市 基本方針 環境再生のまちをめざす

4-3 環境再生のまちをめざす

地球環境問題を人類共通の課題として認識し、区・区民・事業者の三者が、低炭素社 会を構築するため、それぞれの責任と役割を踏まえて、具体的な取り組みを推進します。 また、地域における良好な生活環境の確保や生物多様性を含めた自然再生活動の推進 など、身近なところから環境の保全・改善に向けた取り組みを進めます。

環境再生に向け、区民一人ひとりが身近で具体的な行動への第一歩を進めることが重 要であり、CO2排出量の削減や省エネルギーとなる環境先進技術を用いた省エネ機器 や太陽光発電システムの導入、電気自動車の利用など、省エネルギー・再生可能エネル ギーを導入する個々の行動による環境に配慮したライフスタイルの実践のため、区はこ うした様々な活動を側面から支援していきます。

また、従来からの規制指導調査等の環境対策に加え、身近な生活環境についても、外 来種対策や有害化学物質等の新たな課題への対応を推進します。

清掃事業は、ごみの減量やリサイクルに関する取り組みを強化するとともに、区民の 自主的な活動を支えるために必要な支援を継続しながら、循環型社会を構築するため一 層の啓発等を行います。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①省エネルギー・再生可能エネ 環境再生のま 低炭素社会への取り組みを ルギーへの取り組みの推進 ちをめざす 推進する ②環境対策の計画的推進 ③地域と協働した活動の推進 ④区の率先行動の推進 ①ごみの発生抑制の推進 循環型社会への取り組みを ②リサイクルの推進 推進する ③情報提供と区民参画の推進 ④ごみの適正処理の推進 ①区民の自然再生活動の支援 環境再生活動を促進する ②産学公連携による環境再生の 取り組みの推進 ①快適な生活環境の創出 生活環境対策を推進する ②環境相談体制の充実

4-3-1 低炭素社会への取り組みを推進する

①省エネルギー・再生可能エネルギーへの取り組みの推進

地球環境を良好に次代へ引き継ぐため、限りある資源を有効に活用するとともに、 省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入などの検討を進めます。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
LED型街路灯へ の建替え	1,724 基	建替え・灯具交 換の推進 4,852 基	1,444 基	1,704 基	1,704 基

(実施課:道路課)

^ <i>t</i> = 1 =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
LED型公園灯へ の建替え	115 基	建替え・灯具交 換の推進 705 基	235 基	235 基	235 基

(実施課:公園課)

人	現況	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
西北利田4 、4	雨水利用タン ク設置助成 155件	普及拡大	20 件	20 件	20 件
雨水利用タンクの普及	公共施設への 雨水利用タン ク設置 49カ所	設置推進	10 力所	-	-

(実施課:河川下水道課)

都市像 次代につなぐ環境都市 基本方針 環境再生のまちをめざす

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
太陽光発電システム設置の支援	太陽光発電システム設置助成	支援の充実	太陽光【設置助成件数	発電システム設 対】 30 件	置助成 30 件

(実施課:環境課)

②環境対策の計画的推進

環境に関する各種計画については、長期基本計画との整合およびその他の個別計画 との連携を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的役割を 担っており、適宜見直しさらに効果的な運用を図ります。

A 44 51 T	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
環境対策の計画	お見込み 品川区環境計	環境施策の総合 的推進 区内温室効果ガス排出量の削減	第二次品川 区環境計 画*1の推進 品川区地球 温暖化対策 地域推進計 画*2の推進	第三次品川 区環境計画 の無区 地域 推進 地域 推進 (第二次) の策定	計画の推進
的推進	画等の推進	区の率先行動の 推進 新たな環境への 取り組みの検 討・推進	品川区地球 温暖化防止 対策実行計 画(第三次) ※3の推進 新たな環境	品川区地球 温暖化防止 対策実行計 画(第四次) の策定)検討・推進

(実施課:環境課)

③地域と協働した活動の推進

地域において温室効果ガスを削減するため、区民・事業者と連携して計画的かつ総 合的な取り組みを展開します。

^{※1:}第二次品川区環境計画 平成25年(2013年)から10年間を計画期間として、大気汚染などの身近な問題から、 地球温暖化などの地球環境に至る幅広い環境問題に対し、長期的な視点に立って、総合的・計画的に環境保全を 推進するための計画です。

^{※2:}品川区地球温暖化対策地域推進計画 平成22年(2010年)から11年間を計画期間として、区内の温室効果ガス の排出削減のため、温室効果ガスの削減目標、削減手法等を定める計画です。

^{※3:} 品川区地球温暖化防止対策実行計画(第三次) 平成25年(2013年)から5年間を計画期間として、品川区が 行う事務・事業にともない発生する温室効果ガスの排出削減のため、温室効果ガスの削減目標、削減手法等を定 めた計画です。

④区の率先行動の推進

品川区は「品川区地球温暖化防止対策実行計画」やしながわエコリンク*1を通じて、 省資源、省エネルギーなどの取り組みをさらに進めます。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	計 画 内 容		
主 体 们 画	末見込み	(平成 28~ - 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
品川環境行動事 業の推進	・サマールック 等キャンペーンの推進・グリーン電力の使用・しながの運用 リンクの運用管理	区の率先行動の推進	グ しながれ	ック等キャンペー リーン電力の使 ウエコリンクの運 等キャンペーン 450 事業所	用管理

(実施課:環境課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28~	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)	1 残 20 干皮	1 % 20 干皮	十次 00 平及
涼のみちの整備	保水・遮熱性 舗装の整備 7カ所	保水・遮熱性舗 装の整備 3カ所	1 カ所	1 カ所	1 カ所

(実施課:道路課)

-

^{※1:} **しながわエコリンク** ISO14001 認証取得時よりも対象範囲の拡大や法令遵守機能の強化など、より効果的・ 効率的に環境活動に取り組むため、平成27年(2015年)4月より運用を開始した区独自の環境マネジメントシステムです。

4-3-2 循環型社会への取り組みを推進する

①ごみの発生抑制の推進

ごみ減量については、3 R*1 (リデュース、リユース、リサイクル) の実践が有効な手段ですが、リサイクルや再使用の前に、まずごみの発生総量を減らすことに努めることが重要です。そのため、区は、区民・事業者に発生抑制について積極的に働きかけを行います。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
土 体 前 岡	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中小零細事業者 等からの資源回 収の支援	中小零細事業 者等からの資 源回収の支援	中小零細事業者 等からの資源回 収の支援	リサイク 【資源回収件数 80 件	ルルートへの誘 対】 80 件	導・支援 80 件
中小規模事業者 への適正排出の 誘導	・事業系廃棄物減量の推進・減量マニュアルの作成	事業系廃棄物減 量および資源分 別の指導・促進		系廃棄物減量お原分別の指導・の でである。 「一人のではできる。 「一人のではできます。 「一人のではないできます。」 「「一人のできます。」 「「一人のできます。」 「「一人のできます。」 「「一人のできます。」 「「「一人のできます。」 「「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「	-

(実施課:品川区清掃事務所)

_

^{※1:3}R 「リデュース (Reduce: ごみの発生抑制)」、「リユース (Reuse: 再使用)」、「リサイクル (Recycle: 再資源化)」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。

②リサイクルの推進

発生抑制、再使用の取り組みを行っても、なお、排出されるごみについては、コストや環境負荷に配慮しながら、資源として可能な限りリサイクルを推進します。また、区民や事業者に対しては、ごみと資源の分別の徹底を啓発します。さらに、事業者には、自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけます。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
全体計画	来成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
資源回収ステー	次海口加古米			資源回収の推進	
ションにおける資	資源回収事業 の推進	資源回収の推進	【資源回収量】		
源回収の推進	07		15,500t	15,500t	15,500t
	柳卡回四車業		拠点回収箇所の拡充		
拠点回収の充実	拠点回収事業 の推進	拠点回収の充実	【資源回収量】		
			165t	167t	170t

(実施課:品川区清掃事務所)

③情報提供と区民参画の推進

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動をすることが 求められています。そこで区は、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普 及啓発活動の充実を図り、区民参画を推進します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
全体計画	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	集団回収の促		集団回収の促進		
集団回収の促進	進	集団回収の促進	【資源回収量】		
			9,750t	9,800t	9,850t
資源持ち去りパ	資源持ち去り	資源持ち去りパ	資源持有	ち去りパトロール	の強化
トロールの推進	パトロールの	トロールの強化	【追跡·指導件	数】	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	推進		2,200 件	2,000 件	1,800 件

(実施課:品川区清掃事務所)

④ごみの適正処理の推進

廃棄物の減量を実施してもなお、ごみとして処理をしなければならないものについ ては、環境負荷を与えないように配慮しながら、排出指導やリサイクルルートへの誘 導等、適切に対応します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
事業系廃棄物適 正排出の推進	事業系廃棄物 適正排出の推 進	事業系廃棄物適 正排出の推進		選理責任者講習: 選乗物の適正排 番数】 100人	
一般廃棄物処理 業者との連携に よる排出指導	処理業者との 連携確認およ び啓発	処理業者との連 携による排出指 導	処理業者 【適正排出事業 96 事業所	との連携による	排出指導 96 事業所
ふれあい清掃事 業の推進	ふれあい清掃 の推進	ふれあい清掃の 推進	ふ 【対象世帯数(409 世帯	れあい清掃の推 累計)】 415 世帯	進 421 世帯

(実施課:品川区清掃事務所)

「4-3-3] 環境再生活動を促進する

①区民の自然再生活動の支援

生物実態調査の実施により、区内の自然環境を把握し、みどりの増加運動を推進す るとともに、「早川町の里山再生」における区民の自然再生活動を支援します。

②産学公連携による環境再生の取り組みの推進

産学公が、協働してヒートアイランド対策等の研究実証事業を行うとともに、その 成果を自然再生、CO2削減、地球温暖化対策に活かします。

[4-3-4] 生活環境対策を推進する

①快適な生活環境の創出

地域の環境状況を把握し、より快適で安全な生活をめざした新たな環境事象への対応を推進します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	不見込み	30 平度/			
アスベスト対策	アスベスト調	アスベスト対策	アスベスト対策の実施		
の推進	査および除去	の推進	【調査·除去件数】		
			8 件	8 件	8 件

(実施課:環境課)

②環境相談体制の充実

環境相談体制の充実により、カラス・外来種対策、土壌汚染対策などの身近な環境 事象への対応を推進します。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度	(平成 28~	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)			
	九= 기 씨 本 拜		カラス・外来種対策の実施		
カラス・外来種対	カラス・外来種	カラス・外来種対			
策の推進	対策の実施	策の推進	【カラスの巣等の撤去件数】		
			250 件	250 件	250 件

(実施課:環境課)

4-4 環境コミュニケーションを充実する

環境問題を解決するためには、個別の対症療法的な取り組みだけでなく、社会全体で の総合的な取り組みが求められます。

区は、平成25年(2013年)3月に新たな環境課題を踏まえた第二次品川区環境計画 を策定しました。これまでも区民の一斉活動などの啓発活動を行ってきましたが、この 活動を一層推進するため、区が区民や事業者と積極的に会話し、環境再生のためにそれ ぞれの立場で何ができるのか、どのような分野で協働できるのかなどを明らかにし、区 民の創意を活かした実践活動を進めます。

具体的には、環境情報活動センターを拠点に、区民への環境情報の収集、発信を充実 し、環境活動団体への支援や育成、活動のネットワーク化を推進し、環境コミュニティ の形成を図ります。環境にやさしいライフスタイルの普及のため、地球にやさしい環境 運動や、区民、事業者のエコライフ活動の促進など、多様な取り組みを実践していきま

また、次代を担う子どもたちを中心として、環境活動に進んで参加する意識を向上さ せるため、環境教育や環境学習を進めます。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①環境教育・環境学習の推進 環境意識の向上を図る 環境コミュニ ②環境情報の収集・発信の充実 ケーションを 充実する ①区民·事業者·NPO·区が連携 環境保全に向けてパート した環境保全活動の推進 ナーシップを育てる ②環境に配慮した事業活動の促 進 環境にやさしいライフスタ ①エコライフ活動の推進 ②地域のエコ活動の推進 イルを促進する

[4-4-1] 環境意識の向上を図る

①環境教育・環境学習の推進

区民一人ひとりの具体的な環境への取り組みのために、環境問題についての正しい 理解を促進し、環境に配慮した生活や行動を推奨し支援します。

人什司东	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
環境教育・環境 学習の充実・推	環境教育・環 境学習の充	環境教育・環境			D推進
進	実・推進	学習の推進	【講座参加者数 10 組	女(小学生と保護 10 組	者組数)】 10 組

(実施課:環境課)

②環境情報の収集・発信の充実

区民や事業者の様々な環境活動を促進するため、環境情報の収集や発信のなお一層 の充実を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
環 境情 報 の 収 集・発信の充実	環境活動・環境学習の充実	・環境学習講座の開催・ホームページ等による情報発信の充実・環境情報が共	環境学習講座の開催 ホームページ等による情報発信の充実 環境情報が共有できる場の提供		
		有できる場の提 供	【講座参加者数 950 人	女】 950 人	950 人

(実施課:環境課)

[4-4-2]環境保全に向けてパートナーシップを育てる

①区民・事業者・NPO・区が連携した環境保全活動の推進

区民が環境問題を身近に感じ、生活スタイルを見直す契機とするため、環境活動推進会議、出展団体などにより構成される実行委員会を推進主体として「しながわECOフェスティバル」を開催します。また、区民や町会・自治会、事業者、NPO等の環境活動団体の支援や育成を図り、環境ネットワークの形成を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
しながわECOフェスティバルの 充実	環境活動推進 会議等との連 携によるしな がわECOフェ スティバルの 開催	協働によるしな がわECOフェス ティバルの開催	しながわE	推進会議等との ECOフェスティバ イバル来場者数 30,000 人	いの充実

(実施課:環境課)

②環境に配慮した事業活動の促進

事業者が環境に配慮した事業の運営を推進するため、環境マネジメントシステムの導入や環境経営の支援を行います。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
土体計画	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中小規模事業所 の省エネ推進支 援事業の充実	環境経営支援 事業の推進	推進支援事業の 充実	環境紹	/ョン 21**i認証取 経営支援講習会(/ 21 認証取得支 4 件	の充実

(実施課:環境課)

^{※1:} **エコアクション21** 環境省が創設した環境マネジメントシステムの企画のひとつです。IS014001 の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築が IS014001 よりも容易なものとなっています。

4-4-3 環境にやさしいライフスタイルを促進する

①エコライフ活動の推進

環境にやさしいライフスタイルの促進のため、地球にやさしい環境運動や国産間伐 材*1の有効活用を推進します。

A // -/ -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	・地球にやさし	・地球にやさしい	地球にやさしい環境運動の普及・促進		
┃ ┃エコライフ普 及	い環境運動の	環境運動の普	 国産間伐材の有効活用		活用
事業の推進	普及•促進	及∙促進			
事業の推進	•国産間伐材	- 国産間伐材の	【協力商店街数	女】 '	1
	の有効活用	有効活用	15 商店街	15 商店街	15 商店街

(実施課:環境課)

※1:国産間伐材 植林された森林を健全に育成するために伐採した国産の間伐材です。

②地域のエコ活動の推進

打ち水運動、省エネの日など、区民の参加しやすい状況をつくり、地域で一斉に行動できる体制を整備し拡大します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
土作前回	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域エコ活動の推進	・打ち進 ・しコスを ・しつの ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・環境表 ・環境表 ・環境 ・環境	 ・打ち水運動の 推進 ・しながわ家庭エコチャレンジ・ 推進・"もったいない"プロックトの推進・環境講演の開催 ・環境表彰式の開催 	しながわり "もったい 環境講演	Tち水運動の推設 家庭エコチャレン かない"プロジェク 寅会・環境表彰記 エコチャレンジ 7,500 人	·ジの推進 ·トの推進 :式の開催

(実施課:環境課)

_

^{※1:} しながわ家庭エコチャレンジ 学校を通じてチャレンジシートを配布し、家庭で 4 週間省エネ作戦に取り組むものです。

^{※2: &}quot;もったいない"プロジェクト 日本発の世界共通語"もったいない"の精神の普及啓発として、「食品ロス」をテーマに取り上げ、一定の条件を満たした店を食品ロス削減に取り組んでいる店であるとして区が紹介するものです。

5. 暮らしを守る安全・安心都市

- 5-1 災害に強いまちをつくる
- 5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する
- 5-3 便利で安全な交通環境をつくる
- 5-4 区民生活の安全を確保する

5. 暮らしを守る安全・安心都市

災害に強いまちをつくる

東日本大震災発生後、首都直下地震等による東京の被害想定が見直され、区内では、 火災発生による被害が甚大なことから、平成 24 年度(2012 年度)に「品川区地域防災 計画」の修正を行い、避難所運営体制の強化、女性の視点、災害時医療体制の強化、新 たな災害への対応といった内容を盛り込みました。

地域の防災力の強化を図るため、区民、事業者、関係行政機関との協力体制をさらに 強化して、防災対策の基本である「自助」、「共助」、「公助」の各役割について意識の向 上を図るため具体的な取り組みを進めていきます。

災害発生時の応急救護体制について、初期消火体制、医療救護体制、避難所機能の強 化を図ります。また、発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため、帰宅困難者対策 を推進します。

市街地整備については、地震災害およびこれに起因する延焼火災等に対して脆弱な木 造住宅密集地が残されていることから、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクト** の不燃化推進特定整備地区制度を活用し、地域の不燃化、防災性の向上に向け、特定整 備路線**沿道の建築物の不燃化や広域避難場所への道路整備など、都と連携を図り、取 り組みを強化します。

建物の耐震化については、平成 25 年(2013 年)3 月に「品川区耐震改修促進計画**」 の改定を行い、耐震診断・補強設計・耐震改修等の支援策の拡充、強化を図ります。

一方、台風や集中豪雨による都市型水害への対策も、東京都や区民・事業者との連携 を図り、総合的な治水対策事業を進め、津波・高潮についても対策を進めます。

^{※1:}木密地域不燃化10年プロジェクト 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点で ある木密地域の改善を一段と加速するためのプロジェクトです。特に甚大な被害が想定される地域を対象に、10 年間の重点的・集中的な取り組みを実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標として

^{※2:}特定整備路線 災害時に火災や倒壊の危険が高い木密地域の防災性向上を図るため、東京都が「木密地域不燃化」 10年プロジェクト」実施方針に基づいて選定し、整備する都施行の都市計画道路です。

^{※3:}品川区耐震改修促進計画 住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を計画的かつ総合的に推進するための計画で あり、平成24年度(2012年度)から平成32年度(2020年度)までを計画期間とし、最終年度までの住宅や特定 建築物等の耐震化目標を95%以上とするため、旧耐震基準で建築された建物(昭和56年(1981年)5月以前の もの)を対象とする耐震化支援策などを位置づけています。

《施策体系図》

基本方針

基本政策

個別施策

災害に強いま ちをつくる

災害対策を総合的に推進す る

市街地の防災性・安全性を 高める

①防災対策の計画的推進

②関係機関・事業者・他自治体と の連携強化

①住宅密集地の防災性向上

②建物の耐震化

③広域避難場所・避難道路の整

④都市型水害に強い基盤の整

地域の防災力を強化する

①地域の防災活動の支援強化

②「自助」「共助」「公助」による防 災対策の推進

③区民・事業者・関係機関の協力 体制の推進

④要配慮者の支援強化

⑤津波・高潮対策の推進

応急活動体制を強化する

①初動体制の強化

②初期消火体制の強化

③医療救護体制の強化

④避難所機能の充実と強化

⑤情報収集・伝達の充実と強化

⑥帰宅困難者対策の推進

「5-1-1」災害対策を総合的に推進する

①防災対策の計画的推進

これまでの災害の実例を教訓として迅速かつ効果的な対応ができるよう、地域防災 計画との整合を図りながら震災復興計画等を策定し、あわせて、人、もの、情報など の資源を最大限活用した防災体制づくりを進めます。さらに、震災があった場合にす ばやく復旧できるよう地籍調査を進めます。

②関係機関・事業者・他自治体との連携強化

警察、消防などの行政機関および町会・自治会、区民、商店街ならびに交通機関や 企業、大型集客施設、その他事業者、他自治体との横断的な連携や協力体制を強化し、 総合的に防災対策を進めます。

「5-1-2]市街地の防災性・安全性を高める

①住宅密集地の防災性向上

住宅密集地において、防災上有効な公園・広場の用地取得・整備、生活道路の拡幅 整備により基盤となる公共施設の整備を進めるとともに、老朽建築物等の除却や共 同・協調建替えの支援などにより不燃化を促進し、防災性の向上と居住環境の改善を 図ります。

また、地区居住者や権利者によるまちづくり協議会などで、地区計画などの意見交 換や検討を行い、地域の意向を踏まえた安全で快適なまちづくりを進めます。

さらに、重点的・集中的な住宅密集地の改善に向け、「木密地域不燃化 10 年プロジ ェクト」の不燃化推進特定整備地区制度を活用し、先行実施地区および本格実施地区 において都と連携のもと不燃化を強力に推進し、地域の防災性の向上を図ります。

このほか、震災時の、電気に起因する火災を抑えるため、不燃化推進特定整備地区 における木造住宅を対象として、大きな揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断す る感震ブレーカーの普及促進を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	計 画 内 容 平成 28 年度 平成 30 年度		
東中延1・2丁目、中延2・3丁目地区密集住宅	水光丛 ()	30 平反)	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促 専門家派遣、除却助成、防街事業 従前居住者対応 —		
市街地の整備促 進(木密地域不	整備促進	整備促進			_
燃化 10 年プロジェクト)			【不燃領域率】 52.8%	56.8%	61.3%
旗の台・中延地 区密集住宅市街			道路拡幅整備、防災広場整備、建替促进 専門家派遣、除却助成、共同化建替		
地の整備促進(木密地域不燃	整備促進	整備促進	防街事業 -		_
化 10 年プロジェクト)			【不燃領域率】 55.9%	58.8%	62.2%
二葉3・4丁目、 西大井6丁目地 区密集住宅市街 地の整備促進 (木密地域不燃	整備促進	整備促進	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促近 専門家派遣、除却助成		
化 10 年プロジェ クト)			【不燃領域率】 54.6%	59.0%	62.2%
豊町4・5・6丁目 地区密集住宅市 街地の整備促進 (木密地域不燃 化 10 年プロジェ	整備促進	整備促進	道路拡幅整備、防災広場整備、建替促近 専門家派遣、除却助成		
クト)			【不燃領域率】 50.5%	54.6%	59.2%

西品川2·3丁目 地区密集住宅市			事業計画 策定	道路拡幅 防災広場整備	幅整備、 備、建替促進
街地の整備促進 (木密地域不燃	整備促進	整備促進	専門	門家派遣、除却即	助成
化 10 年プロジェ			【不燃領域率】		
クト)			53.1%	56.3%	60.1%
大井5・7丁目、 西大井2・3・4丁 目地区密集住宅 市街地の整備促 進(木密地域不 燃化10年プロジ	整備促進	整備促進		月家派遣、除却 £	助成
エクト)			【不燃領域率】 49.6%	53.6%	59.6%

(実施課:木密整備推進課)

^ / 1 =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
感震ブレーカー				普及促進	
設置の普及促進	_	一普及促進 	【設置助成件数	女】	
			110 件	110 件	110 件

(実施課:防災課)

②建物の耐震化

耐震改修促進計画に基づき、建物の耐震診断・補強設計・耐震改修等への支援や相 談体制、情報発信を強化することで、建物の耐震化を促進します。

全体計画	現況	必要事業量	計画内容		
主体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
木造住宅等の耐	Ī	 耐震化支援の充	耐震化支援の充実		
震化支援	耐震化支援	実	【耐震改修等即	力成件数 】	
			460 件	434 件	424 件
耐震化アドバイ	耐震化アドバ	耐震化アドバイ	耐震化アドバイザーの派遣		O派遣
ザーの派遣	イザーの派遣	サーの派遣	【アドバイザー派遣件数】		
)	19一の派遣		24 件	24 件	24 件

(実施課:建築課)

③広域避難場所・避難道路の整備

広域避難場所のより一層の安全確保のため、周辺建築物の建替助成などによる不燃 化を促進するとともに、木密地域不燃化 10 年プロジェクトにおける特定整備路線の 補助 29 号線沿道や、幹線道路沿道の不燃化により市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形 成を進め、避難計画人口の拡大、遠距離避難の解消を図ります。

また、避難道路においては、地区計画に基づく壁面後退による道路拡幅整備や沿道 建築物の不燃化を進めるとともに、空洞の調査と補修を進め、避難者の安全の確保と 早期避難の実現をめざします。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	平成 27 平度 末見込み		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助 26 号線そ			建築助成、除却助成		
の2地区都市防	不燃化促進	不燃化促進	【不燃化率】		
災不燃化の促進			54.0%	58.0%	62.0%
戸越公園一帯周			建築助成、除却助成		
辺地区都市防災	不燃化促進	不燃化促進	【不燃化率】		
不燃化の促進			50.0%	55.0%	60.0%

(実施課:木密整備推進課)

-					
A 44 = 1 - T	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	不见应。	00 平及/		<u> </u> 道路拡幅整備	
│ 荏原北·西五反 │ │ │ │ 日地区防災生活	道路拡幅整備	道路拡幅整備	【拡幅整備総列	延長 】	
田地区防炎主活 圏促進事業の推			259.4m	289.4m	319.4m
進	地区計画導入	地区計画導入	地区計画	地区計画	_
~	検討	龙 匹丽色等八	導入検討	導入	
戸越·豊町地区	叶似古坦东			防災広場整備	
防災生活圏促進	・防災広場等 の整備	・防災広場等の	広域:	避難場所の入口	整備
事業の推進(木	·道路拡幅整	整備		道路拡幅整備	
密地域不燃化	備	・道路拡幅整備	専門	『家派遣、除却即	协成
10 年プロジェク	▪整備促進	┃•整備促進	【防災広場整備	情数(累計)】 '	,
F)			6 力所	6 カ所	7 カ所

(実施課:木密整備推進課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
滝王子通り地区 避難道路機能の	竜王子通り地区 道路拡幅整	・道路拡幅整備	道路拡幅整備 建築助成、除却助成		
強化	│備 ・不燃化促進	•不燃化促進	【拡幅整備総列 117.2m	延長】 134.2m	151.2m

(実施課:木密整備推進課)

A 4 = 1 = =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
 特 定 整 備 路 線	不元 匹()	30 平皮/			
(補助 29 号線)					
沿道不燃化の促			専門家派遣、建築助成、除却助成		除却助成
進(木密地域不	整備促進	整備促進			
燃化 10 年プロジ			【不燃領域率】		
エクト)			48.2%	52.2%	57.2%

特定整備路線 (放射2号線)沿 道不燃化の促進 (木密地域不燃	整備促進	整備促進	専門家派	遣、建築助成、	除却助成
化 10 年プロジェ			【不燃領域率】		
クト)			65.4%	66.4%	67.4%
特定整備路線					
(補助 28 号線)				遣、建築助成、	除却助成
沿道不燃化の促	整備促進	 整備促進	41137///	.但、任未均/%、	MA 1911%
進(木密地域不	金佣促進	空佣化连			
燃化 10 年プロジ			【不燃領域率】	•	1
ェクト)			67.1%	67.6%	68.1%

(実施課:木密整備推進課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	予防的修繕工	予防的修繕工			
橋梁の長寿命化	事•耐震補強	事•耐震補強工	<u>۸ ۱ ۲</u> ۶	1 A + 広	11 括
の推進	工事	事	4 橋	14 橋	11 橋
	20 橋	29 橋			

(実施課:道路課)

^ / = = =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
安全な避難路等	道路空洞調査 105km	空洞点検 60km	20km	20km	20km
の確保	補修工事	補修工事		補修工事	

(実施課:道路課)

④都市型水害に強い基盤の整備

個人住宅への雨水浸透施設、雨水利用タンクおよび防水板の設置助成を促進すると ともに、公共施設および一定の条件を満たす民間施設などに対し雨水流出抑制施設の 設置指導を行います。

また、早期に浸水被害の軽減を図るため、浸水の危険性が高い地域において、下水 道能力増強工事を積極的に推進するとともに、老朽化対策にあわせて雨水排除能力を 増強させるなど効果的に進めるほか、台風などの災害時に崩壊のおそれのある崖・擁 壁の安全対策を促進します。

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
雨水流出抑制対 策の推進	対策の推進	対策の推進	区有施設等への雨水流出抑制施設の設置 宅地内雨水浸透施設設置助成		
			【設置件数】		
			60 件	60 件	60 件

(実施課:道路課、公園課、河川下水道課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		戸越拡充幹線の	設計	工事	
		整備	高又市1		
		浜川雨水排水管	工事		
┃ ┃ 排水施設の建設	排水施設の整	の整備			_
拼外心故(7)建故	備	立会川雨水放流	** /# /D \#		
		管の整備促進	整備促進		
		下水道管老朽化	老朽化対策の推進		·#
		対策の推進			EL CONTRACTOR DE

(実施課:河川下水道課)

今 / 	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
防水板の普及促	H			普及促進	
進	普及促進	普及促進	【設置助成件数	女】	
			8 件	8 件	8 件

(実施課:河川下水道課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			崖∙擁壁実態		
			基礎調査の		
			実施	崖・擁壁の	安全化対策
崖・擁壁の安全	崖・擁壁実態	崖・擁壁の安全	崖∙擁壁の	の (足進
化対策の促進	基礎調査	化対策の促進	安全化対策		
			の検討		
			【崖・擁壁の改修等支援件数】		
			_	20 件	20 件

(実施課:建築課)

[5-1-3] 地域の防災力を強化する

①地域の防災活動の支援強化

地域防災力を高めていくために、区民の自主的活動を多面的に支援するとともに、 防災機材等の配備を支援します。あわせて、区民、民間事業者への啓発や学校等にお ける防災教育も充実します。

②「自助」「共助」「公助」による防災対策の推進

防災対策の基本である「自分で守る」(自助)、防災区民組織(町会・自治会)や民 間事業者等が地域で助け合う「みんなで守る」(共助)という意識の向上をさらに図 ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
全体計画	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
災害対策基本条 例の普及啓発	普及啓発	普及啓発		普及啓発	

(実施課:防災課)

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			地震体	験•煙体験訓練	の実施
			防災ポス	スターコンクール	√の実施
		防災教育の充実 	【地震体験・煙	体験参加者数】	
			11,900 人	11,900 人	11,900 人
		・しながわ防災	しながわ防災体験館の活用		
区民·事業者等	防災教育の充	体験館の活用	防災フェアの実施		
┃への防災教育の ┃	実	・防災フェアの実	【体験館の利用者数】		
│充実 ┃		施	12,500 人	12,800 人	13,100 人
			様々なか	Jキュラム(コー <i>)</i>	ス)の実施
		防災学校の実施	【受講者数】		
			1,260 人	1,260 人	1,260 人

(実施課:防災課)

△ / ↑ ↑ 雨	現況	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域における防	こおける防		各	種防災訓練の充	笑
災訓練の充実	訓練の実施	訓練内容の充実	【訓練参加人数	女】	
			23,200 人	23,200 人	23,200 人

(実施課:防災課)

③区民・事業者・関係機関の協力体制の推進

災害時に区民・事業所・行政が相互に連携し協力体制を築けるよう、地域防災対策 三者連絡会議**1を通じて、具体的対策を取り入れた訓練の実施を推進します。

人	現況	必要事業量			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域・行政・事業 所の三者連携に よる地域防災力	結成地区 2 地区	・事業者の参加 促進 ・訓練の実施	事	国業者の参加促 訓練の実施 対】	進
の向上		ш/члу ч» Х ле	525 人	525 人	525 人

(実施課:防災課)

④要配慮者の支援強化

要配慮者の支援を引き続き進めるとともに、特に災害発生時における避難等について支援が必要な「避難行動要支援者」に対し、より一層の支援強化を図ります。

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
避難行動要支援 者の支援	災害時避難誘	ワークショップの 充実	災害時避難誘導ワークショップの充実		
	導ワークショッ		【ワークショップの実施回数】		
	プの実施		20 回	20 回	20 回

(実施課:防災課)

_

^{※1:}**地域防災対策三者連絡会議** 区民・事業所・行政が相互に連携し、地域における防災力の向上を図るために設置 している会議体です。

⑤津波・高潮対策の推進

津波・高潮の発生の際に、日頃から区民が迅速かつ適切な行動がとれるよう、津波・ 高潮等について、わかりやすい情報の提供や注意喚起をするとともに、防災意識の普 及啓発を図ります。また、津波等の危険性が高い地域において、避難場所等の確保を 進めていきます。

さらに、立会川河口部における水門等の設置に向けた検討を都と連携して行うなど、 津波・高潮対策の推進を図ります。

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	木兄込の	30 平及/			
津波・高潮対策の推進	津波に対する		津波に対する防災訓練の実施		
	防災訓練の実				
	施	津波・高潮対策の推進			
	津波避難施設		津波避難施設の確保		
	の確保				
	津波自主避難		津波自主避難マップの普及促進		
	マップの普及		【勉強会参加人数】		
	促進 		100 人	100 人	100 人
	立会川河口に		立会川河口における水門等の整備促進		
	おける水門等				
	の整備促進				

(実施課:河川下水道課、防災課)

| 5-1-4 | 応急活動体制を強化する

①初動体制の強化

初動対応マニュアル等を充実し、迅速な参集、活動が可能となるようにさらに体制 を強化します。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	計 画 内 容 平成 29 年度 平成 30 年度		
職員の初動体制の強化	災害時初動・ 業務マニュア ルの充実・活 用	初動・業務マニュアルの整備・ 充実 初動対応訓練の 強化	【初動・業務マ 42 業務	業務マニュアル(ニュアル数】 42 業務)初動対応訓練(42 業務

(実施課:防災課)

②初期消火体制の強化

街頭消火器の増設、家庭用消火器の購入等のあっせん、区立学校への消防ポンプ配 備を進めます。あわせて、初期消火への対応について啓発を図ります。

A // -/ -	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
木密地域におけ る街頭消火器の 増設	197 基	181 基	51 基	61 基	69 基 (完了)

(実施課:防災課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区立学校へのミ	ミーポップ学	ミニポンプ・スタ			
ニポンプ等の配	ミーホンク 寺 の配備	ンドパイプの配	11 校	_	
		備	(完了)	_	
備	35 校	11 校			

(実施課:防災課)

③医療救護体制の強化

医師会、薬剤師会、歯科医師会および柔道整復師会との協定を締結し、医療救護所 および緊急医療救護所の体制整備を進めます。あわせて、災害医療コーディネーター および災害医療連携会議の設置や医療救護所マニュアルを策定し、医療体制を一層強 化します。

A # 1 =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
災害時医療救護 体制の強化	・災害医療連 携会議の運営 ・応急医薬品 の更新	・災害医療連携 会議の運営 ・応急医薬品の 更新		医療連携会議の 記急医薬品の更調 当毒剤確保量】 24,000 人分	

(実施課:健康課、防災課)

④避難所機能の充実と強化

区立学校避難所を中心に備蓄物資、水、トイレの確保などを進めてきましたが、今 後は二次避難所、その他避難所、公園などで避難所機能の充実を図ります。

^ <i>t</i> = 1 =	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	避難所等の非	遊離所笙の非様		構造部材の 耐震化の実施	-
	構造部材の耐 震化	避難所等の非構 ── 造部材の耐震化 ┃ 【	【調査およびエ	1	l
避難所機能の充	辰化		調査 26 件 工事 12 件	調査 0 件 工事 32 件	_
実			避業	#所等の排水設	備の
	避難所等の便	避難所等の便所	耐震化	比調査·耐震化 <i>0</i>	の実施
	所排水設備の	排水設備の耐震	【調査およびエ	事件数】	
	耐震化	化	調査 21 件	調査 0 件	調査 0 件
			工事 12 件	工事 17 件	工事 26 件

(実施課:施設整備課、防災課、庶務課)

都市像 暮らしを守る安全・安心都市

基本方針 災害に強いまちをつくる

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	T 0.0 (T. C.	計画内容	T- 00 (T- C
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
災害復旧拠点等 の水洗トイレ機 能の確保	・災害復旧拠 点に接続する 下水道管の耐 震化 ・地区内残留 地区の下水道	災害復旧拠点に 接続する下水道 管の耐震化 地区残留地区の 下水道管の耐震	【耐震化率】 73% 【耐震化率】	耐震化の推進 100% 耐震化の推進	100%
	管の耐震化	化	71%	83%	95%

(実施課:河川下水道課)

A // -1	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	備蓄物資の更 新·充実	備蓄用飲料力	蓄物資の更新・3 K確保量】	定実	
供芸物次生の大	・備蓄物資の		120,000L	120,000L	120,000L
備蓄物資等の充 実	更新・充実 ・備蓄倉庫の	備蓄倉庫の確保		備蓄倉庫の確保	ţ
	確保	しながわ中央公 園備蓄倉庫の稼 働開始	稼働開始	-	-

(実施課:防災課)

⑤情報収集・伝達の充実と強化

ケーブルテレビ放送網の活用や防災情報配信の一元化システムの活用により、区民、 事業者、関係機関との情報収集・伝達の充実強化を図ります。

A 44 = 1 = 7	現況	必要事業量	計画内容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
情報収集・伝達	情報収集・伝	情報収集・伝達	情報収集・伝達手段の充実			
手段の充実	達手段の充実	手段の充実	【災害情報等配信システムの配備台数】			
			391 台	391 台	391 台	

(実施課:防災課)

⑥帰宅困難者対策の推進

発災直後の一斉帰宅による混乱を回避するため「むやみに移動を開始しない」とい う基本原則および施設内における備蓄の確保について、自主的に取り組むよう事業者 に周知を図ります。

-						
全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容		
工作用图	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	(目黒駅) 駅周辺帰宅困 難者対策協議 会の運営	・エリア防災 計画*1の策定 ・協議会の運営	エリア防災計画の策定	協議会の運営 		
	(大井町駅) ・駅周辺帰宅 困難者対策協	・訓練の実施 ・協議会の運営 ・地域支援ルー	協議会の運営			
駅周辺帰宅困難	議会設立・運ルの策定営	ルの策定 ・訓練の実施	地域支援ルールの策定		策訓練の実施	
者対策の推進	(大崎駅·五反 田駅)	·都市再生緊急 整備協議会設立		協議会	の運営	
	_	_	・都市再生安全 確保計画**策定 ・訓練の実施	設立準備	設立· 計画策定	帰宅困難者 対策訓練 の実施
		駅周辺帰宅困難 者対策協議会設 立	-	設立準備	設立	
	_	_	【各地区協議会	会および訓練の台	合計参加人数 】	
			240 人	360 人	480 人	

(実施課:防災課)

^{※1:}エリア防災計画 1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成 される都市再生安全確保計画に準じた計画です。

^{※2:}都市再生安全確保計画 都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地 震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他施設の 整備等に関する計画です。

全体計画	現況 平成 27 年度 末見込み	必要事業量 (平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	計 画 内 容平成 29 年度	平成 30 年度
徒歩帰宅者支援 (対策の推進 ・ 支			協議会の運営		
	国道 15 号線 徒歩帰宅者	・協議会の運営	徒歩帰宅困難者対策訓練の実施		
	支援対策協議 会*1の運営	・他路線の検討	他路線 の検討	他路線の	検討•促進
			【協議会および	訓練参加者数】	
			200 人	200 人	200 人

(実施課:防災課)

^{※1:}**徒歩帰宅者支援対策協議会** 東京都が指定する帰宅支援対象道路沿線において、災害時に徒歩帰宅者が円滑に通 過できることを目的に設置する協議会で、沿線に位置する区内の町会・自治会、商店街、事業所、私立学校、行 政機関などで構成しています。

5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する

これまで区は、副都心として位置づけられた大崎駅周辺地区をはじめとして、天王洲 地区、大井町駅東口地区、東品川四丁目地区、西大井地区で法定再開発事業などの手法 を活用し、都市基盤施設の整備を進めてきました。

今後も引き続きターミナル駅周辺で計画的なまちづくりを進め、土地利用の転換を図 り、住宅、商業、業務とのバランスの取れたまちづくりを進めていきます。

羽田空港の拡張にともない東南アジア向けの国際線が大幅に拡充されるほか、品川駅 は、わが国の交通の大動脈である東海道新幹線の全列車が停車し、今後整備されるリニ ア中央新幹線の発着駅となります。品川区は、東京の表玄関としてだけでなく、国際都 市としてのポテンシャルが一層高まっており、50万人を超える昼間人口の様々な活動 を支えられるよう、都市機能の充実を図ります。

また、近年、区の人口は増加傾向にあるものの、今後は少子高齢化による人口・世帯 の減少が見込まれます。住宅政策においては、区はこれまでに良質な区民住宅929戸(平 成28年(2016年)3月現在)を整備してきたほか、全国初の区民住宅の住み替え制度 や家賃が一定となるフラット型家賃制度を導入するなど、中堅ファミリー層の区内定住 を積極的に誘導してきました。今後は、住生活の安定確保および質の向上を図るため、 区民に安心して生活できる住宅を提供するうえで、公的住宅の適切な維持管理を行い良 質なストックとして確保するとともに、民間住宅ストックを有効に活用し、住宅確保要 配慮者*1に向けた住宅を安定供給するしくみを検討します。

マンション対策については、老朽化したマンションの大規模修繕・建替えを促進し、 区民の住環境の向上を図るほか、ワンルームマンション対策やマンションの管理水準向 上のための取り組みを推進し、マンション開発と管理の適正化を図ります。

※1:住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮 を要する者

179

《施策体系図》

基本方針 基本政策 個別施策

魅力的で住み よい市街地を 整備する

地域特性を活かした魅力あ るまちをつくる

安心して生活できる住まい づくりを進める

①個性豊かで活力ある都市空 間の形成

②安心して暮らせる身近な生活 圏の形成

③多様な担い手による地域管 理・まちづくりの促進

①住宅ストックを活用した良質な 住宅供給の促進

②公的住宅の適正な管理とセー フティネット機能の強化

③マンション開発と管理の適正 化・建替えの促進

$\lceil 5-2-1 \rceil$ 地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

①個性豊かで活力ある都市空間の形成

都心機能の一部を担う品川や大崎、区の中心核としての大井町等の駅周辺では、再 開発事業等の推進と基盤整備を同時に進めながら、高次の複合都市機能を備えた拠点 の形成を促進します。

^ <i>L</i> = 1 = =	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	・地元まちづく	・地元まちづくり			
大井町駅周辺地	り組織の設	組織の設立・活	地元まちつ	ぶくり組織の設立	•活動支援
区の整備促進	立·活動支援	動支援	事業化検討		
	•事業化検討	•事業化検討			
大井一丁目南第 1地区の整備	権利変換	工事	工事		
大井町駅西口E 地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進		都市計画 決定

-						
広町地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進	都市計画決定	事業促進	
大崎駅周辺地区 の整備促進	・地元まちづくり組織の設立・活動支援・事業化検討	・地元まちづくり 組織の設立・活 動支援・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討			
大崎三丁目地区の整備	整備促進	整備促進	都市計画 決定	組合設立	権利変換	
西品川一丁目地区の整備	工事	工事	工事 工事		工事完了	
大崎西口駅前地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進	都市計画決定	組合設立	
五反田駅周辺地	・地元まちづくり組織の設立・活動支援・事業化検討	・地元まちづくり 組織の設立・活 動支援・事業化検討	地元まちつ	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
区の整備促進	大街区化の促 進(西五反田 二丁目地区)	大街区化の促進 (西五反田二丁 目地区)	大街区化の	促進(西五反田.	二丁目地区)	
品川駅南地域周 辺地区の整備促 進	・地元まちづく り組織の設 立・活動支援 ・事業化検討	・地元まちづくり 組織の設立・活 動支援・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討			
目黒駅前地区の 整備	工事	工事	工事	工事完了	_	
品川シーサイド 駅周辺地区の整 備促進	整備促進	整備促進 C街区工事	整備促進 C街区工事			

(実施課:都市開発課)

②安心して暮らせる身近な生活圏の形成

より身近な駅周辺では、個性ある商店街や医療、福祉、教育等の生活サービス機能 の集積等、地域の中心性を備えた地区活性化拠点の形成を進めます。

A 44 = 1 -	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
武蔵小山駅周辺 地区の整備促進	・地元まちづくり組織の設立・活動支援・事業化検討	・地元まちづくり 組織の設立・活 動支援・事業化検討	地元まちづくり組織の設立・活動支援 事業化検討		
武蔵小山駅前通 り地区の整備	組合設立	整備促進	権利変換	利変換 工事	
武蔵小山パルム駅前地区の整備	権利変換	工事	工事		
小山三丁目第1 地区の整備	整備促進	整備促進	整備促進		

(実施課:都市開発課)

③多様な担い手による地域管理・まちづくりの促進

一定の地域における居住環境・市街地環境の維持・向上を目的として実施される地 域住民・事業所等による様々な自主的取り組みを支援し、多様な担い手による地域管 理の体制づくりを促進します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	自主的な管理		地域におけるエリアマネジメントの展開		
地域によるまち	運営・エリアマ	支援の充実	および活動の支援(大崎、天王洲ほか)		
の自主的な管理 運営の支援	ネジメント活動	又版の几天	【エリアマネジ	メント展開地区数	攻(累計)】
走占い又扱	の支援		2 地区	2 地区	3 地区

(実施課:都市開発課)

都市像 暮らしを守る安全・安心都市 基本方針 魅力的で住みよい市街地を整備する

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
土 体 引 凹	主 体 計 画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			まちづくり専門家の派遣		
			【専門家派遣団	団体数】	
区民の自主的な	自主的なまち	支援の充実	4 団体	4 団体	4 団体
まちづくりの支援	づくりの支援	文版 00 元天	まち	づくり団体への	助成
			【助成団体数】		
			10 団体	10 団体	10 団体

(実施課:都市計画課)

[5-2-2] 安心して生活できる住まいづくりを進める

①住宅ストックを活用した良質な住宅供給の促進

住宅のリフォームを支援することで良質な住宅ストックとしての維持を図るとともに、住宅関係団体と連携し、民間賃貸住宅の空き室の有効活用および高齢者世帯、子育て世帯など住宅に困窮する区民への住宅の安定供給を図るしくみを検討します。また、「品川区空き家等の適正管理等に関する条例」等に基づき、管理不全状態にある空き家の適正管理および有効活用を推進します。

 住宅修築融資の	末見込み 住宅修築融資	30 年度) 住宅修築融資の	平成 28 年度 住宅	平成 29 年度 と修築融資のあ	平成 30 年度 つ旋
あっ旋	のあっ旋	あっ旋	【融資件数】 14 件	14 件	14 件

(実施課:住宅課)

都市像 暮らしを守る安全・安心都市 基本方針 魅力的で住みよい市街地を整備する

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	親元近居の支	親元近居支援の	:	親元近居の支援	1
親元近居の支援	居の支援 援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 充実	【ポイント交付付	件数(近居•同居	件数)】
			45 件	45 件	45 件

(実施課:住宅課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<i>1)</i> + -1 <i>t</i> - + 0	住宅改善工事	住宅改善工事助	住宅	改善工事助成 <i>の</i>	充実
住宅改修の支援 	助成の充実	成の充実	【助成件数】		
			172 件	172 件	172 件

(実施課:住宅課)

A 44 = 1 -	現況 必要事業量			計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
		空き家の適正管		空き家の適正管理の推進		
		理の推進	【管理不全状態	たにある空き家の	D解消件数】	
空き家対策の推	空き家活用モ	12.0	5 件	5 件	5 件	
進	デル事業実施			家の有効活用の)促進	
		空き家の有効活	【有効活用件数	女】		
			2 件	2 件	2 件	

(実施課:住宅課)

②公的住宅の適正な管理とセーフティネット機能の強化

適切な維持管理を実施し、公的住宅を良質な住宅ストックとして区民に提供します。

③マンション開発と管理の適正化・建替えの促進

ワンルームマンションにファミリータイプの住戸と高齢者向けのバリアフリー住 戸付置義務を定め、中堅ファミリー層とシニア世代の区内定住の一層の促進を図りま す。また、マンションの管理水準の向上と大規模修繕や建替えの円滑な実施を促進す るため、マンション管理士・一級建築士と連携して相談体制を確立するとともに、管 理組合間で意見交換を行う場を設けるなどの支援を行います。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			マン	ション交流会の	開催
			マンション管理	里士·大規模修紹	善アドバイザー
				の派遣	
	分譲マンション		マンション管理セミナーの充実		
分譲マンション	の維持管理に	お歌士揺の充実	分譲マン	ションの管理相	談の充実
の管理支援	関する相談支	相談支援の充実	八字マッション	建替え支援策	分譲マンショ
	援			/建省ん又版泉 倹討	ン建替え支
			Ο 21:	또 하	援策の実施
				流会会員組合数	(累計)】
			55 組合	65 組合	75 組合

(実施課:住宅課)

5-3 便利で安全な交通環境をつくる

利便性の高い交通環境を形成していくため、鉄道路線やバス路線などの公共交通ネッ トワークの充実を図ります。また、生活道路の計画的整備や幹線道路の整備を促進し、 道路ネットワークの体系的な整備を進めます。そして、安全な道路環境を整備すること で、便利で安全な交通環境づくりを推進します。

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も40と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩15 分以内にあります。区はこれまでも、道路・鉄道それぞれの安全性の向上と、交通渋滞 の解消を図るため連続立体交差事業に取り組んできましたが、未だ、いくつかの踏切が 残されており、地域の分断や交通渋滞、災害時の避難、救援・救護の障害となりかねな いことが課題となっていることから、引き続きより利便性の高い交通環境網の整備に取 り組みます。

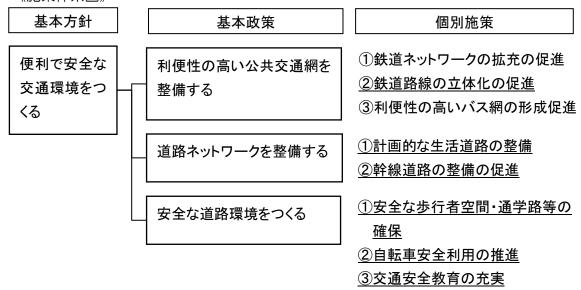
品川区の道路網については、南北を結ぶ幹線道路網は充実していますが、東西を結ぶ 道路網は脆弱であり、交通渋滞、生活道路への通過車両の流入等が課題となっています。 また、一部の幹線道路を除き、狭隘な道路が多く、さらに、住宅系、工業系、商業系の 土地利用が混在しているため、生活道路へ流入する車両も数多く発生している状況にあ ります。

防災まちづくりを進めるため、都市計画道路の優先整備路線および特定整備路線や生 活道路について整備を促進します。

リニア中央新幹線の整備や羽田空港の国際線の拡充等、区を取り巻く交通環境が変化 しており、さらに利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、鉄道による地域 の分断、踏切事故、交通渋滞等の解消に取り組みます。

また、高齢者・障害者をはじめ、すべての区民が安全で安心して道路を利用できるよ う、道路のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保や、自転車の安全利用、放置自転 車対策など道路利用の適正化を図り、交通事故を減少させる取り組みとして、安全施設 の整備や交通安全の啓発・教育を実施していきます。

《施策体系図》



5-3-1 | 利便性の高い公共交通網を整備する

①鉄道ネットワークの拡充の促進

五反田、大崎、大井町のさらなる活性化を図るため、羽田空港への鉄道ネットワー クなどの再編整備に向けて働きかけを行います。また、東海道貨物支線貨客併用化の 実現に向け、沿線自治体が構成する協議会を通じて働きかけを進めます。

②鉄道路線の立体化の促進

踏切遮断による交通渋滞および踏切事故の解消、鉄道に分断された市街地の一体化 等を図るため、鉄道路線の立体化を促進します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
京浜急行線(品	京浜急行線連	京浜急行線連続			
川駅~新馬場				測量	
駅)連続立体交	続立体交差化 調査検討	立体交差化事業 の促進	基礎調査	環境調査	基本設計
差化事業の促進	神里状剂	の促進			

(実施課:都市開発課)

③利便性の高いバス網の形成促進

利用者ニーズに応じた利便性の高いバス網の整備が必要であり、特に区の東西を結 ぶ公共交通網を充実させるため、都市計画道路の整備に合わせて、東西方向を結ぶバ ス路線の確保について事業者に強く働きかけます。

「5-3-2」道路ネットワークを整備する

①計画的な生活道路の整備

生活道路の中には狭隘な道路が多くあります。区民生活にもっとも身近な生活道 路の利便性や防災上の観点から、街区内交通を集め幹線道路に接続する主要な生活道 路の整備方針を検討・策定します。また、通勤、通学、散歩、買い物等の日常生活が 快適に行われる空間としての生活道路を確保します。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	마=	路面改良	F 000 m²	5,000 m²	5,000 m²
*\	路面改良	15,000 m²	5,000 m ²	5,000 111	5,000 111
道路の改修	加速水中	側溝改良	1 000	1 000	1.000
	側溝改良	3,000m	1,000m	1,000m	1,000m

(実施課:道路課)

	現況	必要事業量			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
細街路の拡幅	拡幅整備				
区道 20.0km	区道 13.4km	区道 6.6km	区道 2.2km	区道 2.2km	区道 2.2km
私道 20.0km	私道 15.5km	私道 4.5km	私道 1.5km	私道 1.5km	私道 1.5km

(実施課:建築課)

②幹線道路の整備の促進

補助 26 号線の整備を促進するとともに、防災まちづくりの観点から特定整備路線 として選定された補助29号線、放射2号線、補助28号線の早期整備を推進します。 特に補助29号線については、都市防災不燃化促進事業、防災生活圏促進事業、密集 住宅市街地整備促進事業等に合わせた整備を推進します。また、接続する道路整備に ついても検討します。

国道 357 号線に関しては、大井埠頭と臨海副都心とを一般道で結ぶ路線の確保につ いて整備を促進するよう働きかけます。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
補助第 163 号線 (第Ⅲ期区間・百 反坂下~補助 26 号線)の整備	・設計 ・工事	・用地取得 ・工事	用地取得 工事		工事
補助第 205 号線 (第 I 期区間)の 整備	工事	工事	工事		-
補助第 205 号線 (第Ⅲ期区間)の 整備検討	整備検討	整備検討	整備検討		

(実施課:道路課)

「5−3−3 **安全な道路環境をつくる**

①安全な歩行者空間・通学路等の確保

高齢者や障害者、幼児、児童など誰もが安心して利用できる歩行者空間や通学路等 を確保するため、歩道の整備や交差点の改良をはじめ、防護柵・カーブミラー・道路 照明などの安全施設を整備するとともに、自転車の走行環境の整備や、道路上の不法 占用物件等の障害物の除去、違法駐車の取締りを進めます。

また、歩行者が安全に道路を通行するうえで妨げとなる放置自転車の対策について は、啓発活動を実施するとともに自転車駐車場の整備に努めます。

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交差点の改良	改良の推進 140カ所	改良の推進 60 カ所	20 力所	20 力所	20 力所

(実施課:道路課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼		<u> </u>	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			重点路線等での違法駐車等防止活動		
違法駐車防止対	防止活動の推	ひょう ひままる 世本	の推進		
策の推進	進	防止活動の推進	【指導·啓発件	数】	
			2,800 件	2,800 件	2,800 件

(実施課:土木管理課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	联协用 ** ** ** **	駐輪場の増設・	大森駅前 増設	整備	検討
駐輪場の整備	駐輪場の整備	整備検討	【駐輪場収容可]能台数】	
			8,646 台	9,246 台	9,246 台

(実施課:土木管理課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画 	平成 27 年度	(平成 28~	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	末見込み	30 年度)	1 7% 20 1 1%	1 750 20 1 75	1 /2/ 00 1/2
放置自転車撤去活動の推進	撤去活動の推撤去活動の領	撤去活動の推進	撤去業務の推進 放置防止・指導啓発活動の推進		
			【撤去台数】		
			15,400 台	14,600 台	13,900 台

(実施課:土木管理課)

②自転車安全利用の推進

自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図るため、関係機関、団体、学校等との連携・協力を進めます。また、「自転車安全利用五則」*1を普及促進するため、自転車利用ルールの周知と街頭指導の充実を図ります。

	現況	必要事業量 (平成 28~			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自転車走行環境 の整備	自転車走行環 境の整備 4,465m	自転車走行環境 の整備促進 1,600m	600m	500m	500m

(実施課:道路課)

^{※1:「}**自転車安全利用五則」** 自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要な5つの交通ルールです。 「1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外」、「2. 車道は左側を通行」、「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを 徐行」、「4. 安全ルールを守る」、「5. 子どもはヘルメットを着用」

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
土净前四	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		自転車安全教室 の充実	8 回	8 回	8 回
		親子自転車安全 教室の充実	4 回	4 回	4 回
自転車安全教育 の推進	安全教室の運営	自転車安全利用 啓発活動の推進 (駅前等キャンペ ーン)	4 回	4 回	4 回
				≧教室・駅前等キ	ヤンペーン参
		_	加人数】 5,800 人	5,800 人	5,800 人

(実施課:土木管理課)

③交通安全教育の充実

各種啓発活動を実施し、交通ルールの遵守を促すとともに交通マナーの向上を図り ます。また、交通安全教育の充実を図り、交通事故の状況や危険性を広く周知するこ とで、交通事故防止に努めます。

A // -1	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			高齢者交通安全モデル地区における講習会		
立る中へ称をつ	ウム歩本の世	安全教育の推進	の充実		
□ 交通安全教育の ■ ###	安全教育の推		ヒヤリハット地点の啓発推進		発推進
推進	進		【高齢者交通安	安全講習会参加	人数】
			200 人	200 人	200 人

(実施課:土木管理課)

5-4 区民生活の安全を確保する

安全で安心して生活できる地域社会を形成するため、自分たちの地域は、自分たちで 守るという風土づくりに取り組んでいます。

また、特に子どもの安全確保については、公園等で遊ぶ子どもたちを周囲の大人たち が見守れるように公園の見とおしをよくする取り組みなど、地域全体での見守り体制を 確立し、犯罪に強いまちづくりを推進します。

今後とも、区民の体感治安の向上を図るため、不審者情報や犯罪発生情報などの提供 を行うことにより、区民の防犯に対する意識を高めるとともに、区民や町会・自治会、 事業者等の自主的防犯活動の取り組みを支援し、協働による防犯対策を推進します。

区民の消費生活を巡る環境は、経済のサービス化・ソフト化にともない、多様な金融 商品の出現や、インターネットを利用した取引の拡大など大きく変化しています。この ような環境の変化を背景として、高齢者や人生経験の少ない若者をターゲットにした悪 質巧妙な販売による被害が拡大しています。

これら消費者の安全確保については、ひとり暮らし高齢者などの被害を迅速に把握し て、消費者センターの消費者相談につなげる地域ネットワーク体制の推進や、被害にあ わない自立した消費者になってもらうため、身近なところで参加できる消費者教室や出 前講座など多様な機会の提供による意識啓発を行っていきます。

消費生活を巡る環境変化に対応して、消費者教育を進めるとともに、区内の消費者団 体との連携を図りながら、関係団体・諸機関と情報を共有し、消費者被害を未然に防ぐ 体制と消費者相談体制の拡充に持続的に取り組みます。

《施策体系図》 基本方針 個別施策 基本政策 ①地域住民が主体となった防犯 区民生活の 犯罪に強いまちをつくる 対策の強化 安全を確保す ②生活安全に関する意識啓発と る 情報提供 ③犯罪・事故から子どもを守る地 域体制づくり ①消費者教育と啓発活動の推進 消費生活の安全・安心を確 ②消費者団体の支援 保する ③消費者被害防止体制の推進 ④製品表示の監視強化

「5-4-1**] 犯罪に強いまちをつくる**

①地域住民が主体となった防犯対策の強化

安全で安心なまちづくりに向けた自主的な防犯活動を促進するため、自主的防犯活 動団体に対し活動助成を行うとともに、より一層生活安全サポート隊および警察署と の連携を図り、防犯対策を強化します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量	計 画 内 容		
	末見込み	(平成 28~ - 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			自主的防	が犯活動団体の	活動支援
	・自主的防犯		【助成団体数】		
地域住民が主体となった防犯対	活動団体の活 動支援	事業内容の充実	3 団体	3 団体	3 団体
策の強化	・防犯設備・装		防犯記	没備•装備助成の	の充実
	備助成の充実		【助成団体数】		
			8 団体	8 団体	8 団体

(実施課:地域活動課)

	現況	必要事業量			
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			企業およびPF	マスコットと連携	もした防犯活動
官民一体となっ	協力企業・PR	官民一体となっ	の推進		
た防犯対策と意	マスコットの調	た防犯対策と意		のが正定	
			【連携企業・団体数】		
識啓発の推進	査	識啓発の推進	33 団体	41 団体	49 団体

(実施課:地域活動課)

②生活安全に関する意識啓発と情報提供

迷惑な客引き行為の防止を図るため、警察等関係機関と連携し、客引き行為防止指 導員らがパトロールを行い、違反者に指導を行うなど、地域安全運動や各種キャンペ ーンの開催により、品川区セーフティアップ運動を効果的に推進し、区民の生活安全 に関する意識啓発を図ります。あわせて、警視庁が犯罪情報を迅速・正確に配信する 「メールけいしちょう」の利用を促進します。

都市像 暮らしを守る安全・安心都市 基本方針 区民生活の安全を確保する

	現況	必要事業量	計画内容		
│ 全 体 計 画 │ │	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
客引き行為等防止の推進	・執拗な客引 き行為等の防 止 ・指導員の育 成	客引き行為等防止の推進	執拗な客 【指導員数】 70 人	引き行為等の防 指導員の育成 80 人	止の推進 90 人

(実施課:地域活動課)

③犯罪・事故から子どもを守る地域体制づくり

「近隣セキュリティシステム」の効果的運用を図るため、システムや「まもるっち」等の機能向上と実地の点検・訓練を励行します。また、「近隣セキュリティシステム」の協力者と「こども 110 ばんの家」制度の融合、「83運動」との連携を図るなど、地域を挙げた子どもたちの安全を見守る地域ネットワークをより強固なものに構築していきます。さらに、子どもたちの遊び場の安全性を高めるための取り組みを推進します。

	現況 必要事業量 平成 27 年度 (平成 28~ —		計 画 内 容		
全体計画	末見込み 30 年度)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子どもを見守る 地域ネットワーク の拡充	近隣セキュリ ティシステム・ こども110ばん の家等の推進	地域ネットワークの拡充	【協力者数】	13,000 人 110 ばんの家の 2,000 人 83運動の推進	13,000 人

(実施課:地域活動課、庶務課)

「5-4-2〕消費生活の安全・安心を確保する

①消費者教育と啓発活動の推進

悪質商法や巧妙化する不当請求から区民を守るとともに、消費生活トラブルにも毅 然と対処する自立した消費者を育成するため、消費者センターにおいて多彩な講座の 企画・実施やタイムリーな情報提供を行います。また、町会・自治会などの地域団体 と協力して啓発活動を進めます。

②消費者団体の支援

消費者自身による問題解決の取り組みを促進するため、区内の消費者団体に講師を 派遣するなどの支援を行うとともに、様々な場での消費者教育を推進するため消費者 団体への情報提供を進めます。

③消費者被害防止体制の推進

高齢者や障害者などの消費生活トラブルや消費者被害を防止するため、ケアマネー ジャーやホームヘルパー、民生委員、町会・自治会、社会福祉協議会、成年後見セン ター等と柔軟に連携し、消費生活相談活動の充実を図り、消費者被害防止体制を進め ます。また、多重債務問題の解決を図るため、関係機関との連携を強化します。

④製品表示の監視強化

「家庭用品品質表示法」、「電気用品安全法」、「消費生活用製品安全法」、「ガス事業 法」および「液化石油ガス法」に基づき、小売店の立入検査などによる品質表示に関 する監視体制を強化します。

6. 区政運営の基本姿勢

- 6-1 協働による区政運営を推進する
- 6-2 行政改革を継続的に推進する
- 6-3 基礎自治体としての基盤を確立する

6. 区政運営の基本姿勢

6 - 1協働による区政運営を推進する

区内では、町会・自治会、商店街をはじめ企業、大学、NPO、ボランティアなどの 多様な主体が自発的・自主的な活動を力強く展開しており、これまで区は多くの事業を 連携して進めてきました。

品川区が「住みよいまち 住んでよかったまち」でありつづけるよう、今後も、区民 と区の信頼に基づいた協働のまちづくりを進め、多様な区民や団体の意欲と能力を活か し、地域が一体となったまちづくりに取り組みます。このため、区民の声を幅広く聴き、 区民への情報提供を充実させるとともに、多様な区民や団体が出会い、連携・協働する 機会の拡充を図っていきます。

情報発信については、品川区の魅力を区内外に発信し、総合的かつ効果的に行いつつ、 高齢者・障害者、外国人などにも配慮した様々なしくみをつくるため、区政に関する情 報だけでなく、地域情報の収集と発信にも取り組みます。

また、多様な協働を促進するためには、区は地域や団体の事情に合わせて地域の課題 を地域の区民や団体が発見し、連携して解決していくといった活動やサービスが的確に 行われるよう、活動の支援、地域の人びとや団体を結びつける取り組みを進めます。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 個別施策 ①区民の声を聴く広聴活動の拡 区民の声を聴き、区民への 協働による区 充 情報提供を充実させる 政運営を推進 ②多様な手法を活用した広報の する 充実 ③情報公開の推進 ④まちの情報と区政の記録・発 信 ⑤分かりやすい案内の充実 ①協働の機会の拡充 多様な協働を促進する ②協働のしくみの充実

「6-1-1]区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる

①区民の声を聴く広聴活動の拡充

区民と区との信頼に基づいたパートナーシップを確立するために、広聴のしくみを 拡充します。

全体計画	現況	必要事業量			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
意見交換が活発 になるしくみづく り	タウンミーティ ングの推進	・タウンミーティン グの充実 ・新たな広聴手 段の検討・充実	新たな	ンミーティングの 広聴手段の検診 ング開催回数】 2 回	

(実施課:広報広聴課)

②多様な手法を活用した広報の充実

区政に関する情報はもとより、シティプロモーション*1も積極的に進め、区内で活 躍する団体・区民などの取り組みを各種媒体を通じて発信し、区民の区政への関心を 高めるよう広報活動の充実を図ります。

^ <i>\</i> - 1 = =	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画 -	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			広報	。 段ボランティアの)	活用	
			【取材依頼件数	枚(CATV)】		
	広報ボランテ		200 件	200 件	200 件	
区民とともに行う 情報発信の充実	ィアの活用 • イメージアッ	ィアの活用 ・イメージアッ	情報発信の充実	 イメージアップ: 	運動を通じた情	報発信の充実
	プ運動の推進		【職員報(ふれ	あい)年間発行	邹数】	
			54,000 部	54,000 部	54,000 部	
			 情:	実		

(実施課:広報広聴課)

^{※1:}シティプロモーション 区外からの来訪者や転入者を増やすとともに、区民の区に対する愛着をさらに高めてい ただくため、区のもつ魅力を様々な手法で発信していく取り組みです。

都市像 区政運営の基本姿勢 基本方針 協働による区政運営を推進する

A 44 = 1 -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報要支援者の ための情報提供 の充実	情報要支援者のための情報提供	情報提供の充実	情報要支援 【声の広報利用 75 人	】 者のための情報 用者数】 75 人	提供の充実 75 人

(実施課:広報広聴課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28 ~			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			シティプロモーションの推進		
シティプロモーシ	シティプロモー	シティプロモーシ			
ョンの推進	ションの推進	ョンの推進	【メディア認知度(区外:隔年実施)】		
			60%以上	_	65%以上

(実施課:広報広聴課)

③情報公開の推進

区民と区との協働によるまちづくりを進めるため、情報公開制度の適正な運用を進め、区政に関する情報を積極的に提供します。

④まちの情報と区政の記録・発信

区政に関する情報とともに、区民に必要なまちの情報も収集・記録し、多様なメディアを活用して積極的に発信します。

また、情報を区民と区とが共有できるようにすることで、区民の自発的・自主的な活動を支援します。

都市像 区政運営の基本姿勢 基本方針 協働による区政運営を推進する

	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区政資料の収集	区政資料コー	区政資料コーナ	区政	資料コーナーの	充実
と情報提供の充	ナーの充実	一の充実	【区政資料コー	ナー利用者数】	
実			10,000 人	10,000 人	10,000 人

(実施課:広報広聴課)

	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28 ~		T	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	·WEB写真館	・WEB写真館の	WEB写真館の充実		
区政•地域情報	の運営	充実	w	/EB映像館の充	実
の発信と活用	·WEB映像館	・WEB映像館の	【WEB写真館総収蔵数】		
	の運営	充実	9,000 枚	9,200 枚	9,400 枚

(実施課:広報広聴課)

⑤分かりやすい案内の充実

景観やすべての人にやさしい配慮、外国人向け表記など、案内に求められる様々な 視点を考慮し、対象となる地域の特性や施設の目的に応じた分かりやすい案内の充実 を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
			サイン基本 マニュアル	分かり	やすい	
公共サインの設	サイン計画の	分かりやすいサ	の改訂	サイン表	示の推進	
置推進	推進	イン表示の推進	3	多言語対応の推進ルルート整備数(累計)】		
			【モデルルート			
			8ルート	9 ルート	10 ルート	

(実施課:広報広聴課)

| 6-1-2 | 多様な協働を促進する

①協働の機会の拡充

区民と区との協働により、地域の実情や特性に即したまちづくりを進めるため、区 民と区との協働、団体相互の協働など、様々な協働・連携を行うことのできる機会や 場を広げていきます。

②協働のしくみの充実

区民と区とのパートナーシップのもとに、協働によるまちづくりをさらに推進でき るように連携・協力する意識づくりを広げていきます。

6-2 行政改革を継続的に推進する

品川区は、昭和58年(1983年)以降、行財政改革に取り組み、不断の努力を続けて きました。

民間活力の活用や I C T 化などで、その結果、職員数は昭和 58 年(1983年) 当時と 比べ、約1,800人の削減となりました。また、財政面においても健全な財政基盤を築き、 区民ニーズに応じた新たな施策を積極的に展開するなど、大きな成果を挙げています。 今後も、区民ニーズを的確かつ迅速に把握し、それに応じた施策を展開しながら、機 動的で柔軟な組織運営とともに事務事業を効果的・効率的に推進していきます。

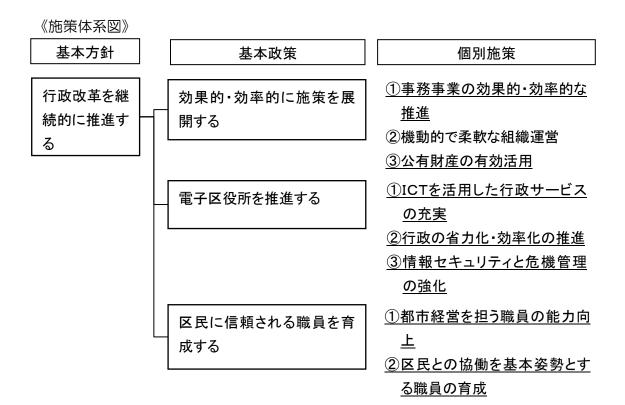
また、今後、区有施設の多くが更新期を迎えることにより、大きな財政負担が想定さ れることから、平成28年度(2016年度)に策定する「公共施設等総合管理計画」に基 づき、施設の改修等にあわせた複合化・多目的化など様々な取り組みを行い、区有施設 の有効活用とともに、財政負担の軽減や平準化、公共施設配置の最適化を図ります。

さらに、民間活力の適切な活用に加え、公共性・公平性の観点からの受益者負担の適 正化についても検討します。

あわせて、ICT化の急速な進展に対応して、これまで以上に情報通信技術を活用し た効率化、サービス向上に取り組み、社会保障・税番号(マイナンバー)制度**1につい ても、区民に有益となるよう制度への対応を図ります。

これらの要請に応えるため、職員一人ひとりの能力開発・資質の向上を図ります。

^{※1:}社会保障・税番号(マイナンバー)制度 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの 確認を行うための基盤。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社 会を実現するための社会基盤(インフラ)です。



基本方針 行政改革を継続的に推進する

6-2-1 効果的・効率的に施策を展開する

都市像 区政運営の基本姿勢

①事務事業の効果的・効率的な推進

これまでの事務事業の成果を検証し、さらに効果的かつ効率的な取り組みを検討し、継続的に改善します。

また、こうした取り組みの一環として、迅速に区民サービスが提供できる手法についてもさらに検討します。

このほか、わかりやすい財務書類を作成することにより、区民への説明責任を一層 果たすため、新公会計*1を導入します。資産・債権管理を適切に行い、今後の施設運 営や行政評価に活用します。

_

^{※1:}新公会計 「現金主義・単式簿記」によるこれまでの会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計手法 を導入し、資産・負債などのストック情報やコストを把握する取り組みです。

都市像 区政運営の基本姿勢 基本方針 行政改革を継続的に推進する

△ / → → 両	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
全体計画	来成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			協働・民間委託等の推進および 新しい公民連携手法の検討		
民間活力の活用		民間事業者の活用		理者制度の活用	
			【指定管理者新	听規導入施設数]
			1 施設	2 施設	_

(実施課:企画調整課)

A // -/ -	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新公会計の整 備・活用	新公会計制度 導入の課題分 析検討	新公会計の整 備・活用	整備	整備・運用	活用

(実施課:会計管理室、企画調整課、財政課)

②機動的で柔軟な組織運営

区民サービスの効果的・効率的な提供という観点から組織を見直し、より機動的な組織運営を進めます。

③公有財産の有効活用

少子高齢化や区民ニーズの多様化により行政需要の変化している施設については、 「公共施設等総合管理計画」の策定を踏まえ、複合化や集約化、さらに民間への一時 的な貸付けなど、社会状況の変化に対応した適切な施設の有効活用を図ります。

また、施設の計画的な修繕・改修を進め、長寿命化することで、維持管理コストの 適正化を図ります。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
老朽施設の計画	計画的な修	・公共施設等の 総合管理	公共施設等 総合管理計 画の策定	計画に基づく	,
的修繕·改修	繕·改修 	・計画的な修繕・ 改修	計画的な 修繕・改修	検討、修約	善・改修等

(実施課:企画調整課、施設整備課)

今	現況	必要事業量 (平成 28~	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公有地等の有効 活用推進	公有地等の有 効活用の検 討・推進	公有地等の有効 活用の検討・推 進	有梦	効活用の検討・対	進進

(実施課:企画調整課)

6-2-2 電子区役所を推進する

① I C T を活用した行政サービスの充実

迅速処理、自動処理、情報伝達性に優れ、時間と場所の制約を受けないなどのIC Tの特性を活用するとともに、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用開始や、 ICT技術革新の動きを捉え、さらなる区民サービスの向上を図ります。

^ <i>L</i> = -	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
				電子申請の拡大	
			【電子申請手約	売件数 】	
			3,750 件	3,800 件	3,850 件
	 手続の電子化	各種手続の電子	クレジット納	クレジット納	クレジット
		化の拡大	付システム	付運用テス	納付運用
			整備	ト・利用開始	小いつ 注 / 1.1
		・システム整備・	【クレジット納付による収納件数】		
区民サービスの			_	1,200 件	4,900 件
電子化	・自治体等連携システム構		システム 整備・運用 テスト	自治体間等 連携の開始	システム 運用
	・コンビニ交付	テスト・個人番号利用	コンビニ交付開始	コンビニ	交付運用
	システム構築・個人番号独	推進	個,	人番号独自利用	推進
	自利用検討・ 開始		【添付書類省略が可能となる事務数】		
	םלנותו		_	45 事務	45 事務

(実施課:情報推進課)

②行政の省力化・効率化の推進

区職員がそれぞれの役割に応じて、政策検討に円滑に関わることができるように、 庁内の情報共有を強化します。業務の省力化・効率化のために情報基盤を整備し、情報通信機器の統合化およびシステムの最適化を推進することで、住民福祉の向上を目的とした行政サービスのさらなる充実を図ります。

さらに、区民や団体・企業との協働に情報通信技術が効果的に活用できるように、 職員の能力開発を行い、高度な自治体経営の実現に向けて職員の意識向上を図ります。

^ <i>L</i> = 1 = 7	現況	必要事業量		計画内容	
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政の省力化・効率化の推進	周辺機器最適 化実施·運用	周辺機器最適化 実施·運用	学校教職員 用周辺機器 の最適化 周辺板 【印刷経費削減 84,630 千円	学校教職員 用機器の個 人認証導入 機器最適化実施 域額】 91,688 千円	全課・全施設 (学校含む。) 情報機器の 最適化、個 人認証導入 ・運用
	情報共通基盤の一部仮想化	情報共通基盤の 整備 VDI ^{※1} 検証・導入		vステム共通基型 v仮想化数(累計 56 システム VDI	_ ,, , , ,
	—	10. 12. 47	【職員端末のV 100 台	/DI対応数】 1,300 台	900 台

(実施課:情報推進課)

.

^{※1:} **VDI** Virtual Desktop Infrastructure の略。職員端末を切り替え、PC に最低限の機能しか持たせず、管理サーバが集中的に各端末のソフトウェア更新やデータ保存を管理する方式とすることにより、ペーパレス化や情報セキュリティ強化を進める取り組みです。

③情報セキュリティと危機管理の強化

ICTの高度利活用が進む一方で、新たなコンピュータ・システムへの攻撃や、サ イバー犯罪の増加などに対応した情報セキュリティのレベルアップが必要です。

引き続き、物理的、技術的、人的な対応を図り、情報に対する意識の向上と個々の 職員、組織の両面から情報セキュリティ対策を強化します。

また、災害、事件の発生、基幹的業務システムの停止等、緊急を要する事態に組織 的に対応するための情報システム業務継続計画を随時見直し、業務の継続を図ります。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
情報セキュリティ	セキュリティ対	セキュリティ対策	情報機器等のセキュリティ強化		
の確保	策の推進	の強化	情報セキュリティマネジメントの推進		

(実施課:情報推進課)

A 44 = 1 = T	現況	必要事業量	計画内容		
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
災害時等におけ る業務継続計画 の推進	業務継続計画の運用・更新	業務継続計画の 運用・更新	業務組	継続計画の運用	∙更新

(実施課:情報推進課)

$\lceil 6-2-3 ceil$ 区民に信頼される職員を育成する

①都市経営を担う職員の能力向上

都市経営を担う職員を育成するため、政策形成能力やコーディネート能力の向上な どを図ります。また、今後3年間において約300名の職員が定年退職することを踏ま え、若手職員の能力向上を図るとともに、ベテラン職員のノウハウ継承を推進します。

全体計画	現況 平成 27 年度	必要事業量 (平成 28~		計画内容	
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	職員キャリア		スペシャリ	リスト型職員※2育	成の推進
区政運営の原動	デザイン顕彰制度**1の実施		自治体間人材交流の推進		推進
カとしての新たな職員能力の開	・自治体間人	新たな職員能力の開発	民間経験者	活用、民間派遣	研修の推進
発	村交流の推進・民間人材の		公会計	を活用できる人材	才の育成
	活用の継続		【職員キャリア・	デザイン顕彰者	数】
			12 人	12 人	12 人

(実施課:人事課)

②区民との協働を基本姿勢とする職員の育成

区民と区とが信頼に基づいたパートナーシップのもとに品川区のまちづくりを行 うため、協働の基本姿勢を職員に浸透させていきます。

全体計画	現況	必要事業量 (平成 28~	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
区民との協働を	投働研修の宝	働研修の実職員の育成	協働研修の充実		
基本姿勢とする	施		【協働をテーマとした研修の受講者数】		
職員の育成			200 人	200 人	200 人

(実施課:人事課、地域活動課)

※1:職員キャリアデザイン顕彰制度 自己啓発に取り組み区政に貢献した職員・教職員に対して褒章を行い、職員の 職務に対する向上心を喚起し、職員の能力や組織の活力の向上を図ります。

※2:スペシャリスト型職員 特定の分野に関する深い知識や専門的な技術をもつ職員です。

6-3 基礎自治体としての基盤を確立する

平成 12 年(2000 年)の都区制度改革により、23 区は通常の「市」と同様の基礎自 治体として位置づけられ、清掃事業も都から移管されましたが、都区の役割分担とこれ に応じた財源配分といった改革の根幹をなす課題が積み残しとなりました。その後、こ れらの課題の解決に向けた都区間の協議は難航したものの、平成18年(2006年)2月 には一定の整理がなされ、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するこ とで合意に至りました。この合意に基づき、同年11月、都区共同の検討組織である「都 区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分、特別区の区域のあり方、税財政 制度の3項目について協議が進められ、現在は、緊急の課題である児童相談所のあり方 等について、都区のあり方検討とは、切り離して検討が行われているところです。

その中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要である との認識が都区の間で一致し、平成 21 年(2009 年) 9月に学識経験者も含めた都と区 市町村共同で、「東京の自治のあり方研究会」を設置しました。平成 27 年(2015 年) 3月には最終報告が取りまとめられ、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展といった 東京を取り巻く実態を踏まえ、都と区市町村の役割分担のあり方が示されています。

また、平成 18 年(2006 年)12 月に地方分権改革推進法が成立し、さらなる権限と税 財源の移譲に向けて、第2期の地方分権改革の論議が本格的にスタートしました。その 後、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図る「義務付け・枠付け」の見直し や基礎自治体への事務・権限の移譲を行うため、平成 23 年(2011 年)から平成 27 年 (2015年)までに、第一次から第五次までの「地方分権改革に係る一括法」が順次、 成立し、さらなる地方分権に向けた法整備が進められています。

今後、少子高齢化が急速に進み、地域社会を巡る様々な課題が山積する中で、地域の 実情に合わせたきめ細かな対応が求められています。住民にもっとも身近な基礎自治体 である区の果たすべき役割と責任はますます重大になっており、区民の幅広い声を受け とめ期待に応えていくためにも、これまでにも増して、区の役割と権限を拡充するとと もに、これに応じた財政自主権の確立を急がなければなりません。

こうした観点から、今後とも、「身近な事務は区が担い、東京都は広域行政に徹する」 といった、都区制度改革の原点に則した都区関係の構築に向けて全力を挙げる必要があ ります。

地方分権改革についても、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して処理するといっ た「基礎自治体優先の原則」のもとで、国と都道府県、区市町村の役割分担の見直しを 進め、国から地方への権限と税財源のさらなる移譲を実現することが不可欠です。

このため、これらの制度改革等に機動的に対応するとともに、国家戦略特区などを活 用した規制緩和を推進していきます。

また、国の検討機関等において、大都市部と地方の税収格差の問題が取り上げられ、 地方法人住民税の一部国税化など、地方法人課税の見直し等が進められていますが、こ れは、地方税制の基本原則や地方分権に反するとともに、大都市部の抱える行政需要に ついての視点が欠けており、地方税の受益と負担の原則が歪められることのないよう、 引き続き関係機関への働きかけなどを強めていく必要があります。

このほか、平成26年(2014年)11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基 づく地方創生などの国の動きも注視しながら、将来の人口構造の変化を見据え、区が基 礎自治体として持続的に発展していくため、区独自の取り組みだけでなく、全国自治体 との連携強化を進め、区と地方との相互の地域の活性化・発展をめざします。

《施策体系図》 基本方針 基本政策 基礎自治体と 地域の実情に即した施策を しての基盤を 総合的に展開する 確立する 都区制度改革・地方分権を 一層推進する ゆるぎない財政基盤を確立 <u>する</u>

6-3-1 地域の実情に即した施策を総合的に展開する

[6-3-2] 都区制度改革・地方分権を一層推進する

区の果たすべき役割と責任の拡大を踏まえ、都区のあり方をはじめ、地方分権改革に も影響をもたらす制度改革に機動的に対応するとともに、国家戦略特区を活用した規制 緩和の推進や、東京を含む各地域がともに発展・成長することを目的として、全国自治 体との連携強化を進めます。

	現況	必要事業量	計 画 内 容		
全体計画	平成 27 年度	(平成 28∼			
	末見込み	30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
			国家戦略特区事業の推進		
国家戦略特区事	国家戦略特区	国家戦略特区事			
業の推進	事業の推進	業の推進	【区域計画認定事業数】		
			1 事業	1 事業	1 事業

(実施課:企画調整課)

	現況	必要事業量	計 画 内 容			
全体計画	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
全国自治体との	全国自治体と	全国自治体との	全国自治体との連携事業の検討・実施			
連携強化	の連携推進	連携推進	【全国自治体との連携事業		女(累計)】	
			8 事業	12 事業	16 事業	

(実施課:企画調整課)

6-3-3 ゆるぎない財政基盤を確立する

区民サービスの充実と品川区の特色を発揮した施策の着実な実現に向けて、区税など の自主財源の安定確保に努めるとともに、これまで培ってきた財政力と健全財政を今後 も持続可能なものとし発展を図ります。

全体計画	現況	必要事業量	計 画 内 容		
	平成 27 年度 末見込み	(平成 28~ 30 年度)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
住民税啓発・納 付促進事業の推 進		住民税啓発活動 の充実	クレジット納付等の検討・実施		
	•住民税啓発		イベント参加等による住民税啓発活動		
	活動の推進		の実施		
	・口座振替事 業の推進		口座振替勧奨事業の推進		
	・租税教育の		【口座振替加入率】		
	推進		37.5%	38.0%	38.5%
			租税教育の推進		

(実施課:税務課)

品川区総合実施計画

平成28年度~平成30年度(第4次) 発行月 〇平成28年4月(定価500円) 発 行 〇品 川 区

編集の企画部

非核平和都市品川宣言

今、この地球に、 人類は自らを滅ぼして余りある 核兵器を蓄えた。 いまだかつて、開発された兵器で 使われなかったものはない。 これは、歴史の恐るべき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければならない。 頭上に核の閃光がひらめく前に。 遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来すら、 我われには残されていない。

品川区は、

核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、 ここに非核平和都市を宣言し、 全世界に訴える。 我われは、いかなる国であれ、 いかなる理由であれ、 核兵器の製造、配備、持込みを認めない。 持てる国は、即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえのない美しい地球と、 そこに住む生きとし生けるものを、 守り伝えるために。

制定 昭和60年3月26日

品川区

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして 自由であり、平等である いかなる国や個人も、いかなる理由であれ 絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに 日本国憲法と世界人権宣言は この人類普遍の原理をあらわし 人権の尊重が 国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は いまだに差別意識と偏見が 人々の暮らしの中に深く根づき 部落差別をはじめ 障害者、女性、先住民族、外国人への差別など どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は 人間の理性と良心によって 必ずや解消できることを 我々は確信する

平和で心ゆたかな 人間尊重の社会の実現をめざす品川区は 『人権尊重都市品川』を宣言し 差別の実態の解消に努め 人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを ここに誓う

制定 平成5年4月28日

品川区

